

食品流通対策に関する行政評価・監視

結 果 報 告 書

—食品の流通部門の構造改善に係る事業を中心として—

平成 23 年 7 月

総務省行政評価局

前 書 き

食品は、生活を営む上で最も基礎的な物資であり、食品の流通部門は、全国各地の農林漁業者や食品製造業者等が生産・製造している食品のみならず、世界各国から輸入される多種多様な食品を、安定的かつ効率的に消費者に供給するという極めて重要な役割を果たしている。

このような我が国の食品の流通部門について、農林水産省は、流通機構の合理化及び流通機能の高度化の観点から構造改善を促進するため、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）に基づき、平成19年に、23年度までの間の施策の方向性を示す「食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針」（平成19年農林水産省告示第492号）を策定した。

上記の基本方針では、食品の流通部門をその用途と商品の特性から、①産地から消費者への生鮮食品の流通、②産地から加工・業務用需用者への生鮮食品の流通、③食品製造業者から消費者への加工食品の流通の3つに大別し、構造改善を促進する取組として、「流通の各段階におけるコスト縮減」や「多元的な流通経路の形成」等を推進することとされている。

さらに、農林水産省は、生鮮食料品等の流通の基幹的インフラである卸売市場について、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第4条第1項に基づき、おおむね5年ごとに「卸売市場整備基本方針」を定め、卸売市場の整備・運営についての基本的な考え方を示し、これに即した市場開設者の取組を推進している。しかし、生鮮食料品等の卸売市場の経由率及び取扱数量は年々減少し、これに伴い卸売業者や仲卸業者の経営状況も悪化しており、卸売市場を取り巻く状況は厳しいものとなっている。また、卸売市場では、公正かつ効率的な取引の確保や卸売業者、仲卸業者等の負担軽減のための措置を講じ、生産者及び実需者のニーズに的確に対応した卸売市場における取引の活性化が課題となっている。

このようなことから、農林水産省は、地方公共団体や民間団体等が実施する、①卸売市場の施設整備事業、②食品産業と農林水産業等との連携を促進する事業、③農産物直売所の整備等を図る事業などの食品流通対策に係る事業に対し、事業費の補助等の支援を行うなど、多様な施策を講じている。

社会構造の変化を背景にいわゆる「食の外部化」が進展する中で、流通機構の合理化等を図るため農林水産省が実施している食品流通対策に係る事業は、食品の流通部門の構造改善を推進する上で大きな役割を占めており、一層効果的かつ効率的に実施することが必要である。

この行政評価・監視は、以上の状況を踏まえ、食品流通対策に係る事業の効果的かつ効率的な取組の推進を図る観点から、その実態を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視の結果	2
1 卸売市場改革の一層の推進	2
(1) 卸売市場の再編	2
(2) 卸売市場における施設の整備	19
(3) 卸売市場における電子商取引	30
(4) 卸売市場における取引規制等	35
2 食品の流通部門の構造改善に係る事業の効果的・効率的な取組の推進	60
(1) 食品生産製造等提携事業	60
(2) 食品産業競争力強化対策事業	70
(3) 加工・業務用野菜の安定供給に係る事業	95
(4) 農産物直売所の整備等に係る事業	100
(5) 通い容器の普及促進等の物流効率化に係る事業	109
(6) 水産物の新たな流通経路の構築に係る事業	126

図表等目次

1 卸売市場改革の一層の推進

(1) 卸売市場の再編

表 1-(1)-①	食品流通構造改善促進法（平成 3 年法律第 59 号）（抜粋）	5
表 1-(1)-②	食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針 （平成 19 年 4 月 12 日農林水産省告示第 492 号）（抜粋）	6
表 1-(1)-③	卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）（抜粋）	13
表 1-(1)-④	卸売市場の区分、卸売市場での取引の流れ等	15
表 1-(1)-⑤	第 8 次中央卸売市場整備基本方針における中央卸売市場の 再編基準	16
表 1-(1)-⑥	第 8 次中央卸売市場整備計画の進捗状況	16
表 1-(1)-⑦	再編基準の 3 指標に該当している卸売市場	17
表 1-(1)-⑧	都道府県卸売市場整備計画の進捗状況	18

(2) 卸売市場における施設の整備

表 1-(2)-①	卸売市場の施設整備に係る補助事業又は交付金事業の実施手続	22
表 1-(2)-②	「費用対効果分析指針（食品流通の合理化関係）」による 事業導入効果の測定方法	23
表 1-(2)-③	卸売市場の施設整備事業に係る農林水産省及び都道府県の 審査が不適切な事例	24
表 1-(2)-④	施設整備に係る事業実施状況報告等の提出状況	29

(3) 卸売市場における電子商取引

表 1-(3)-①	商物分離電子商取引に関する卸売市場法等の規程	32
表 1-(3)-②	10 市場における電子商取引実証モデル事業費	33
表 1-(3)-③	電子商取引実証モデル事業による対象物品の取扱量の割合	34

(4) 卸売市場における取引規制等

表 1-(4)-①	卸売市場法における主な規制緩和の経緯	38
表 1-(4)-②	中央卸売市場における取引規制及び当該規制に係る手続に 関する意見の類型	38
表 1-(4)-③	中央卸売市場における取引規制（総括表）	39
表 1-(4)-④-a	中央卸売市場における取引規制に関する意見及び地方転換 市場における規制の緩和状況（総括表）	40

表 1-(4)-④-b 卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化） 事例整理表	43
--	----

2 食品の流通部門の構造改善に係る事業の効果的・効率的な取組の推進

(1) 食品生産製造等提携事業

表 2-(1)-① 食品生産製造等提携事業に関する規程	63
表 2-(1)-② 食品生産製造等提携事業の日本政策金融公庫における融資 条件等	67
表 2-(1)-③ 食品生産製造等提携事業における目標の達成状況	68
表 2-(1)-④ 食品生産製造等提携事業における目標値（取扱量）の設定状況	68
表 2-(1)-⑤ 食品生産製造等提携事業の報告書の提出状況	69

(2) 食品産業競争力強化対策事業

表 2-(2)-① 食品産業競争力強化対策事業に関する規程	74
表 2-(2)-② 平成 17 年度から 19 年度において新商品開発を行った事業実 施主体の 20 年度における目標（販売量）の達成状況	76
表 2-(2)-③ 新商品開発を行った事業実施主体において販売実績がない 主な原因等（平成 20 年度実績）	77
表 2-(2)-④ 地域食農連携促進事業費等の支出等が不適切な事例	78
表 2-(2)-⑤ 「食農連携促進事業等の運用について」（第 5 の 1 の 8） 関係）別記様式 3 号の様式	82
表 2-(2)-⑥ 食農連携促進事業費等（中央事業）の支出等が不適切な事例	83
表 2-(2)-⑦ （財）食品産業センターの食料産業クラスター展開事業費に おける課題提案書と実績報告書の人件費及び事務費の比較 （平成 19 年度）	87
表 2-(2)-⑧ （財）食品産業センターの食料産業クラスター展開事業費に おける課題提案書と実績報告書の人件費及び事務費の比較 （平成 20 年度）	88
表 2-(2)-⑨ 平成 20 年度農林水産省総合食料局関係事業に係る公募要領等	89
表 2-(2)-⑩ 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）の（別紙）公益法人に対する国の関与 等を透明化・合理化するための措置（抜粋）	91
表 2-(2)-⑪ 補助金等支出明細書の様式	92
表 2-(2)-⑫ 食品流通高付加価値モデル推進事業費の支出等が不適切な事例	93

(3) 加工・業務用野菜の安定供給に係る事業

表 2-(3)-① 加工・業務用対応型野菜産地普及・定着事業及び加工・業務用 対応型野菜生産流通拡大事業等の概要	97
表 2-(3)-② 「平成 20 年度農業競争力強化対策民間団体事業公募要領」 (平成 20 年 1 月農林水産省生産局) (抜粋)	98
表 2-(3)-③ 加工・業務用対応型園芸作物生産流通拡大事業費の支出が 不適切な事例	99

(4) 農産物直売所の整備等に係る事業

表 2-(4)-① 「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象 事業費の取扱いについて」(平成 17 年 4 月 1 日付け農林水 産省生産局長、農林水産省総合食料局長、農林水産省経営 局長通知) (抜粋)	103
表 2-(4)-② 農産物直売所等の整備の支援事業(地産地消特別枠)における 入札等の方法	105
表 2-(4)-③ 農産物直売所等の整備の支援事業(地産地消特別枠)における 指名競争入札の理由	106
表 2-(4)-④ 農産物直売所等の整備の支援事業(地産地消特別枠)における 随意契約の理由	106
表 2-(4)-⑤ 地産地消推進活動支援事業費の支出等が不適切な事例	107

(5) 通い容器の普及促進等の物流効率化に係る事業

表 2-(5)-① 通い容器等の利用に対する意見(通い容器・電子タグ ・EDI)	113
表 2-(5)-② 通い容器等の利用に対する意見(モーダルシフト・共同 集荷・共同配送)	114
表 2-(5)-③ 通い容器の普及促進等の補助事業(事業実施主体別)	115
表 2-(5)-④ 通い容器の普及促進等の事業費の支出等が不適切な事例	116
表 2-(5)-⑤ 集出荷施設の整備事業に関する規程	121
表 2-(5)-⑥ 集出荷施設の整備事業における契約状況(請負施行)	123
表 2-(5)-⑦ 集出荷施設の整備事業における契約状況(代行施行)	124
表 2-(5)-⑧ 集出荷施設の整備事業における概要の公表状況	125
表 2-(5)-⑨ 集出荷施設の整備事業における評価結果の公表状況	125

(6) 水産物の新たな流通経路の構築に係る事業

表 2-(6)-① 水産物流通構造改革事業等における事業内容	129
--------------------------------	-----

表 2-(6)-② 直接取引推進事業における平成 21 年度承認事業 (平成 22 年度支払分)	130
表 2-(6)-③ 直接取引推進事業に関する規程	131
表 2-(6)-④ 直接取引推進事業における取引契約状況 (平成 20 年度)	133
表 2-(6)-⑤ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) (抜粋)	134
表 2-(6)-⑥ 国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業及び水産物 流通構造改革事業(支援事業)費の支出等が不適切な事例	136

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、関係機関による卸売市場の再編・合理化、その他の食品流通対策に係る事業の効果的かつ効率的な取組の推進を図る観点から、その実態を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 行政評価・監視対象機関

農林水産省、経済産業省、国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（30）、市町（34）、関係団体、事業者

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

石川行政評価事務所

4 実施時期

平成21年12月～23年6月

第2 行政評価・監視の結果

1 卸売市場改革の一層の推進

(1) 卸売市場の再編

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>農林水産省は、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）第3条第1項に基づき、平成19年4月12日に「食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針」（平成19年農林水産省告示第492号。以下「構造改善基本方針」という。）を策定し、これに基づき、流通機構の合理化及び流通機能の高度化の観点から食品の流通部門の構造改善等を促進するための各種施策を実施している。</p> <p>構造改善基本方針では、生鮮食料品等の流通の基幹的インフラである卸売市場について、「卸売市場改革の推進」として、「卸売市場については、卸売市場法（昭和46年法律第35号）等に基づく卸売市場の再編・合理化、商物分離電子商取引によるダイレクト物流導入市場の拡大、卸売手数料の弾力化、卸売市場管理運営への民間活力の導入等により、一層効率的な卸売市場流通を推進する」とされている。</p> <p>また、農林水産省は、卸売市場法第4条第1項に基づき、おおむね5年ごとに卸売市場の整備を図るための基本方針を定めており、平成16年10月1日に、22年度を目標年度とする第8次の「卸売市場整備基本方針」（以下「第8次整備方針」という。）を策定し、卸売市場の再編等に取り組んでいる。さらに、農林水産省は、卸売市場法第5条第1項に基づき、おおむね5年間を対象とする中央卸売市場の整備を図るための計画を定めており、平成17年3月31日に、17年度から22年度までの間を計画期間とする第8次の「中央卸売市場整備計画」（以下「第8次整備計画」という。）を策定し、中央卸売市場運営の広域化、地方卸売市場への転換、他の卸売市場との統合による市場機能の集約等の再編措置を推進している（注）。</p> <p>（注） 農林水産省は、平成22年10月26日に、27年度を目標年度とする第9次の「卸売市場整備基本方針」を、23年3月31日に、同年度を目標年度とする第9次の「中央卸売市場整備計画」を策定している。</p>	<p>表 1-(1)-① 表 1-(1)-②</p> <p>表 1-(1)-③</p>
<p>【調査結果】</p> <p>第8次整備方針では、卸売市場の適正な配置を図るため、再編の対象となる中央卸売市場を判断する指標として、取扱数量が市場開設区域内の需要量未満であること等、4指標を定めている（以下この項目において、この4指標を「再編基準」という。）。既存の中央卸売市場のうち再編基準の3以上の指標に該当する場合、当該市場の開設者は、市場運営の広域化、地方卸売市場への転換、市場の廃止等の再編のための取組を検討し、早期に具体的な取組内容及びその実施時期を決定することとされている。</p> <p>農林水産省は、第8次整備計画を策定する前に、平成12年から14年までの3か年の平均取扱数量等からみて再編基準の3以上の指標に該当することとなる既存の中央卸売市場（以下この項目において「再編対象市場」という。）の開設者に対し、再編のための取組内容及びその実施時期を決定するよう求めている。その上で、これらが決定された市場を平成17年3月に第8次整備計画に掲載するとともに、同計画に掲載</p>	<p>表 1-(1)-④ 表 1-(1)-⑤</p>

されていない再編対象市場であっても、同月後に当該市場の開設者が取組内容及びその実施時期を新たに決定した場合には、その都度同計画の一部改定を行って当該市場を同計画に盛り込んでいる。

今回、第8次整備計画の進捗状況を調査したところ、平成22年度末までに再編が予定されていた15市場は、計画どおり再編を終えている。

また、上記の再編対象市場以外の27中央卸売市場について再編基準の該当状況を調査したところ、平成19年度以降、再編基準の3以上の指標に該当しているものが1市場みられたが、当該市場は、再編措置について決定しておらず、22年10月末現在、第8次整備計画に盛り込まれていない(注)。なお、第8次整備方針では、第8次整備計画策定後に取扱数量等の再編基準に該当した場合、市場機能の強化の観点から自主的に再編に取り組むものとされている。

(注) 当該市場は、農林水産省の第9次「中央卸売市場整備計画」(平成23年3月31日策定)には、「再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場」として記載されている。

これは、農林水産省が「中央卸売市場整備計画」を策定する際、あらかじめ再編の対象となる中央卸売市場の範囲を限定して定めていることによるものである。しかし、卸売市場の適正な配置を一層推進するためには、当該中央卸売市場の設定後に再編基準の3以上の指標に該当することとなった中央卸売市場についても、同計画に盛り込むこと等により再編のための取組を推進することが重要である。

このため、農林水産省は、既存の中央卸売市場が再編基準に該当するかどうかを把握し、新たに該当することが明らかとなった場合には、当該市場の名称を公表するとともに、当該市場に対して対応措置を国に報告させ、当該措置が不十分であるときは、「中央卸売市場整備計画」に盛り込むなど再編に向けた指導を行うことが必要であると考えられる。

都道府県は、卸売市場法第6条第1項に基づき、「都道府県卸売市場整備計画」を定めることができるとされており、同条第2項において、その内容は「卸売市場整備基本方針」及び「中央卸売市場整備計画」に即するものでなければならないとされている。

また、第8次整備方針では、地方卸売市場における集荷力の低下傾向を踏まえ、地域における生鮮食料品流通の核となる地方卸売市場の適正な配置を実現するため、「都道府県卸売市場整備計画」に地域における集荷力の強化を図る上での拠点となる地方卸売市場(他の卸売市場との統合又はこれと連携して集荷・販売活動を行う地域拠点市場)を必要に応じて定めることとされている。

今回、21都道府県の「都道府県卸売市場整備計画」について調査したところ、22年度末の再編市場数(目標数)を明示しているものは11県みられたが、同目標に対する21年度末現在の再編市場数の割合をみると、地域の生鮮食料品等の流通事情を反映しながら計画的に再編を進める県がある一方で、①進捗率が0%のもの(2県)、②進捗率が13.3%から16.7%までの間にあり低いもの(4県)等、地方卸売市場の再編が進捗していない状況も見受けられる。

このため農林水産省は、生鮮食料品等の円滑かつ安定的な流通の確保及び卸売市場における流通の効率化を図る観点から、「都道府県卸売市場整備計画」についても、

表 1-(1)-⑥

表 1-(1)-⑦

表 1-(1)-⑧

計画に盛り込まれた再編目標が達成されるよう必要な助言、指導等を行うことが重要であると考えられる。

(注) 卸売市場法第72条第2項では、「国及び都道府県は、中央卸売市場整備計画又は都道府県卸売市場整備計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うよう努めるものとする。」とされ、地方卸売市場の適正な配置を実現するため都道府県に対し必要に応じて助言・指導を行うよう努めることとされている。

【所見】

したがって、農林水産省は、卸売市場の適正な配置を促進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 中央卸売市場整備計画策定後に再編基準の3以上の指標に該当することとなった中央卸売市場について、再編指標の該当状況を把握・公表するとともに、該当市場に対し、対応措置を報告させること。また、対応措置が不十分である場合には、必要に応じ整備計画に盛り込むなどの再編に向けた指導を行うこと。
- ② 都道府県卸売市場整備計画の達成のため、同計画の進捗状況を把握・分析し、その結果を踏まえ、都道府県に必要な助言を行うこと。なお、その際は、地方公共団体の自主性・自立性に配慮すること。

（目的）

第一条 この法律は、食品の流通部門の構造改善を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図り、あわせて一般消費者の利益の増進と農林漁業の振興に資することを目的とする。

（定義）

第二条

1・2 （略）

3 この法律において「卸売市場機能高度化事業」とは、次に掲げる事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。

一 卸売市場（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第九号の中欄に規定する付設集団売場を含む。以下同じ。）を開設する者又は卸売市場において卸売の業務若しくはこれと密接な関連を有する業務を行う者で政令で定めるもの（以下「卸売市場開設者等」という。）が、次に掲げる措置のすべて又は相当部分を実施することにより卸売市場の機能の高度化を図る事業

イ 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品の仕分及び搬送の自動化等食品の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

ロ セリ売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

ハ 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

ニ 卸売市場開設者等のうち政令で定めるものの経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

二 卸売市場を開設する者が、他の卸売市場を開設する者と連携して前号イからニまでに掲げる措置のうち一又は二以上のものを実施することによりこれらの卸売市場の機能の高度化を図る事業

4～6 （略）

（基本方針）

第三条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品の流通部門の構造改善の基本的な方向

二 次に掲げる事業の実施に関する基本的な事項

イ 食品生産製造等提携事業

ロ 卸売市場機能高度化事業

ハ 食品販売業近代化事業

ニ 食品商業集積施設整備事業

ホ 新技術研究開発事業

三 前号に掲げるもののほか、食品の流通部門の構造改善の促進に関する重要事項

四 一般消費者の利益の増進、農林漁業の振興その他の食品の流通部門の構造改善に際し配慮すべき重要事項

3 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。

5 農林水産大臣は、第一項の規定により基本方針を定め、又は第三項の規定によりこれを変更したときは、その要旨を公表するものとする。

（注）下線は、当省が付した。

「食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針」
(平成 19 年 4 月 12 日農林水産省告示第 492 号) (抜粋)

食品は、生活を営む上で最も基礎的な物資であり、食品の流通部門は、全国各地の農林漁業者や食品製造業者等が生産・製造している食品のみならず、世界各国から輸入される多種多様な食品を、安定的かつ効率的に消費者に供給するという極めて重要な役割を果たしている。

我が国は、総人口が平成 16 年の約 1 億 2,800 万人をピークに減少局面に入る等少子・高齢、人口減少社会を迎え、女性のさらなる社会進出、世帯員数の減少と高齢者世帯の増加等、今後とも社会構造が大きく変化していくことが予想される。また、集団食中毒、BSE の発生、基準値を超える農薬の残留等、食の安全をめぐる問題の発生を受け、国民の食の安全に対する関心は高い状態にある。

こうした状況を背景に、食品の流通部門においては、世帯構造の変化に伴う販売単位の小口化、中食や調理が簡便な食品を提供する総菜宅配等の事業への活発な参入、また、食の安全やこだわりといった消費者意識を反映して、インターネット等による販売の増加、有機食品等の品揃えに配慮した店舗展開等がなされる等、様々な業態変化が見られる。

他方、我が国経済のグローバル化が進展している中で、我が国の食料自給率を高め、平成 27 年度に供給熱量ベースの食料自給率を 45 % とする目標を確実に達成していくためには、国産農林水産物の競争力を強化することが急務となっており、流通段階を含む食料供給コストの縮減を図ることが喫緊の課題となっている。

食品の流通部門は、一義的には、関係業者による創意工夫とその努力により発展してきており、今後とも民間主導による業界発展の構図は基本的に変わらないものの、流通構造の合理化に向けた社会基盤の整備、各種ガイドラインの策定等、政府として取り組むべき課題も少なくない。

平成 14 年 4 月に第 3 次基本方針が策定されて以後、新たな食料・農業・農村基本計画（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）が策定され、①食品産業の競争力の強化に向けた取組、②食品産業と農業の連携の強化等の食品流通施策が掲げられているほか、第 8 次卸売市場整備基本方針（以下「第 8 次方針」という。）等において食品流通に関する施策の方向性が打ち出されているところである。

このため、本基本方針では、これらを根拠法である食品流通構造改善促進法（以下「法」という。）の目的である流通機構の合理化と流通機能の高度化という観点から横断的に整理しつつ、来るべき 5 年間を見据え、政府として、食品の流通部門の構造改善を促進するための施策の方向性を提示するものである。

第 1 食品の流通部門の構造改善の基本的な方向

食品の流通部門は、その用途と商品の特性から、産地から消費者への生鮮食品の流通、産地から食品製造業者、外食業者といった加工・業務用需要者への生鮮食品の流通、食品製造業者から消費者への加工食品の流通に大別され、各流通には輸入品が加わる。

我が国の食料消費は、社会構造の変化を背景とした食の外部化が進展する中で、中食を含む加工食品が増加しており、食品の流通においても、加工食品に係る流通の比重が高まっていると考えられる。

〔産地から消費者への生鮮食品の流通〕

産地から消費者への生鮮食品の流通は、全国各地の農林漁業者から供給される短期的に流通量の変動し、保存性が低い農林水産物を、全国各地に鮮度を保持しつつ、短時間で大量に輸送させる必要がある。この流通においては、商品の迅速な集荷、分荷や適正な価格形成が重要であり、その役割の多くを卸売市場が担っている。しかし、各商品の流通の広域化や取引の多様化、鮮度の良い食品を求める消費者ニーズ等に対応しつつ、生鮮食品を消費者に安定的に供給していくためには、新たな卸売市場制度の下で、安全で効率的な卸売市場流通への改革が必要である。また、消費者に直に接する食品小売業においては、世帯構造の変化等を踏まえた販売方法の工夫が見られるほか、食に対するこだわりや利便性を求める消費者の産地からの直接購入、直売所による生産者の販売等流通経路は多様化しており、それぞれのニーズに応じた取組を行う必要がある。

〔産地から加工・業務用需要者への生鮮食品の流通〕

産地から加工・業務用需要者への生鮮食品の流通のうち、食品製造業者や大規模な外食業者（以下「食品製造業者等」という。）への流通は、これら業者による輸入、農協等の生産者サイドとの直接的取引や産地市場からの原料調達为主体である。一方、多くの外食業者への流通は卸売市場を経由したものとなっている。このような中、生産者が、価格や数量・品質の安定性等において、食品製造業者等のニーズに十分応え切れていないことから、加工・業務用需要者に仕向けられる国産の農林水産物及び食品の割合は近年低下傾向にある。消費者の国産志向への対応や高品質化のため、国内調達を増やす動きもあり、中食を含む加工食品の消費が増加する中で、我が国の食料供給力を高めるためには、この分野における国産原材料比を引き上げることが重要であることから、加工用での、家計消費には向かない規格の利用といった実態も踏まえた、需要先に応じた多様

な規格への対応、定時・定量の出荷、一次加工とその際の高度な品質管理等、実需者である食品製造業者等と生産者の連携を、卸売市場を介したのもも含め強化する必要がある。

〔食品製造業者から消費者への加工食品の流通〕

食品製造業者から消費者への加工食品の流通は、一定程度保存性のある加工食品を需要動向に合わせて流通させるものであり、食品製造業者から、直接又は卸売業者を介して、これら事業者が各地区に整備した配送センターから、小売業者の各店舗に配送している。個々の事業者において、配送センターの省力化、多温度帯対応のトラックでの配送等省コスト化が進められているが、事業者により配送用容器の規格が異なる等合理化を必要とする部分がある。

なお、大別した3つの流通において、消費者の食の安全への関心に応じていくための食品に付随する情報の伝達や、流通コストを縮減するための容器の規格、取引情報の統一化といった社会基盤の整備は、共通する課題であり、事業者間又は業種間の連携を強化し対応する必要性がある。

以上のような認識に立脚し、流通機構の合理化及び流通機能の高度化を図るための構造改善を促進する取組を行う。

1 流通機構の合理化のための構造改善

食品の流通部門においては、事業者間競争の中で、合理化が図られているものの、事業者の更なる取組や関係者による広範囲の連携を推進し、流通機構の合理化を図っていく必要がある。

（1）流通の各段階におけるコスト縮減

地球温暖化等の環境問題や世界的な食料需要の高まりを背景に、世界中長期的な食料需給には多くの不安定要因が存在している。我が国は、供給熱量ベースで食料の6割を海外に依存し、かつ特定国への輸入依存度が高い等、我が国の食料供給構造には脆弱性が内在している。一方、経済のグローバル化に伴い、食品を含む大量の物資の国境を越えた流通が活発化している中で、我が国の食料自給率を高め、国産農林水産物の安定した供給体制を構築するには、実需者である食品産業及び消費者のニーズに応える食料供給であるとともに、供給コストの縮減を図ることが重要であることから、効率的な流通を指向していく必要がある。

日常的に民間主導で効率化やコスト縮減に向けた努力が行われているものの、通い容器や電子タグの普及に代表されるように、各流通段階の関係者の参加を要する取組や、開発中の技術を用いた実証試験、規格の標準化等、民間主導の取組では困難なものもある。

このため、これら効率化や合理化に大きな効果が期待できる取組を促進することにより、平成18年9月に農林水産省がとりまとめた「食料供給コスト縮減アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を着実に推進し、流通の各段階における食料供給コストの縮減を実現する。

（2）多元的な流通経路の形成

社会構造や消費者意識の変化、有機農業等消費者の多様なニーズに対応した農業生産活動の展開、情報技術を始めとした技術革新等を背景に、従来の卸売市場を中心とした流通に加え、量販店等と産地との直接取引、生産者サイドによる直売所の運営、インターネットを活用した生産者からの直接販売等産地と消費者の間に多くの販売経路が形成されている。提供される食品の形態も、消費者の簡便化志向等を背景とした中食・外食を通じた食品の提供や、カット野菜等の形態での提供が増大しているほか、こうした食品を毎日の食材として提供する宅配サービス、とりわけ近年の高齢単身世帯数の増加等から総菜宅配の取組が拡大する等、多様な流通形態の展開がみられる。また、食品製造業では、国産農林水産物の品種や数量が加工用の需要と一致せず、食品製造業者は、その原材料を海外に求める場合も多いものの、規格指定による契約栽培により産地との直接取引を進める動きや、食品製造を含めた食品関連事業者自らが原材料である農産物の生産に乗り出すといった動きもみられる。

我が国では、多種類、多品種の農林水産物が各地で生産されており、これらを効率的、かつ確実に全国の消費者まで流通させる上で、卸売市場流通は基幹的な役割を果たしており、今後もその重要性は変わらないものと考えられるが食品流通の形態が変化する中で、卸売市場が今後とも我が国の生鮮食料品等の基幹的な流通拠点として十分に機能していくため、卸売市場の整備と併せ、卸売市場関係事業者による積極的な取組が必要である。

このため、多様な実需者・消費者ニーズに適切に対応し、安全で高品質な食品を適切な価格で国民に確実に供給する体制を確保するため、それぞれのニーズに応じた多元的な流通の展開を図りながら、食品の特性を踏まえた産地から消費地までの合理的、効率的な流通を推進する。

また、特産物として広く認識されている地域性豊かな農林水産物等の地域産業資源が存在するが、こ

こうした地域産業資源を原材料とする製品の開発、生産等を促進することは、農林水産業のみならず商品の開発・生産・販売事業を通じて地域経済の活性化にも寄与するものであることから、産地と食品製造業者や販売業者との連携による地域産業資源の活用を積極的に推進する。

(3) 情報ネットワーク化の推進

消費者の求める食品を、適時、適量、高品質を保ったまま供給するためには、販売者と生産者との間の情報伝達が迅速になされるとともに、物流の合理化による短時間での流通を実現していく必要がある。また、食品の安全に係る情報等の商品に付随する情報に対する消費者の関心が高まっており、それらを伝達する重要性が増している。

このため、これらに的確かつ経済性も加味して対応していくためには、ユビキタスコンピューティングに代表される情報技術の活用により、現在、部分的に行われている受発注や在庫管理、配送、決済の電子化等の取組を、生産、流通、小売に至る一連の流通行程で統一的なシステムを展開し、取引の効率化を推進することが重要であり、こうした取組を加速させ流通の合理化を図る必要がある。

2 流通機能の高度化のための構造改善 (略)

第2 構造改善事業の実施に関する基本的な事項

前項で述べた基本的な方向に則し、法第2条に掲げられた食品生産製造等提携事業、卸売市場機能高度化事業、食品販売業近代化事業、食品商業集積施設整備事業及び新技術研究開発事業について、以下のとおり実施するものとする。

1 食品生産製造等提携事業

(1) 目標

多様化・高度化する消費者ニーズに対応した食品を安定的に供給するとともに、農林水産物を地域産業資源として最大限に活用するため、農林漁業の生産活動と食品の製造活動・販売活動を直接結びつけ、併せてこのために必要となる施設の整備を促進することにより、食品の製造・加工・販売段階における消費者ニーズの適確、迅速な把握及び農林漁業の生産段階への提供、消費者ニーズに対応した食品の生産及び製造・加工又は販売を図ることを目標とする。

(2) 内容

ア 食品製造業者等と農林漁業者等が、(ア) 及び (イ) の措置を実施するとともに、必要に応じて (ウ) の措置を実施するものとする。

(ア) 食品製造業者等と農林漁業者等との間における食品の安定的な取引関係の確立

食品製造業者等と農林漁業者等との間において、取引の対象とする農林水産物の種類、量、価格決定方法、取引期間、消費者の評価等の情報の伝達方法、取引に伴い必要となる施設等に関する事項を盛り込んだ農林漁業投資に関する取決めを締結する。

(イ) 食品の生産の用に供する施設の整備その他食品の生産の安定を図るための措置であって、(ア) の措置を実施するために必要な措置であるもの

農林水産物生産施設若しくは農林水産物生産共同利用施設の整備、農業生産法人への出資、食品製造業者等と農林漁業者等とが共同して行う農林漁業関連事業法人の設立のための出資又は農林漁業者若しくは農業協同組合等の所有する食品製造用資産の取得を行う。

(ウ) (イ) の措置と併せて実施する食品の生産の用に供する施設の整備その他食品の生産の安定を図るための措置又は品質の優れた食品に対する消費者ニーズに適確に対応するために必要な食品の製造若しくは加工業務用施設の整備であって、(ア) の措置を実施するために必要な措置であるもの (イ) の措置を行う場合に当該措置を効果的に実施するために必要かつ不可欠な施設を整備する。

イ 食品販売業者等と農林漁業者等が、(ア) 及び (イ) の措置を実施するとともに、必要に応じて (ウ) の措置を実施するものとする。

(ア) 食品販売業者等と農林漁業者等との間における食品の安定的な取引関係の確立

食品販売業者等と農林漁業者等との間において、取引の対象とする食品の種類、量、価格決定方法、取引期間、消費者の評価等の情報の伝達方法、取引に伴い必要となる施設等に関する事項を盛り込んだ取決めを締結する。

(イ) 食品の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備であって、(ア) の措置を実施するために必要な措置であるもの

食品の鮮度等の品質を生産から小売に至る一連の流通过程において保持・管理するために必要となる集出荷施設、処理加工施設、保管・配送施設、販売施設、情報処理施設等を整備する。

- (ウ) (イ) の措置と併せて実施する品質の優れた食品に対する消費者ニーズに適確に対応するために必要な食品販売業務用施設の整備であって、(ア) の措置を実施するために必要な措置であるもの
- 食品販売業者が多様化・高度化する消費者ニーズを適確に把握し、対応するために必要となる処理加工施設、情報処理施設又はアンテナショップ、冷蔵ショーケース等の販売施設を整備する。

2 卸売市場機能高度化事業

(1) 第1号の事業

ア 目標

食料供給コストの縮減を図り、また、食の安全に対する関心の高まり等消費者ニーズの多様化・高度化に対応した物流や卸売市場業務の合理化・効率化、コールドチェーンの確立等品質管理の向上に必要な施設・体制の整備等により、卸売市場の機能の高度化を図ることを目標とする。

イ 内容

次の措置のすべて又は相当部分を実施するものとする。

- (ア) 食品の鮮度保持を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品の荷さばき業務用施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置適正な品質管理を行うための施設整備を推進し、卸売市場における品質管理の高度化を図る。

また、産地、卸売市場、小売等各段階での合理化を通じた産地から小売までの流通コストの低減のために必要となる自動仕分搬送保管施設、一貫パレチゼーション等を推進する。

- (イ) せり売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

せりの機械化等卸売市場の業務の処理体制の合理化及び卸売市場に集積される種々の情報の分析・提供等を通じた産地・小売への利便の増進等のための施設の導入等を図る。

- (ウ) 卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

研修施設等の整備、研修会の実施等により、品質管理を向上させるためのノウハウ等卸売市場の業務を行う者の知識、技術等の向上を図る。

- (エ) 卸売業者及び仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化等を図るための措置

他の卸売業者若しくは仲卸業者からの営業権の譲受け、異なる卸売市場の卸売業者間の資本提携による支配関係の構築又は仲卸業者の共同事業による営業権の買取り若しくは残存する事業者の事業の多角化により、経営の改善・強化を図る。

(2) 第2号の事業

ア 目標

一定の流通圏において、そこに所在する卸売市場全体として業務運営の合理化・効率化等を推進し、地域における生鮮食品等の円滑かつ効率的な流通体制を整備するため、地域における生鮮食品等の中核的な流通拠点となる地方卸売市場の開設者が、当該地域の他の卸売市場との統合や、連携した集荷・販売活動等を推進することにより、食料供給コスト縮減とともに、地域の卸売市場の機能の高度化を図るものとする。

イ 内容

- (ア) 以下の要件に該当する地方卸売市場の開設者（以下「事業主体」という。）が、(イ) の措置を実施するものとする。

a 直近の取扱金額が50億円以上であるか又は卸売場面積が3000㎡以上である地方卸売市場であって、都道府県卸売市場整備計画において地域における生鮮食品等の集荷力の強化を図る上での拠点となる地方卸売市場に位置付けられているものであること。

b 第2号の事業と併せて第1号の事業が実施される地方卸売市場であること。

c 次の事項を業務規程において定め、都道府県条例で定めるところにより、新規開設の場合にあつては都道府県知事の開設の許可を、変更の場合にあつては都道府県知事の承認を得ることにより、地域拠点市場としての条件を整備している地方卸売市場であること。

(a) 純資産基準額、流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率、資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率その他卸売業者が遵守すべき財産の状況に関する基準

なお、その基準は、中央卸売市場と同等の水準とすることを基本とし、純資産基準額については、卸売業者の純資産基準額(昭和46年6月30日農林省告示第1028号)に、流動資産の合計

金額の流動負債の合計金額に対する比率等については、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)第32条の2に定める基準額等に準じたものとする。

(b) 毎事業年度の業務及び財産の状況を記載した書類の備付け及び閲覧に関する事項、帳簿の区分経理に関する事項、販売の委託の申込みに対する引受けの拒否の禁止に関する事項、毎日の卸売の数量及び価格の公表に関する事項その他卸売業者が遵守すべき事項

(イ) 事業主体は、地域拠点市場としてのリーダーシップを発揮しつつ、周辺の地域に所在する卸売市場と連携して、(1)のイの(ア)から(エ)までに掲げる措置のうち一又は二以上のものを実施することにより、当該地域の卸売市場全体の機能の高度化を図るものとする。

3～5 (略)

第3 食品の流通部門の構造改善の促進に関する重要事項

1 流通機構の合理化のための構造改善の促進

(1) 流通の各段階におけるコスト縮減

食料供給コストを縮減するため、アクションプランに基づく取組を行うとともに、実需者及び消費者ニーズを踏まえた流通の合理化及び効率化を推進する。

ア 卸売市場改革の推進

卸売市場については、卸売市場法(昭和46年法律第35号)等に基づく卸売市場の再編・合理化、商物分離電子商取引によるダイレクト物流導入市場の拡大、卸売手数料の弾力化、卸売市場管理運営への民間活力の導入等により、一層効率的な卸売市場流通を推進する。

イ 物流の効率化

(ア) 通い容器の普及

現在、青果物の輸送においては、ほとんどが段ボール箱によるものであり、通い容器の普及は低位にとどまっている。その要因は、段ボール箱の価格と比較して通い容器のレンタル料に割安感が感じられないこと、物流センターを持たない量販店や青果小売店の通い容器の返還場所となる卸売市場に、回収容器の保管場所や管理システムが未整備であること等が挙げられる。

このため、生産者や卸・仲卸業者、小売業者等に対する普及・啓発を図っていくとともに、卸売市場を中心とする通い容器の円滑な流通を実現するための回収拠点の確保や、通い容器事業者も含む関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、青果物の輸送における通い容器の本格的な普及を推進する。

また、日配品等を中心とした加工食品については、通い容器が相当程度普及しているものの、容器のサイズが統一されていないことから、配送の非効率化を招くとともに、空容器の仕分けや保管に多額の経費を必要としている。

このため、現在、関係する団体や企業により「物流クレート標準化協議会」を立ち上げ、サイズの統一化に取り組んでいるところであり、こうした取組と連携しつつ加工食品全般の配送に係る通い容器の標準化を図り、一層の普及を推進する。

(イ) 配送の共同化

従来、各事業者ごとに行っていた配送を共同化することは、車両台数の削減による物流コスト縮減のみならず、排気ガスの削減による環境負荷の低減、荷受け作業の混雑回避による物流サービスレベルの向上、都市における道路渋滞の緩和につながる等幅広い効果が期待される。実際に、食品関連事業者間での共同配送や、物流事業者が主体となり配送を取りまとめる等の取組も散見される。一方で、こうした効果が認識されつつも、従来からの取引慣行、共同配送に取り組む機会がないといったことから、共同化の取組は広がりを見せていない。

このため、現在、関係府省において、都市内物流の円滑化や環境負荷低減の観点から、共同配送を推進するための施策を講じているところであり、今後、これらと連携しつつ、食品関連事業者における共同配送の取組を推進する。

(ウ) 電子タグ等のIT技術を活用した流通システムの構築

食品の流通部門以外の分野では、電子タグを事業者間で物流管理に活用している例も見受けられるが、生鮮食品の流通分野では実用化には至っておらず、加工食品の流通分野において通い容器の管理に用いる等の事例が見られる程度である。しかしながら、電子タグや周辺機器の技術開発が進む中で、今後、通い容器の管理、一括検品といった物流の効率化や、流通履歴の記録、小売店舗における商品関連情報の提供等、流通機能の高度化の観点から、電子タグの幅広い活用が想定される。しかし、そのためには、

電子タグを導入する目的やその仕組み（関係事業者の役割分担、各種機器の導入等に係るコスト負担のあり方等）について、その具体的なイメージの確立、関係事業者への浸透が必要である。

このため、事業モデルの確立、導入・普及について、通い容器や電子商取引、トレーサビリティ・システムの普及との関係に十分留意しつつ推進する。

(エ) その他

青果物輸送のモーダルシフト(トラック輸送から鉄道輸送等への転換)促進に向け、ロットの確保や帰り荷の確保といった課題の克服に向けた検討を行うとともに、食品小売業において、適正仕入れ等を実現するコスト低減のビジネスモデルの実証・普及、消費者に対する商品情報の伝達機能の強化を推進する。

(2) 多元的な流通経路の形成

多様な実需者・消費者ニーズに適切に対応し、食品の特性を踏まえた産地から消費地までの合理的、効率的な加工・流通経路を構築する等多元的な流通の展開を図る。

ア 卸売市場を核とした加工・物流機能の強化

外食、加工等の業務用需要や消費者の簡便化志向等を反映して、カット野菜、カット果実等に対する需要が増大しており、生産者又は生産者団体においても、こうした需要に応じた取組が進められているが、保存性が低い等長距離輸送に向かない一次加工品の効率的な加工・調製を行うためには、青果・水産物の流通量の6～7割が集荷・分荷される卸売市場及びその周辺で加工・物流機能の強化を図ることが、その際発生する廃棄物の効率的なリサイクル処理等環境対策の観点からも効果的である。

このため、関係事業者によるこうした取組を促進すべく、事例等の紹介によりそのメリットの周知を図るほか、関連する施設の整備に関して必要な措置を講じる。

イ 加工・業務用需要に対応した産地と食品産業の連携の促進

国産の青果等は、生食や料理素材向けに生産されることが多く、加工・業務用の需要に対応するものが少ないが、飲食料費の約8割は加工食品の購入もしくは外食を通じた支出であること等、加工・業務用の需要は大きく、食品製造業者等の中には、加工等の用途に適した品種、品質、数量等を確保するため、産地との契約栽培等による取引関係を構築する例も見られる。

このため、こうした産地と食品産業との直接の連携、さらに卸売市場も含めた連携は、消費者への安定供給とともに、双方に経営安定等のメリットをもたらすものであることから、このような取組をさらに推進する。

ウ 生産者による直接販売

各地で地産地消の取組が見られ、生産者自らが直売所等を通じて、青果、鮮魚等を消費者に直接販売している。こうした直接販売は、生産者と消費者の相互理解の場を提供するとともに鮮度が高いものを供給でき、また、曲がっている等形状により一般の流通が困難であった商品の販売も可能となるといったメリットがある。しかし、取扱いの品目数や数量の確保等が課題となっており、また、「虫食い」や「キュウリの曲がり」等についてのクレームがあるところ、地域の実情や立地条件に適した運営とともに、消費者の農業への理解を深めていく努力が必要である。

このため、地産地消の普及啓発を図りつつ、地域の創意工夫、独創性を基本に、その取組の支援を行う。

また、小売店との直接取引においては、消費者に対し生産者が特定しやすいこと等により安心感を与えると同時に、近傍であれば流通距離の短縮により高品質の維持と流通コストの縮減をもたらすものとなっていることから、こうした取引関係の構築に係る取組をさらに推進する。

エ インターネットを活用した流通経路の多元化を促進（青果ネットカタログ「SEICA」の普及）

インターネットは、短時間に広範囲かつ大量の情報を入手・配信でき、その利用は国民に広く普及・浸透するとともに、食品流通の分野においてもその活用が広がっている。産地との取引を希望する食品関連事業者への情報提供により新たな取引関係の構築を促進する上で、インターネットは有力な手段である。

また、インターネットによる販売については、消費者が自宅で購入できる等利便性が高いほか、生産情報等食品の安全性や信頼確保に係る情報も幅広く提供できるとともに、消費者に直接販売することによる生産者の取組への評価や、商品についての消費者の評価を直接得ることにより、有機農業等消費者の多様なニーズに対応した生産にもつながることが期待される。

このため、既存の農産物の公的紹介サイトであるSEICAネットカタログの充実強化を図ると

もに、生産者グループ等によるインターネットを活用した販売の取組を支援する。

(3) (略)

2 流通機能の高度化のための構造改善の促進 (略)

(注) 下線は当省が付した。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、卸売市場の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について定めて、卸売市場の整備を促進し、及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もつて国民生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

3 この法律において「中央卸売市場」とは、生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして、第八条の規定により農林水産大臣の認可を受けて開設される卸売市場をいう。

4 この法律において、「地方卸売市場」とは、中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が政令で定める規模以上のものをいう。

第二章 卸売市場整備基本方針等

（卸売市場整備基本方針）

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、卸売市場の整備を図るための基本方針（以下「卸売市場整備基本方針」という。）を定めなければならない。

2 卸売市場整備基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 生鮮食料品等の需要及び供給に関する長期見通しに即した卸売市場の適正な配置の目標

二 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標

三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項

四 卸売の業務（卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）又は仲卸しの業務（卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場に係る卸売の業務を行う者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。）を行う者の経営規模の拡大、経営管理の合理化等経営の近代化の目標

五 その他卸売市場の整備に関する重要事項

3 前項第一号の目標を定めるに当たっては、生鮮食料品等の流通の広域化及び情報化の進展状況を考慮した卸売市場の再編について配慮しなければならない。

4 農林水産大臣は、卸売市場整備基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。

5 農林水産大臣は、卸売市場整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、卸売市場整備基本方針の変更について準用する。

(中央卸売市場整備計画)

第五条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、中央卸売市場の整備を図るための計画（以下「中央卸売市場整備計画」という。）を定めなければならない。

2 中央卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針に即するものでなければならない。

- 一 生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市で中央卸売市場を開設することが必要と認められるものの名称
 - 二 その取扱品目の適正化若しくはその施設の改善を図ること又はその運営の広域化若しくは地方卸売市場への転換を推進することが必要と認められる中央卸売市場の名称
 - 三 取扱品目の設定又は変更に関する事項
 - 四 施設の改良、造成、取得又は管理に関する事項
 - 五 その他中央卸売市場の整備を図るために必要な事項
- 3 農林水産大臣は、中央卸売市場整備計画を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、関係地方公共団体に協議しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、中央卸売市場整備計画を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、中央卸売市場整備計画の変更について準用する。

(都道府県卸売市場整備計画)

第六条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県における卸売市場の整備を図るための計画（以下「都道府県卸売市場整備計画」という。）を定めることができる。

2 都道府県卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即するものでなければならない。

- 一 その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの生鮮食料品等の流通事情に応ずる卸売市場の適正な配置の方針
 - 二 その区域における生鮮食料品等の流通事情に応ずる近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標
 - 三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する事項
 - 四 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項
- 3 都道府県は、都道府県卸売市場整備計画を定めようとするときは、当該都道府県の区域内の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に協議しなければならない。
- 4 都道府県は、都道府県卸売市場整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に提出するとともに、その内容を公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、都道府県卸売市場整備計画の変更について準用する。

(注) 下線は、当省が付した。

卸売市場は、卸売市場法第 2 条において、表 1 のとおり、中央卸売市場、地方卸売市場に区分されている。また、卸売市場の数、取扱金額、市場関係業者数等については、表 2 のとおりである。

表 1 卸売市場の区分

区 分	中央卸売市場	地方卸売市場
開設者	農林水産大臣の認可 (開設主体は都道府県、人口 20 万人以上の市等に限定)	都道府県知事の許可 [開設主体に限定なし(公設、 第 3 セクター、民営)]
卸売業者	農林水産大臣の許可	都道府県知事の許可
仲卸業者	開設者の許可	(必要に応じて都道府県知 事が規定)
売買参加者	開設者の承認	

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

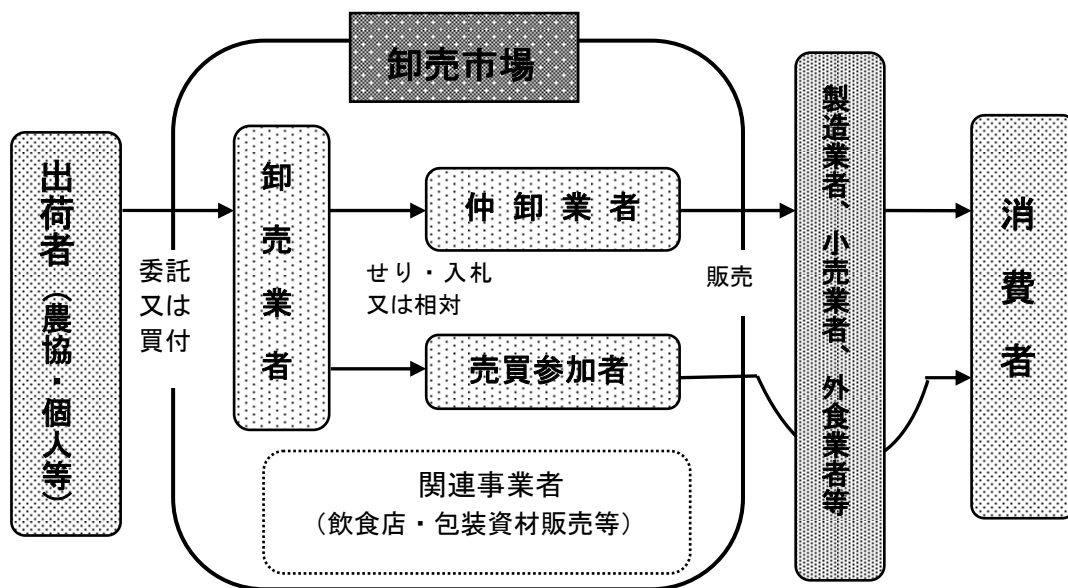
表 2 卸売市場の数、取扱金額、市場関係業者数

区 分	市場数	取扱金額 (億円)	卸 売 業者数	仲 卸 業者数	売 買 参加者数
中央卸売市場	76 (47 都市)	44,021	218	4,418	37,430
うち青 果	61 (46 都市)	19,960	86	1,677	17,284
水産物	48 (42 都市)	20,014	83	2,536	6,502
食 肉	10 (10 都市)	2,328	10	80	1,833
花 き	23 (19 都市)	1,434	29	102	11,204
その他	7 (5 都市)	285	10	23	607
地方卸売市場	1,207 (うち公設 156)	34,013	1,416	2,171	138,287

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

2 中央卸売市場における市場数、卸売業者数は平成 21 年度末、その他は 20 年度末の数値である。また、地方卸売市場は、取扱金額が平成 19 年度、その他は 20 年度当初の数値である。

〔卸売市場の取引の流れ〕



(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

表 1-(1)-⑤

第 8 次卸売市場整備基本方針における中央卸売市場の再編基準

指 標	基 準	備 考
① 開設区域内における取扱数量	当該市場における取扱数量が当該市場に係る開設区域内における需要量未満であること	「開設区域内需要量」 ＝開設区域内人口× 1人当たり年間需要量
② 中央市場としての取扱数量	当該市場の取扱数量が下記数量未満であること ア 青果にあつては6万5,000トン未満 イ 水産物にあつては3万5,000トン未満 ウ 花きにあつては6,000万本相当未満	
③ 取扱数量の減少率	当該市場における取扱数量が直近3年連続して減少し、かつ、3年前を基準年とする取扱数量の減少率が下記の数値以上であること ア 青果にあつては9.9%以上 イ 水産物にあつては15.7%以上 ウ 食肉にあつては10.5%以上 エ 花きにあつては7.4%以上	
④ 一般会計からの繰出等	ア 当該市場の特別会計に対する一般会計からの繰出金が直近で3年連続して総務省で定める基準を超えていること イ 取扱数量の過半を占める卸売業者が直近で3年連続して流動比率、自己資本比率、経常損失いずれかが基準以下であること	総務省で定める基準： 営業費用の30%、市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還金（利子支払額については平成4年度以降の同意等に係るものに限る。また、PFI事業に係る割賦負担金を含む。）の1/2

(注) 1 農林水産省の第8次「卸売市場整備基本方針」（平成16年10月1日策定）に基づき当省が作成した。

2 農林水産省の第9次「卸売市場整備基本方針」（平成22年10月26日策定）では、「③取扱数量の減少率 ウ 食肉にあつては10.5%以上」の規定が削除されている。また、①について、開設区域外への出荷割合が高い場合の例外について、ただし書きとして「②に掲げる指標に該当しない中央卸売市場であつて、ア 青果物にあつては45%以上、イ 水産物にあつては60%以上、ウ 花きにあつては60%以上である場合にはこの限りではない」が加わっている。

表 1-(1)-⑥

第 8 次中央卸売市場整備計画の進捗状況

区 分	平成 18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	18 から 21 年度計	22 年度	23～26 年度
再編基準に該当した市場の再編 (A)	1 地方転換	4 地方転換	3 地方転換	0	8 地方転換	2 地方転換	1 (注3) 統合・廃止
上記以外の市場の再編 (B)	1 地方転換	0	0	3 地方転換	4 地方転換	1 地方転換	4 (注4) 地方転換・ 統合・廃止
再編市場数 (A+B)	2	4	3	3	12	3	5
再編の進捗状況	再編済	再編済	再編済	再編済	—	再編済	再編済 2 (B) (注5)

(注) 1 農林水産省「中央卸売市場整備計画」に基づき当省が作成した。

2 「上記以外の市場の再編(B)」は、全て自主的な再編である。

3 表中「1」市場は、福岡市中央卸売市場東部市場である。

4 表中「4」市場は、甲府市中央卸売市場、富山市中央卸売市場、秋田市中央卸売市場（青果部及び水産物部）及び福岡市中央卸売市場西部市場である。

5 甲府市中央卸売市場及び富山市中央卸売市場は、平成23年4月1日に地方卸売市場に転換した。

表 1-(1)-⑦

再編基準の3指標に該当している卸売市場

区分	中央卸売市場における指標への該当状況					該当 品目	
指標①	開設区域内の取扱数量					花き	
	区分	年度	開設区域内 年間需要量	年間 取扱数量			
	青果	平成 19	44,736 t	84,789 t			
		20	44,379 t	83,478 t			
	水産	19	19,599 t	50,207 t			
		20	19,443 t	48,644 t			
	花き	19	3,347 万本	1,876 万本			
		20	3,321 万本	1,808 万本			
指標②	中央卸売市場としての取扱数量					花き	
	区分	基準値	平成 19 年度 取扱数量	20 年度 取扱数量			
	青果	65,000 t	84,789 t	83,478 t			
	水産	35,000 t	50,207 t	48,644 t			
	花き	6,000 万本	1,876 万本	1,808 万本			
指標③	取扱数量の減少率					水産 花き	
	(単位：t、万本、%)						
	区分	平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	3 年間の 減少率
	青果	80,337	79,263	79,737	84,789	—	—
		—	79,263	79,737	84,789	83,478	—
	水産	73,395	63,793	50,780	50,207	—	31.6
		—	63,793	50,780	50,207	48,644	23.7
	花き	2,251	2,118	2,007	1,876	—	16.7
		—	2,118	2,007	1,876	1,808	14.6
	(注)水産、花きの欄の2段書は、3年間の減少率を示すためのものである。						
指標④	一般会計からの繰出等					該当 なし	
	A：一般会計からの繰出金→総務省の定める基準以内 B：経営改善命令の基準に該当している卸売業者はいない						
	(注) 1 枠で囲んだ数値は、再編指標に該当している数値を表す。 2 中央卸売市場の再編基準は、表-(1)-⑤参照						

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、平成 19 年度以降に再編基準の 3 以上の指標に該当している 1 市場について、作成した。

表 1-(1)-⑧

都道府県卸売市場整備計画の進捗状況

再編目標を設定している都道府県における計画の進捗状況

(単位：市場)

区分	平成 18 年度 現在 (a)	22 年度 目標 (b)	(a-b)	21 年度 現状 (c)	(a-c)	進捗率 (%)
愛媛県	50 〔青果・花き 18〕 〔水産 32〕	19 〔青果・花き 9〕 〔水産 10〕	31 〔青果・花き 9〕 〔水産 22〕	50 〔青果・花き 1 減〕 〔水産 1 増〕	0	0 (注 4)
沖縄県	23	21	2	23	0	0
福岡県	28	13	15	26	2	13.3
愛知県	91	40	51	84	7	13.7
岡山県	71	40	31	66	5	16.1
香川県	31	13	18	28	3	16.7
長崎県	55	38	17	50	5	29.4
山口県	59	41	18	52	7	38.9
三重県	73	57	16	64	9	56.3
宮城県	24	21	3	22	2	66.7
岐阜県	17	15	2	13	4	200

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「平成 18 年度現在」及び「22 年度目標」は、調査対象都道府県における第 8 次卸売市場整備計画（岐阜県のみ第 7 次卸売市場整備計画）に基づく市場数、「21 年度現状」は、当省の実地調査時現在の市場数である。
なお、当該市場には、中央卸売市場、地方卸売市場及び小規模市場（中央及び地方卸売市場以外の卸売市場）が含まれる。

3 進捗率は、 $(a-c) / (a-b) \times 100$ により算出した。

4 「愛媛県」における進捗率は、取扱品目別にみると青果・花き市場 11.1%、水産市場 4.5% である。

5 「福岡県」は、青果の卸売市場数である。

(2) 卸売市場における施設の整備

勸 告	説明図表番号																								
<p>【制度の概要】</p> <p>構造改善基本方針では、食の安全に対する関心の高まり等の消費者ニーズの多様化・高度化に対応した物流や卸売市場業務の合理化・効率化、コールドチェーン（流通過程で低温を保つ物流方式）の確立等品質管理の向上に必要な施設・体制の整備等により、卸売市場の機能の高度化を図ることを「卸売市場機能高度化事業」の目標として定めるなど、同事業の実施に関する基本的な事項を定めている。</p> <p>また、第8次整備方針では、卸売市場における売場施設、貯蔵・保管施設、輸送搬送施設等の各種施設については、商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用、維持管理の適正化に十分配慮することとされている。さらに、第8次整備計画では、施設の整備及び管理については、施設の効果の厳正な評価とその結果の公表による透明性の確保を図ること等を踏まえて、効率化を図ることとされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>ア 施設整備に係る事業費の推移</p> <p>卸売市場の施設は、平成16年度までは卸売市場施設整備費補助金（以下この項目において「施設整備補助金」という。）により、17年度以降は強い農業づくり交付金のうちの卸売市場施設整備対策事業費により、整備されている。</p> <p>なお、強い農業づくり交付金及びその内訳である卸売市場施設整備対策事業費の予算額の推移をみると、次の表のとおり、平成18年度の卸売市場施設整備予算を100とした場合、22年度は37.4と大幅に減少している。</p> <p style="text-align: center;">表 卸売市場施設整備対策事業費の推移 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">平成 18年度</th> <th style="text-align: center;">19年度</th> <th style="text-align: center;">20年度</th> <th style="text-align: center;">21年度</th> <th style="text-align: center;">22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強い農業づくり 交付金事業費</td> <td style="text-align: right;">40,505,635 (100)</td> <td style="text-align: right;">34,066,950 (84.1)</td> <td style="text-align: right;">24,913,846 (61.5)</td> <td style="text-align: right;">24,416,267 (60.3)</td> <td style="text-align: right;">14,385,388 (35.5)</td> </tr> <tr> <td>補正後の額</td> <td style="text-align: right;">40,393,888 (100)</td> <td style="text-align: right;">33,170,337 (82.1)</td> <td style="text-align: right;">39,085,538 (96.8)</td> <td style="text-align: right;">38,216,267 (94.6)</td> <td style="text-align: right;">14,385,388 (35.6)</td> </tr> <tr> <td>うち、卸売市 場施設整備対 策事業費</td> <td style="text-align: right;">5,719,762 (100)</td> <td style="text-align: right;">5,511,798 (96.4)</td> <td style="text-align: right;">4,535,028 (79.3)</td> <td style="text-align: right;">3,629,947 (63.5)</td> <td style="text-align: right;">2,138,461 (37.4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 農林水産省の資料に基づき、当省が作成した。 2 () 内は、平成18年度を100とした場合の指数である。</p> <p>イ 事業導入時の費用対効果分析及び成果目標の審査</p> <p>施設整備補助金については、その交付を受ける事業の事業費が5,000万円以上の場合、事業実施主体は、「卸売市場施設整備事業における施設等の導入効果の測定について」（平成14年8月1日付け14総合第2199号農林水産省総合食料局長通知。以下この項目において「測定通知」という。）に基づき、交付申請の際、事業導入効</p>	区 分	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	強い農業づくり 交付金事業費	40,505,635 (100)	34,066,950 (84.1)	24,913,846 (61.5)	24,416,267 (60.3)	14,385,388 (35.5)	補正後の額	40,393,888 (100)	33,170,337 (82.1)	39,085,538 (96.8)	38,216,267 (94.6)	14,385,388 (35.6)	うち、卸売市 場施設整備対 策事業費	5,719,762 (100)	5,511,798 (96.4)	4,535,028 (79.3)	3,629,947 (63.5)	2,138,461 (37.4)	<p>表 1-(2)-①</p>
区 分	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																				
強い農業づくり 交付金事業費	40,505,635 (100)	34,066,950 (84.1)	24,913,846 (61.5)	24,416,267 (60.3)	14,385,388 (35.5)																				
補正後の額	40,393,888 (100)	33,170,337 (82.1)	39,085,538 (96.8)	38,216,267 (94.6)	14,385,388 (35.6)																				
うち、卸売市 場施設整備対 策事業費	5,719,762 (100)	5,511,798 (96.4)	4,535,028 (79.3)	3,629,947 (63.5)	2,138,461 (37.4)																				

果測定調書を作成して地方農政局長等（注）に提出することとされている。

（注） 北海道にあっては農林水産省本省、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。

また、強い農業づくり交付金では、事業実施主体が「強い農業づくり交付金実施要綱」（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8260 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金実施要綱」という。）に基づき、都道府県知事に対し事業実施計画を提出する際、卸売市場施設整備の取組に係る事業費が 5,000 万円以上となる場合、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8452 号農林水産省生産局長、総合食料局長、経営局長通知）の別紙「費用対効果分析指針（食品流通の合理化等関係）」に基づき、費用対効果分析を実施し、投資が過剰とならないよう投資効率（注 1）を十分に検討することとされている。

さらに、都道府県知事は、交付金実施要綱に基づき、事業実施主体から提出された事業実施計画の内容を踏まえ、都道府県事業実施計画を作成し、当該計画を地方農政局長等に提出することとされており、また、当該計画中の事業の成果目標（注 2）の妥当性等について地方農政局長等と協議することとされている。

（注 1） 投資効率は、「（妥当投資額－廃用損失額）／総事業費」で算出

「妥当投資額」は、「年総効果額／還元率」

「廃用損失額」は、当該事業により廃用する既存施設がある場合の残存価値の金額

「年総効果額」は、事業により 1 年の間に生じる効果を金額に換算

「還元率」は、事業による効果は単年で発生するだけでなく、耐用年数期間中継続的に発生するものであるため、年当たりの効果額に耐用年数を乗じたものが効果額となるが、一定の費用を事業に投資しないで他の投資（預金等）を行った場合にも、収益を生み出すものもあるので、その分を各年の効果額から割り引く率

（注 2） 地域が抱える問題の明確化を図り、その課題解決のために掲げる具体的な成果目標で、事業完了年度から 3 年後（取扱数量の増加を目標とする場合は 5 年以内）までに達成すべき事業の目標を設定するとされている。

表 1-(2)-②

今回、平成 16 年度から 20 年度までに、施設整備補助金又は強い農業づくり交付金による交付金を受けて卸売市場開設者等が整備した施設であって事業費が 5,000 万円以上の 79 事業（事業費の合計は約 834 億円、うち国費は約 261 億円）について、事業実施前における費用対効果分析の実施状況及び成果目標の設定状況を調査したところ、以下のとおり、費用対効果分析等に係る審査が的確に行われていないものがみられた。

表 1-(2)-③

① 投資効率の算出

i) 投資効率を算出する際、取扱数量が減少傾向であったにもかかわらず、増加するものと見込んで算出したため投資効率が「1」を上回り、その結果、事業が採択されたもの（2 事業）

ii) 投資効率の算出が誤っているにもかかわらず、適正な算出について指導が行われていないもの（4 事業）

② 成果目標の設定

大規模な施設整備を行う事業において、成果目標の設定が事業規模に対して適切ではないもの（1 事業）

③ 施設整備の必要性

整備した施設が、事業目的どおり使用されていないもの（1事業）

このため、農林水産省及び都道府県においては、卸売市場における施設の効果的な整備を推進する観点から、事業実施主体が作成する費用対効果分析及び目標設定等について厳格な審査を徹底する必要がある。

ウ 事業実施後の効果の検証

施設整備補助金の交付を受けて卸売市場の施設整備を行った事業実施主体は、測定通知に基づき、施設の利用状況を的確に把握するため、事業完了年度から5年間（事業完了年度において、取扱数量の把握が困難な場合は、事業完了年度の翌年度から5年間）、「事業運営実績報告書」を作成し、翌年度の5月末日までに地方農政局長等に報告することとされている。

また、強い農業づくり交付金事業の実施主体等は、交付金実施要綱に基づき、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、「当該年度における事業実施状況」を作成し、都道府県知事に報告することとされている。当該報告を受けた都道府県知事は、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体に対して適切な措置を講じるとともに、当該報告について地方農政局長等に報告することとされている。

今回、平成16年度から20年度までに卸売市場の開設者等が施設の整備を行った97事業に係る事業実施状況の報告等を調査したところ、報告が行われていないものが14事業（14.4%）みられた。このうち、9事業については、事業完了後複数年にわたって報告が行われていない。

また、上記9事業の中には、小動物解体室自動搬送施設（事業費約8.7億円）について、その取扱規模を1日当たり800頭として整備したものの、供用開始年度（平成18年度）の648頭（上記800頭に対し81.0%）から、19年度は568頭（同71.0%）、20年度は552頭（同69.0%）に減少するなど、事業実施計画に定められた目標が達成されていないものがみられた。

このため、農林水産省及び都道府県においては、事業の導入効果を的確に把握する観点から、事業実施主体から事業実施状況が確実に報告されるように措置を講ずるとともに、事業実施計画に定められた成果目標の確認及び指導を適切に行う必要がある。

【所見】

したがって、農林水産省は、卸売市場の施設整備に係る事業について、事業効果の確実な発揮及び事業効果の的確な把握の観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 都道府県に対し、事業採択の要件である投資効率について、厳格な審査を行うよう指導すること。

また、事業実施主体が作成した成果目標が妥当なものとなるよう、都道府県における審査を徹底させること。

② 都道府県に対し、事業実施主体に報告書を確実に提出させるとともに、事業実施計画に定められた成果目標の確認及び指導を適切に行うよう指導すること。

表 1-(2)-④

表 1-(2)-①

卸売市場の施設整備に係る補助事業又は交付金事業の実施手続

1 補助事業の事業実施手続

- (1) 補助事業の事業実施主体は、「卸売市場施設整備費補助金交付要綱」(昭和 52 年 8 月 12 日付け 52 食流第 3752 号農林事務次官依命通知)に基づき、交付申請書を作成し、地方農政局長等(北海道にあつては農林水産本省(あて先は、農林水産大臣の場合又は農林水産省総合食料局長の場合がある。)、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長、その他の県にあつては区域を管轄する地方農政局長。以下同じ。)に提出する。その際、事業実施主体は、「卸売市場施設整備事業における施設等の導入効果の測定について」(平成 14 年 8 月 1 日付け 14 総合第 2199 号農林水産省総合食料局長通知)に基づき、事業費が 5,000 万円以上の事業について、事業導入効果測定調書を作成して地方農政局長等に提出する。地方農政局長等は、当該申請について審査し、交付決定を行う。
- (2) 農林水産省は、「卸売市場施設整備事業における施設等の導入効果の測定について」に基づき、卸売市場施設整備事業について、事業の実施段階において施設等の導入効果を定量的に測定し、事業の採択を行うことにより、事業の実施過程における透明性及び客観性を確保し、より効果的、効率的な事業の執行を図ることとする。
- (3) 補助事業の事業実施主体は、「卸売市場施設整備事業における施設等の導入効果の測定について」に基づき、施設等の利用状況を的確に把握するため、事業完了年度から 5 年間「事業運営実績報告書」を作成し、当該年度の翌年度の 5 月末日までに地方農政局長等に提出する。
また、事業実施主体は、事業が完了した場合は、「事業実績報告書」を地方農政局長等に提出する。地方農政局長等は、「事業実績報告書」を審査し、これに基づき「補助金の額の確定」の通知を行い、当該補助金額を支出する。

2 交付金事業の事業実施手続

- (1) 事業実施主体は、強い農業づくり交付金実施要綱(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8260 号農林水産事務次官依命通知)に基づき、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出する。
また、事業実施主体は、事業実施計画の作成に当たって、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8452 号農林水産省総合食料局長等通知)により、卸売市場施設整備の取組にあつては事業費が 5,000 万円以上のものについて費用対効果分析を行う。
また、都道府県知事は、事業実施主体から提出された事業実施計画の内容を踏まえ、都道府県事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出する。なお、この場合、都道府県知事は当該事業の成果目標の妥当性について地方農政局長等と協議する。
- (2) 農林水産省における各都道府県への交付金の配分については、「強い農業づくり交付金の配分基準について」(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8451 号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知)に基づき算定し、地方農政局長等を通じて都道府県知事へ「割当内示」する。
- (3) 割当内示があつた都道府県知事は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、「強い農業づくり交付金交付要綱の制定について」(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8261 号農林水産事務次官依命通知)に基づき、地方農政局長等に対して、管内事業に係る交付申請書を提出する。地方農政局長等は、当該申請について審査し交付決定を行う。地方農政局長等から交付決定の通知を受けた都道府県知事は、事業実施主体に対し、交付決定を行う。事業実施主体は、交付決定後事業を実施する(緊急かつやむを得ない事情による場合は交付決定前に着工することができる。)
- (4) 都道府県知事は、事業実施期間中に「交付金遂行状況報告書」、「交付金変更承認申請書(変更承認を受ける場合)」、事業の完了した場合又は交付年度が終了した場合は、「交付金実績報告書」を地方農政局長等に提出する。

- (5) 事業実施主体は、事業実施計画に定められた成果目標に対する進捗状況について、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施状況報告を作成し都道府県知事に提出する。当該報告を受けた都道府県知事は、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等には、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずる。
- (6) 事業実施主体は、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、事業実施計画の目標年度の翌年度において、自ら評価を行い、その結果を都道府県知事に報告する。当該報告を受けた都道府県知事は、報告の内容を点検評価し、その結果を地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じ事業実施主体を指導する。また、地方農政局長等は、報告内容を点検評価し、成果目標の達成度等の評価を行い、必要に応じて、都道府県知事を指導する。

- (注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。
2 下線は、当省が付した。

表1-(2)-② 「費用対効果分析指針（食品流通の合理化関係）」による事業導入効果の測定方法

◎ 投資効率は、以下により算出

$$\text{投資効率は} = \frac{\text{妥当投資額（注1）} - \text{廃用損失額（注2）}}{\text{総事業費}}$$

(注1) 「妥当投資額」：毎年発現される年総効果額を現在価値に割り戻した額
年総効果額（注3）

$$\text{妥当投資額} = \frac{\text{年総効果額（注3）}}{\text{還元率（注4）}}$$

(注2) 「廃用損失額」：当該事業により廃用する既存施設がある場合の残存価値

(注3) 「年総効果額」：事業により1年の間に生じる効果を金額に換算
(事業により様々な種類の効果が見込まれるので、その全てを金額に換算し合計)

(注4) 「還元率」：事業による効果は、単年で発生するだけでなく施設の耐用年数期間中継続的に発生するものであるため、年当たりの効果額に耐用年数を乗じたものが総効果額となるが、一定の費用を事業に投資しないで他の投資（預金等）を行った場合にも収益を生み出すものもあるので、その分を毎年の各年の効果額から割り引く率

$$\text{還元率} = \frac{i \times (1 + i)^n}{(1 + i)^n - 1} \quad [i : \text{割引率 (注5)} = 0.04、n : \text{耐用年数 (注6)}]$$

(注5) 「割引率」：一般的に、将来に受け取ったり支払ったりするものの金銭価値は現在の金銭価値より低くなるため、将来にわたって毎年度発現される年効果総額を計画時の価値に割り戻すための率（効果発生期間中の金利に相当し、この金利は最近の長期金利などを参考に決定）

なお、割引率0.04は、平成11年3月に建設省が公表した「社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一的運用指針」による

(注6) 「耐用年数」：減価償却資産が利用に耐える年数。施設の構成部により耐用年数が異なる場合には、費用に応じて加重平均を取って便宜上の耐用年数を算出（総合耐用年数）

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

表 1-(2)-③ 卸売市場の施設整備事業に係る農林水産省及び都道府県の審査が不適切な事例

i) 投資効率の算出

- ① 投資効率を算出する際、取扱数量が減少傾向であったにもかかわらず、増加するものと見込んで算出したため、投資効率が「1」を上回り、その結果、事業が採択されたもの

(名古屋市中央卸売市場本場：平成 16 年度太物棟新築整備事業)

○ 「卸売市場施設整備事業における施設等の導入効果の測定について」(平成 14 年 8 月 1 日付け 14 総合第 2199 号農林水産省総合食料局長通知)では、卸売市場施設整備事業について、「事業の実施段階において施設等の導入効果を定量的に測定し、事業の採択を行うことにより、事業の実施過程における透明性及び客観性を確保し、より効果的、効率的な事業の執行を図ることとする。」とされている。

今回調査した名古屋市では、太物(鮮魚まぐろ類)の卸売場(買荷保管・積込所等)の整備を行うに当たり、愛知県卸売市場整備計画(第7次)において、水産物の取扱数量を、表1のとおり平成12年度の829t/日から22年度に871t/日に5%増加するとしていることを根拠に、名古屋中央卸売市場本場でも12年度の2万1,096tから22年度に2万2,151tに5%増加するとして、事業導入効果測定調査書の「取扱量向上効果」を算出している。この結果、投資効率は1.29となり、農林水産省は同事業を採択している。

しかし、同市場における水産物の取扱数量は、表2のとおり、平成12年度は前年度より増加しているものの、11年度を100とすると15年度は89.3に減少しており、12年度の数量を基準として22年度まで5%増加するとした本事業の投資効率の算出は適切ではないと考えられる。

なお、上記のとおり、水産物の取扱数量は減少傾向となっていることから、当省が上記の「取扱量向上効果」を含めずに投資効率を算出したところ、同事業の投資効率は0.3となり、事業採択の要件となる「1」を下回る。

[総事業費7億6,562万3,000円(国費1億5,700万円)]

表 1 費用対効果分析のうち「取扱量向上効果」の算出

取扱数量		効果発生量 (b-a) t/年	年効果額 (千円/年)	投資効率の状況
現況(a)t/年	整備後(b)t/年			
20,083	22,151	2,068	78,582	78,582千円は年総効果額105,810千円のうち、74.3%を占めている。投資効率は1.29と算出
平成11-15の平均数量を記載(表2参照)	平成12年度数量が22年度までに5%増加すると設定	現況(a)と整備後の目標(b)の差	効果発生量に単価、純益率を乗じて算出。投資効率に使用	

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

表 2 名古屋市中央卸売市場本場における取扱数量の推移

(単位：t)

年 度	平成 11	12	13	14	15	16
取扱数量	20,660 (100)	21,096 (102.1)	20,504 (99.2)	19,705 (95.4)	18,450 (89.3)	17,131 (82.9)
平均	20,083					
年 度	平成 17	18	19	20	—	—
取扱数量	17,184 (83.2)	15,203 (73.6)	14,381 (69.6)	14,055 (68.0)	—	—

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

2 () 内は、平成11年度を100とした場合の指数である。

(高知市中央卸売市場：平成 16 年度から 17 年度まで)

鮮魚卸売場、仲卸売場、衛生施設、市場管理センター整備 (注)

- 今回調査した高知市では、平成 15 年度及び 16 年度に施設整備を行うに当たり、高知市中央卸売市場整備計画を基に、事業導入効果測定調査において、表 1 のとおり、水産物の取扱数量を現況 (11 年度) 35,267 t から 17 年度 36,338 t に増加するとして「取扱量向上効果のうち取引の効率化等によるもの」を算出している。この結果、投資効率は 1.04 となり、農林水産省は同事業を採択している。

しかし、同市場における水産物の取扱数量は、表 2 のとおり、平成 9 年度の 38,208 t から年々減少し、12 年度は 37,054 t と前年より増加したものの、施設整備事業を計画した 14 年度では 30,795 t と 9 年度の 80.6%まで減少しており、取扱数量が増加するとした本事業の投資効率の算出は適切ではないと考えられる。

(注) 当該事業は、工事期間中の仮設卸売場の設置に関する調整に日数を要したため、事業は平成 16 年度及び 17 年度に実施した。

なお、上記のとおり、水産物の取扱数量は減少傾向となっていることから、当省が上記の「取扱量向上効果のうち取引の効率化等によるもの」を含めずに投資効率を算出したところ、同事業の投資効率は 0.96 となり、事業採択の要件となる「1」を下回る。

[総事業費 17 億 7,286 万 1,000 円 (国費 6 億 475 万 9,000 円)]

表 1 費用対効果分析のうち「取扱量向上効果のうち取引の効率化等によるもの」の算出

取扱数量		効果発生量 (b-a) t/年	年効果額 (千円/年)	投資効率の状況
現況(a)t/年	整備後(b)t/年			
35,267	36,338	1,071	42,539	42,539 千円は年総効果額 501,021 千円のうち、8.5%を占めている。投資効率は 1.04 と算出
平成 11 年度の数量を記載 (表 2 参照)	平成 17 年度に数量が増加するものと設定	現況(a)と整備後の目標(b)の差	効果発生量に単価、純益率を乗じて算出。投資効率に使用	

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

表 2 高知市中央卸売市場における取扱量推移

(単位: t)

年 度	平成 9	10	11	12	13	14
取扱数量	38,208 (100)	36,891 (96.6)	35,267 (92.3)	37,054 (97.0)	35,485 (92.9)	30,795 (80.6)
年 度	平成 15	16	17	18	19	20
取扱数量	30,647 (80.2)	30,300 (79.3)	28,327 (74.1)	26,742 (70.0)	25,163 (65.9)	22,015 (57.6)

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

2 () 内は、平成 9 年度を 100 とした場合の指数である。

② 投資効率の算出が誤っているにもかかわらず、適正な算出について指導が行われていないもの

(川崎市地方卸売市場南部市場：平成 19 年度青果低温倉庫保冷設備改良事業)

- 強い農業づくり交付金実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8260 号農林水産事務次官依命通知）では、「事業実施主体は、整備事業を実施する場合は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、別に定める手法を用いて費用対効果分析を行う」こととされている。具体的には、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8452 号農林水産省総合食料局長等通知）に基づき、投資効率が「1」を上回ることが事業採択の要件とされている。

今回調査した川崎市では、投資効率を算出するに当たって、算出要素の還元率を誤って算出したため、下表のとおり、採択基準の 1 を上回る 1.93 と算出している。一方、当省が投資効率を算出したところ、下表のとおり 0.83 であった。

しかし、神奈川県及び関東農政局もこの誤りに気付かないまま、投資効率が「1」を下回っている（注）にもかかわらず事業を採択しており、事業採択の可否を判断する上で重要な事業導入前における投資効率の審査が厳格に行われていない。

なお、農林水産省は、当省の調査結果を踏まえ、平成 22 年 9 月、再度、川崎市地方卸売市場に投資効率の見直しを指示したところ、施設の維持管理経費に関する年効果額を含めていないことが判明し、再計算を行った結果、投資効率は 1.05 になったとしている。

（注）事業採択時の事業実施計画に記入した年効果額のみで正しく計算した場合である。

[総事業費 5,592 万 5,000 円 (国費 1,864 万 4,000 円)]

表 投資効率の算出に用いた数値

区 分	川崎市の事業実施計画 に記入されている数値	当省の算出結果
総事業費 (a)	73,498 千円	73,498 千円
年総効果額 (b)	6,121 千円	6,121 千円
総合耐用年数 (c)	13 年	13 年
資本還元率 (d)	0.0432	0.1001
妥当投資額 ((e)=(b/d))	141,689 千円	61,149 千円
廃用損失額 (f)	0 円	0 円
投資効率 (g)=((e-f)/a)	1.93	0.83

（注）1 当省の調査結果による。

2 網掛けの箇所は、算出が誤っているもの及び当省の算出結果である。

(高知市中央卸売市場：平成 20 年度青果低温卸売場整備事業)

- 強い農業づくり交付金実施要綱では、「事業実施主体は、整備事業を実施する場合は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討」することとされている。

今回調査した高知市中央卸売市場の卸売業者 2 社は、平成 20 年度に青果低温卸売場を整備する際、当初は、青果低温卸売場の稼働期間の設定を夏期 4 か月（6 月から 9 月までの間）として投資効率を算出していたが、中国四国農政局から指導を受け、稼働期間を 1 年として物流コストの削減効果を 1.69 と修正している。

一方、当省が青果低温卸売場を調査した結果、夏期のみ稼働となっていたことから、稼働期間を 4 か月として削減効果を算出したところ、削減額は 220 万 4,000 円から 73 万 5,000 円に減少し、投資効率も 1.29 に減少する。なお、青果低温卸売場は、夏期の 4 か月以外は、通常の卸売場として利用されている。

このことについて、農林水産省は、当省の調査時に指摘を受けて、平成 22 年 9 月、投資効率の再計算を行ったとしている。

[総事業費 6,102 万 2,000 円 (国費 1,937 万円)]

(尼崎市地方卸売市場：平成 19 年度低温卸売場新設事業、貯蔵保管施設改良事業)

- 今回調査した尼崎市では、事業導入効果測定調書において、投資効率を 1.25 と算出している。その算出方法をみると、施設整備による年効果額を少なく算出 (1/100) している。また、還元率の算出も誤っている。さらに、「新設事業」と「改良事業」の 2 事業を合わせて投資効率を算出しているが、年効果額、耐用年数、妥当投資額はそれぞれの事業ごとに異なるものであり、事業ごとに算出することが正確な算出方法と考えられる。

しかし、兵庫県及び近畿農政局では、この誤りに気付かず当該事業を採択している。

なお、農林水産省は、当省の調査時に指摘を受けて、平成 22 年 9 月、投資効率の再計算を行ったとしている。

[総事業費 1 億 5,197 万 1,000 円 (国費 3,417 万 8,000 円)]

(沖縄県中央卸売市場：平成 17 年度及び 18 年度青果部冷蔵庫棟冷凍機改良事業)

- 今回調査した沖縄県では、平成 17 年度及び 18 年度の施設整備事業に係る事業実施計画の策定及び投資効率を算出する際、12 年度に施設整備計画を策定した際に行った冷凍機の見積り（オーダーメイド）の結果を、そのまま使用したため、事業費が過大な積算となったとして、事業費及び冷凍機の設置台数を変更（同県は、17 年度及び 18 年度に各 3 台ずつ整備する予定を 17 年度 4 台、18 年度 2 台に変更）する手続を行っている。

しかし、同県は、事業実施主体が、設置台数の変更に伴う投資効率の再計算を行っていないことをチェックしていない。

なお、農林水産省は、当省の調査時に指摘を受けて、平成 22 年 9 月、投資効率の再計算を行ったとしている。

[総事業費 2 億 4,473 万 5,000 円 (国費 7,769 万 2,000 円)]

ii) 成果目標の設定

○ 大規模な施設整備事業において、成果目標の設定が事業規模に対して適切ではないもの

(大阪市中央卸売市場東部市場：

平成 19 年度及び 20 年度青果卸売場棟・関連営業所棟・冷蔵庫棟の建替、水産卸売場棟・関連棟改修、仲卸売場棟改修、買出人駐車場の大屋根設置、管理庁舎棟撤去)

- 都道府県知事は、強い農業づくり交付金実施要綱に基づき、事業実施主体から提出された事業実施計画の内容を踏まえ、都道府県計画を作成し、地方農政局長等に提出することとされている。なお、この場合、都道府県知事は当該事業の成果目標の妥当性について地方農政局長等と協議することとされている。

今回調査した大阪市では、老朽・狭隘化した施設を増改築するため、平成 19 年度から 23 年度（同整備事業の最終年度）まで当該事業を実施している。しかし、この事業の成果目標の設定内容をみると、整備施設のうち、水産物卸売場棟の低温卸売場の整備（平成 19 年度実施設計、21 年度着工）のみについて成果目標を設定（物品鮮度の保持）している。一方、当該施設の整備は、全体事業費 127 億円のうちの 7 億円で、事業費全体の 5.5%に過ぎない。

当該事業については、平成 23 年度まで継続していることを踏まえると、整備内容・事業規模に応じた成果目標を設定することが必要であったと考えられる。

[総事業費 8,015 万 3,000 円 (国費 2,816 万 2,000 円)]

iii) 施設整備の必要性

○ 整備した施設が、事業目的どおり使用されていないもの

(高知市中央卸売市場：

平成 16 年度及び 17 年度鮮魚卸売場、仲卸売場、衛生施設、市場管理センター整備事業)

- 今回調査した高知市では、整備した施設の管理棟内に高知市保健所が残留農薬等の検査業務を行うための保健所分室（100 m²）を設置するため、照明器具、水道、流し台等の設備を整備したが、整備後 5 年を経過したにもかかわらず、使用されていない。

このことについて、高知市は、「保健所職員の予算が削減されたことから配置できなくなっているが、現在、保健所職員を配置することを検討している」としている。なお、同保健所が平成 20 年度に当該分室を使用したのは、わずか 5 回（市場食品衛生指導 2 回、収去検査 1 回、残留農薬検査の外部委託 2 回）となっている。

[総事業費 17 億 7,286 万 1,000 円 (国費 6 億 475 万 9,000 円)]

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(2)-④

施設整備に係る事業実施状況報告等の提出状況

卸売市場名	整備施設 (整備年度)	事業費[国庫補助等] (千円)	報告書が提出 されていない 年度	都道府県及び農政局 の指導状況
札幌市中央卸売市場	青果棟(平成 17)	5,708,248 [1,987,315]	平成 17 から 20	農林水産省本省が、 道に確認し判明
	センターヤード(18)	2,835,265 [948,891]	18 から 20	
青森市中央卸売市場	情報処理施設(19)	57,502 [18,900]	20	県の理解不足 (農政局の指導なし)
	売場施設等(20)	18,869 [6,289]	20	
仙台市中央卸売市場	卸売場、加工処理高度 化設備(16)	865,797 [138,030]	17 から 20	仙台市の失念 (農政局の指導なし)
	汚水処理施設(17)	178,441 [44,610]	18 から 20	
川崎市地方卸売市場南部 市場	青果保冷設備改良(19)	55,925 [18,644]	19 から 20	農政局が県の照会 に対し「毎年の報告不 要」と指導していたた め
	花き低温卸売場(20)	104,469 [34,856]	20	
水戸市公設地方卸売市場	花き保管詰込所(16)	103,978 [7,730]	16 から 20	農政局及び県の指 導なし
横浜市中央卸売市場本場	青果保管詰込所(16)	233,516 [70,223]	16 から 20	同上
横浜市中央卸売市場食肉 市場	小動物解体室自動搬送 施設(17)	866,304 [230,242]	16 から 20	同上
静岡市中央卸売市場	水産物低温卸売場(16)	70,890	17 から 20	同上
	青果棟耐震補強工(17)	[21,594]		
七尾市公設地方卸売市場	能登半島被災施設復旧 工事(19)	30,818 [10,138]	20 第 2 四半期	同上
9 市場	14 事業	11,130,022 [3,537,459]		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「国庫補助等」は、施設整備補助金及び強い農業づくり交付金である。

3 横浜市中央卸売市場食肉市場は、市場開設者である横浜市の調査で判明したものである。

4 網掛け箇所は、複数年にわたって事業実施状況報告等が未提出のものを表す。

(3) 卸売市場における電子商取引

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>農林水産省は、平成 18 年度から 20 年度までに、10 か所の中央卸売市場において、約 3.9 億円の補助金を投じ、生産者から小売業者等への電子商取引を活用したダイレクト物流（商物分離直接流通）により、取引業務や卸売市場内の仕分け・搬送業務等に係る経費削減効果を実証し、もって電子商取引の導入を促進することを目的とする「商物分離直接流通成果重視事業」（以下「電子商取引実証モデル事業」という。）を実施してきた（20 年度を最後に終了）。本事業は、公募により応募のあった者から事業実施主体を選定し、これに補助金を交付して行うものである。</p> <p>また、農林水産省は、電子商取引実証モデル事業の実施に当たり、「商物分離直接流通成果重視事業実施要領」（平成 18 年 4 月 3 日付け 17 総合第 2046 号。以下この項目において「実施要領」という。）において、次の目標を定めていた。</p> <p>① 平成 18 年度を初年度として電子商取引を導入する中央卸売市場の数を 5 年以内（22 年度まで）に全中央卸売市場の 40% から 50% に高めること。</p> <p>② 中央卸売市場の関係者で構成される検討委員会で選定されたモデル地区において、電子商取引実証モデル事業開始後 2 年以内に、電子商取引を経由した生鮮食料品等の取扱数量の割合を 10% から 25% に高めること。</p> <p>③ 中央卸売市場の卸売業者において、従業員 1 人当たりの取扱数量及び取扱金額について、対前年度比の伸び率を、毎年度、過去 5 年間の平均伸び率以上に高めること。</p>	<p>表 1-(3)-①</p> <p>表 1-(3)-②</p>
<p>【調査結果】</p> <p>今回、当省が、電子商取引実証モデル事業が実施された 10 中央卸売市場における電子商取引の実施状況を調査した結果、以下のとおり、農林水産省が実施要領で示した目標の達成が困難と考えられる状況がみられた。</p> <p>① 平成 21 年 10 月 1 日現在、上記 10 中央卸売市場（中央卸売市場全体の 13.2%）以外で新たに電子商取引を導入したものはみられず、電子商取引を導入する中央卸売市場の数を 5 年以内（22 年度まで）に全中央卸売市場の 40% から 50% に高めるという目標の達成が困難と考えられる。</p> <p>② 上記 10 中央卸売市場における電子商取引を用いた取扱数量の割合をみると、最も高いもので平成 19 年度の 8.8% であり、事業開始後 2 年以内に 10% から 25% に高めるという目標を大きく下回っている。</p> <p>③ 上記 10 中央卸売市場の中には、次のとおり電子商取引実証モデル事業の効果が発現していないものがみられた。</p> <p>i) 花き（胡蝶蘭）の電子商取引において、平成 18 年度 17 鉢、19 年度 3 鉢と取引が減少しているもの（1 市場）</p> <p>ii) 花き（小菊、スイートピー）の電子商取引において、平成 20 年度に 3 日間の取引しか行われていないもの（1 市場）</p> <p>iii) 電子商取引実証モデル事業を開始後、翌年度に電子商取引の割合が減少して</p>	<p>表 1-(3)-③</p>

いるもの（3市場）

なお、今回、上記10中央卸売市場の開設者、卸売業者等の団体等から、電子商取引の課題等を聴取したところ、次のような意見がみられた。

- ① 電子商取引の品目を拡大する場合、各卸売市場の業務規程等に基づき、市場関係者の利害調整の場である市場取引委員会での承認が必要となり、このことが品目拡大の障害となっている。
- ② 電子商取引実証モデル事業で利用したシステムでは、対象とした品目について、ある程度の輸送費、諸経費の縮減効果があるが、他の品目で使用できないなど、システムに拡張性、汎用性がない。

電子商取引の導入については、以上のような実態がみられるが、農林水産省は、これまで電子商取引実証モデル事業に係るアンケート調査等を行ったものの、当該事業の効果について十分な検証を行っていない。

このため、当該事業の効果を的確に検証し、その結果を踏まえ、今後の電子商取引の導入の在り方を検討することが必要であると考えられる。

【所見】

したがって、農林水産省は、卸売市場における取引の効率化を図る観点から、電子商取引実証モデル事業の効果を的確に検証し、その結果を踏まえ、卸売市場における電子商取引の導入の在り方を見直す必要がある。

○ 卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）（抜粋）

第 39 条 卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、その者が第十五条第一項の許可を受けて卸売の業務を行う市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 （略）

二 開設者が、農林水産省令で定める基準に従い業務規程で定めるところにより、当該中央卸売市場に係る開設区域内において卸売業者が申請した場所にある生鮮食料品等の卸売をすること又は電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により生鮮食料品等の卸売をすることについて、当該中央卸売市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めたとき。

○ 卸売市場法施行規則（昭和 46 年農林省令第 52 号）（抜粋）

第 26 条 法第 39 条第 2 号の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 卸売業者は、その者が法第 15 条第 1 項 の許可を受けて卸売の業務を行う市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等（法第 39 条第 1 号 に掲げる場所にあるものを除く。）の卸売を当該許可に係る中央卸売市場に係る開設区域内において行おうとする場合（第 3 号に掲げる場合を除く。）には、当該生鮮食料品等の品目、数量及び当該生鮮食料品等がある場所の所在地を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該開設者の承認を受けなければならないものとする。

二 前号の承認は、次に掲げる要件のすべてを満たしている場合に行われるものとする。

イ 当該申請に係る場所が、当該中央卸売市場の開設区域内の場所であること。

ロ 卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合であること。

ハ その他開設者が業務規程で定める要件を満たしていること。

三 卸売業者は、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により生鮮食料品等の卸売をしようとする場合には、当該生鮮食料品等の品目、取引方法、当該取引方法による卸売の数量の上限及び卸売の実施期間を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該市場における市場取引委員会の審議を経て当該開設者の承認を受けなければならないものとする。

四 前号の承認は、次に掲げる要件のすべてを満たしている場合に行われるものとする。

イ 当該申請に係る生鮮食料品等が、次に掲げるものに限られていること。

(1) かんしょ、ばれいしょ、かぼちや、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、たまねぎ、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びぶなしめじ並びに野菜の加工品

(2) かんきつ類、りんご、かき、くり、パイナップル、バナナ、キウイフルーツ並びに冷凍果実及び果実の加工品

(3) 冷凍鯨肉以外の冷凍水産物及び生鮮水産物の加工品（湯煮又は焼干ししたものを除く。）

(4) 牛及び豚の部分肉（枝肉を、もも、ヒレ、ロース、ばら及びかた等の部分に分割した場合におけるそれぞれの部分の肉をいう。）、輸入に係る牛肉、馬肉、豚肉及び羊肉（その輸出国の政府又はこれに準ずる機関が規格により格付けをしたものに限る。）並びに鳥肉及び鳥卵

(5) 加工食料品（（1）から（3）までに掲げる加工食料品を除く。）

(6) 花きのうち種苗、花木、はち植のもの、枝物（花又は紅葉若しくは黄葉した葉の付いたものを除く。）及び乾燥、染色その他の方法で加工されたもの

(7) 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能なもの（（1）から（6）までに掲げるものを除く。）であつて、開設者が中央卸売市場又は中央卸売市場の各市場ごとに、当該中央卸売市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして業務規程で定めるもの

ロ 当該申請に係る取引において、物品の引渡年月日、出荷者の氏名又は名称及び卸売の数量その他の公正な価格形成を確保するために必要な事項として開設者が業務規程で定めるものが提供されることになること。

ハ 当該申請に係る取引において、当該市場の仲卸業者及び売買参加者が当該取引に参加する機会が与えられること。

ニ 当該申請に係る取引において、物品の引渡方法が定められることになること。

(注)下線は、当省が付した。

表 1-3-②

10 市場における電子商取引実証モデル事業費

(単位：千円、%)

年度 (市場数)	実施市場名	総事業費	市場別の主な 事業費(a)	aの内訳	
				システム開発費	実証試験費
平成 18 (3)	札幌市中央卸売市場	145,000	45,001	30,510	14,491
	仙台市中央卸売市場		45,000	29,400	15,600
	東京都中央卸売市場大田市場		44,935	33,705	11,230
	小 計		134,936	93,615	41,321
19 (4)	千葉市中央卸売市場	135,532	28,950	15,000	13,950
	横浜市中央卸売市場本場		33,941	25,200	8,741
	大阪市中央卸売市場東部市場		32,400	25,970	6,430
	姫路市中央卸売市場		34,000	23,150	10,850
	小 計		129,291	89,320	39,971
20 (3)	青森市中央卸売市場	106,528	28,650	14,000	14,650
	東京都中央卸売市場豊島市場		32,000	12,950	19,050
	神戸市中央卸売市場東部市場		31,601	22,680	8,921
	小 計		92,251	49,630	42,621
合 計		387,060 (100)	356,478 (92.1)	232,565 (65.2)	123,913 (34.8)

- (注) 1 財団法人食品流通構造改善促進機構の資料に基づき当省が作成した。
 2 本表は、平成 18 年度から 20 年度までに農林水産省の電子商取引実証モデル事業を実施した中央卸売市場について作成した。
 3 「総事業費」のうち、事業に係る旅費、賃金、報告書印刷費、通信運搬費、委員等謝金等の管理経費を除くシステム開発費、実証試験費を「市場別の主な事業費」とした。
 4 「合計」欄の()内は、構成比である。

表 1-(3)-③

電子商取引実証モデル事業による対象物品の取扱量の割合

(単位：%)

年度 (市場数)	実施市場名	品目内訳	電子商取引を経由した取扱数量の割合	
			開始年度	翌年度
平成 18 (3)	札幌市中央卸売市場	バナナ	2.2	3.4
	仙台市中央卸売市場	冷凍水産物等	<u>0.008</u>	0.05
	東京都中央卸売市場大田市場	花き (胡蝶蘭)	0.003	0.0001
19 (4)	千葉市中央卸売市場	キャベツ、 だいこん等	4.4	<u>8.8</u>
	横浜市中央卸売市場本場	にんじん、 たまねぎ等	0.45	1.1
	大阪市中央卸売市場東部市場	オレンジ等 輸入野菜	5.3	7.1
	姫路市中央卸売市場	かまぼこ、 ちくわ等	0.4	0.14
20 (3)	青森市中央卸売市場	にんじん、 ごぼう等	0.9	1.7
	東京都中央卸売市場豊島市場	だいこん、 ばれいしよ	0.4	0.1
	神戸市中央卸売市場東部市場	花き (切り花)	0.08	0.08
合 計			最高 8.8 最低 0.008 (平均 2.28)	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「電子商取引を経由した取扱数量の割合」は、モデル地区となった卸売市場（卸売業者）における電子商取引を経由した生鮮食料品等の取扱量の割合で、事業実施市場から農林水産省への実績報告書による。

3 東京都中央卸売市場大田市場及び神戸市中央卸売市場東部市場は、取扱金額による割合であるため、「合計」欄の最高、最低及び平均の対象から除外した。

4 下線の数値は、割合の最低、最高を、また、網掛した数値は、事業の開始年度の翌年度に割合が低下したものを表す。

(4) 卸売市場における取引規制等

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>中央卸売市場における取引に係る規制については、卸売市場法、卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）及び卸売市場法施行規則（昭和 46 年農林省令第 52 号）の各法令の規定によるほか、「中央卸売市場業務規程例」（平成 11 年 10 月 1 日付け 11 食流第 3083 号農林水産省食品流通局長通知）及び「中央卸売市場における業務運営について」（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 食流第 746 号農林水産省総合食料局長通知。以下「業務運営通知」という。）に基づき卸売市場開設者（地方公共団体）が定めた業務規程（注 1）によるものが設けられている。</p> <p>（注 1） 中央卸売市場開設者は、卸売市場法第 9 条において、中央卸売市場の開設の認可を受けようとするときは、業務規程を定め農林水産大臣に提出することとされている。また、同法第 11 条において、業務規程を変更（政令で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは農林水産大臣の認可を受けることとされている。</p> <p>（注 2） 業務規程例及び業務運営通知については、平成 23 年 4 月 13 日に改正されているが、本調査は改正前の規定をもとに実施しているため、以下の記載における適用条文等は改正前のものを用いることとする。</p> <p>卸売市場法は昭和 46 年に制定され、その後、平成 11 年及び 16 年に、卸売市場における取引の合理化、適正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等のための改正が行われている。このうち、卸売市場における取引の合理化については、せり・入札の原則の廃止、委託集荷の原則の廃止、商物一致の原則の緩和、第三者販売・直荷引きの弾力化、卸売手数料の弾力化、市場外での販売活動に関する規制の廃止等が行われている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、平成 21 年度末現在における 76 中央卸売市場のうち取扱量の多い 5 市場の開設者及び同市場において農林水産大臣の許可を受けて営業している 9 卸売業者並びに地方卸売市場に転換した 12 卸売市場から抽出した 5 市場の開設者から、中央卸売市場における取引規制について聴取した結果、事前の承認・許可申請等を事後の報告（届出）に簡素化等の意見がみられた。これらの具体例は以下のとおりである。</p> <p>① せり開始時刻前の卸売及び相対取引の承認申請</p> <p>農林水産省によると、本規制は、卸売市場法第 35 条第 2 項等に基づき、災害の発生などの特別の事情により、各市場の開設者が業務規程で定めるせり取引を行うものとした物品を相対取引に変更する場合の例外措置として、市場取引の適正化と円滑化を確保するために申請等をさせるものである。また、せり開始時刻前の卸売とは、特別の事情のうち、緊急に出港する船舶に物品を供給する場合等、通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合に該当するとされている。</p> <p>一方、調査した中央卸売市場開設者及び卸売業者においては、①せり・入札取引割合の減少（注）に伴い相対取引の割合が増加していること、及び②承認申請前に相対取引が成立することが多いことから、その都度事前に承認申請を行うことは、卸売業者にとって大きな負担となっており、取引の実態に応じたものとなっていないとしている。</p> <p>（注） 中央卸売市場における全取引に占めるせり・入札取引の割合（金額ベース）をみると、</p>	<p>表 1-(4)-①</p> <p>表 1-(4)-②</p> <p>表 1-(4)-③</p> <p>表 1-(4)-④-a</p> <p>表 1-(4)-④-b</p>

青果物は平成元年度の 67.4%に対し 19 年度は 20.3% (47.1 ポイント減)、水産物は元年度の 35.9%に対し 19 年度は 21.3% (14.6 ポイント減)、花きは元年度の 97.4%に対し 19 年度は 40.3% (57.1 ポイント減) といずれも減少している。なお、食肉については、平成元年度の 82.5%に対し 19 年度は 87.3% (4.8 ポイント増) と増加している。

このことから、卸売業者等の事務負担となっている当該手続について見直すべきと考えられる。

② 第三者販売の許可申請

農林水産省は、当該規制の目的について、「卸売市場法第 37 条等の規定に基づき、卸と仲卸、売買参加者を対置させることが卸売市場の基本的構造であり、卸売業者は、当該市場の仲卸、売買参加者以外に卸売してはならないが、入荷量が著しく多く残品を生じるおそれがある場合など特別の事情がある場合に、開設者の承認により例外を認めている。」としている。

なお、平成 16 年の卸売市場法施行規則第 24 条の改正により、入荷量が著しく多く、残品を生じるおそれがある場合等に加え、卸売市場間の連携による集荷や生産者及び実需者との連携による新商品開発等のため、開設者の承認を得た場合についても第三者販売を認めることとされている。

一方、調査した中央卸売市場開設者においては、残品が生じる等の理由により、事前申請は困難、事後申請が実態であり、販売原票等で取引適正を担保できれば結果報告のみでよいとしている。

また、調査した卸売業者の中には、他市場の事業者との第三者販売を拡大したいが、事前申請のため商機を逃す場合があるとする業者もおり、調査した卸売業者全てが商取引の実態と合うよう緩和を求めている。

このことから、取引の実態を踏まえ、卸売業者等の事務負担となっている当該規制について見直すべきと考えられる。

なお、上記の市場関係者以外の卸売市場関係 9 団体から、中央卸売市場における取引規制について意見を聴取した結果は、以下のとおりである。

- ① 販売原票の提出、せり人の試験・更新の規制については、市場開設者と卸売業者との関係だけであるので、簡素化は可能と考えられるが、仲卸業者及び売買参加者の意見を十分しんしゃくする必要がある規制もある。
- ② 地方卸売市場に転換（再編）しなくとも規制が緩和されるべきである。具体的には、予約相対取引の承認申請、販売原票の提出、第三者販売の事前承認、市場取引委員会など個別に緩和を検討すべき事項がある。また、電子データ化が可能な手続、申請や報告が重複するもの等も見直すことが必要である。
- ③ 仲卸業者は、販売先からの代金の回収が長期化し、経営を圧迫されていることから、業務規程等により義務付けられている買受代金の即時支払い義務は廃止してほしい。また、仲卸業者が行う直荷引きの事前申請は事実上困難であり、報告に緩和することが必要である。

なお、地方卸売市場で行われた規制緩和を中央卸売市場の規制にも適用できると考えられるが、規制の原則（ルール）は必要であり、緩和ばかりすると大手資本が

参入してくるおそれがある。

- ④ 市場取引委員会は形骸化しており、市場機能の活性化、チェック機能の強化、客観的な判断をするためには、構成員に学識経験者等を加え、活性化すべきである。また、取引の活性化につながるような緩和は行ってほしいが、極端な規制緩和はすべきではない。
- ⑤ 地方卸売市場では、提出書類等の簡素化により大きな負担軽減（職員の削減等）になっている。

以上のとおり、中央卸売市場から転換した地方卸売市場では、規制が大幅に緩和されたことにより申請手続等の簡素化が図られ、取引の自由度や迅速性が高まる等の効果を上げており、地方卸売市場とは機能・役割に違いはあるものの、中央卸売市場では、卸売市場法、卸売市場法施行規則、業務規程例等により、細部にわたる規制によって取引が制約されていることから、今回意見を聴取した者からは、取引実態と乖離しているとの指摘が多い。

卸売市場における卸売業者等の負担軽減を図る観点から、現行の申請等手続等に係る規制について必要性を検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずることが重要であると考えられる。

【所見】

したがって、農林水産省は、中央卸売市場における卸売業者等の負担軽減を図る観点から、中央卸売市場における取引の実態を把握・分析し、その結果を踏まえ、申請手続等に係る規制の見直しを行う必要がある。

表 1-(4)-①

卸売市場法における主な規制緩和の経緯

制定時（昭和 46 年）	改正（平成 11 年）	改正（平成 16 年）
せり・入札原則	せり入札原則の廃止	—
委託集荷の原則	委託集荷原則の緩和（需要が比較的安定している生鮮食料品等に係る例外）	委託集荷原則の廃止
商物一致の原則	商物一致原則の緩和（卸売業者の申請保管場所に係る例外）	商物一致原則の緩和（電子商取引の場合の例外）
第三者販売・直荷引きの原則禁止	—	第三者販売・直荷引きの弾力化
卸売手数料の公定制	—	卸売手数料の弾力化
兼業業務等の届出制	—	兼業業務等の届出制の廃止
市場外での販売活動に関する規制	—	市場外での販売活動に関する規制の廃止

（注）農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

表 1-(4)-② 中央卸売市場における取引規制及び当該規制に係る手続に関する意見の類型

区分	市場関係者の意見の類型	事項
A	事前の承認・許可申請を事後の報告（届出）等に簡素化	① せり開始時刻前の卸売の承認申請 ② 相対取引の承認申請 ③ 第三者販売の許可申請 ④ 直荷引きの許可申請
B	卸売市場法に規定のない書類の提出を業務運営通知等で規制しているものについて見直し	① 販売原票の提出及び提出後の訂正の承認申請 ② 出荷奨励金の交付の承認申請 ③ 完納奨励金の交付の承認申請 ④ 出荷奨励金、完納奨励金の交付届
C	民間の業務実態を把握する等の目的で申請・報告を課しているものについて、報告様式及び内容を簡素化	① 支払猶予の特約の承認申請 ② 受託契約約款の承認申請 ③ 事業報告書の提出
D	流通環境に適応するための手続の簡素化等	① 市場間連携及び業者間連携の承認申請 ② 市場外指定保管場所の申請 ③ 電子商取引の承認申請 ④ 市場取引委員会の調査審議
E	取扱品目及び数量が卸売市場により異なるため、一律の規制は見直し	① 卸売予定数量の公表及び結果の報告 ② せり人の登録、更新の登録及び登録の抹消申請等

（注）1 当省の調査結果による。

2 本表で用いる区分は、表 1-(4)-③、表 1-(4)-④に対応している。

中央卸売市場における取引規制（総括表）

表 1-(4)-③

区分	意見の類型	規制事項等	現状の規制内容	根拠法令等
A	事前の承認・許可申請を事後の報告（届出）等に簡素化	せり売開始時刻前の卸売承認申請	緊急に出港する船舶に物品を供給する場合等通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合等に行う。これらは「先取り」であり、全てせり売りを相対取引に変更する例外措置であり市場取引の適正化と円滑化を確保するため申請させる。	法第 35 条第 2 項 業務規程例第 36 条 業務運営通知 第 2-2-(3)
		相対取引の承認申請	特別の事情によりせり売りを相対取引に変更する例外措置であり、市場取引の適正化と円滑化を確保するために申請させる。	法第 35 条第 2 項 法施行規則第 22 条 業務規程例第 36 条
		第三者販売の許可申請	卸と仲卸、売買参加者を対置させることが卸売市場の基本的構造であり、卸売業者は、当該市場の仲卸業者、売買参加者以外に卸売してはならない。ただし、入荷量が著しく多く残品を生じるおそれがある場合など特別の事情がある場合に例外を認める。	法第 37 条 法施行規則第 24 条 業務規程例第 40 条
		直荷引きの許可申請	卸と仲卸、売買参加者を対置させることが卸売市場の基本的構造であり、仲卸業者は、市場内では当該市場の卸売業者以外の者から生鮮食品等を買入れ販売してはならない。ただし、当該市場の卸売業者から買入れることが困難な場合に例外を認める。	法第 44 条 法施行規則第 28 条 業務規程例第 49 条
B	法に規定のない書類の提出を業務運営通知で規制しているものについて見直し	販売原票の提出及び提出後の訂正の承認申請	卸売市場における取引の原始記録であり、取引終了後の出荷者に対する仕切書の作成、販売代金の請求書の作成等の基礎となる重要な帳票。各市場における公正で円滑な取引を確保する観点から、その作成が適正に行われるよう随時確認する等、開設者は卸売業者に対して指導監督に努める。	(法第 34 条) 業務運営通知 第 2-1-(1)
		出荷奨励金及び完納奨励金の交付の承認申請等	卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため出荷者に対し奨励金を、また、卸売代金の期限内の完納を奨励するため仲卸業者又は売買参加者に対し奨励金を交付することができる。 業務規程例では、開設者に事前に申請し承認する場合に加え、開設者が関与しない場合、報告制など一定程度関与する場合を例示している。また、開設者によっては、交付限度額等を定めている場合もある。	[出荷奨励金] 業務規程例第 59 条 [完納奨励金] 業務規程例第 62 条
C	民間の業務実態を把握する目的で申請・報告を課しているものについて、報告様式及び内容を簡素化	支払猶予の特約の承認申請	仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に、買い受けた物品の代金を支払うことを原則とし、例外として、卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払期日及び支払方法を定めた契約を結んだときは開設者への届出が必要。	法第 44 条の 2 業務規程例第 60 条
		受託契約約款の承認申請	卸売のための販売の委託の引き受けについて約款を定め、開設者の承認を受ける。出荷者と卸売業者の間の取引の基本を定めるもの。	法第 42 条第 1 項 業務規程例第 45 条 受託契約約款例 (業務運営通知の別紙)
		事業報告書の提出	卸売業者は、事業年度ごとに法施行規則の定めるところにより、事業報告書を作成し、事業年度経過後 90 日以内に、開設者を経由して農林水産大臣に提出する。	法第 28 条 法施行規則第 17 条 別記様式第 1 号
D	流通環境に適応するため、手続の簡素化等	市場間連携及び業者間連携の承認申請	卸売業者は、当該市場の仲卸業者、売買参加者以外の者に対して卸売してはならない。ただし、地方の卸売市場における集荷力の低下や産地と実需者間の契約取引の拡大等の卸売市場を取り巻く状況変化に円滑に対応できるよう例外を認めているもの。	法第 37 条 法施行規則 24 条 第 1 項第 5, 6 号 業務規程例第 40 条
		市場外指定保管場所の申請	市場外にある物品の卸売については、原則禁止。ただし、開設区域内で開設者が指定する場所（農林水産大臣が指定する開設区域の周辺の場所を含む。）は例外とするもの。	法第 39 条 法施行規則第 25 条 業務規程例第 41 条
		電子商取引の承認申請	市場外にある物品の卸売については、原則禁止。ただし、卸売業者が電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により卸売をする場合であって、開設者が市場取引委員会の意見を聴いた上で効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めた場合について、例外とするもの。	法第 39 条第 2 号 法施行規則第 26 条 業務規程例第 41 条
		市場取引委員会の調査審議	中央卸売市場における売買取引に関し必要な事項の調査審議を行うため設置する委員会。委員会の所掌は市場によって異なるが、直荷引きの禁止に係る例外措置のうち市場間連携に関する事、電子商取引の調査審議を行う。	法第 13 条の 2 業務規程例第 79～86 条
E	取扱品目及び数量が卸売市場により異なるため、一律の規制は見直し	卸売予定数量の公表及び結果の報告	卸売市場における売買取引の公正・公開性を保ち、また、卸売市場が情報の受発信拠点として機能していくため、開設者及び卸売業者が、毎日の卸売が開始される時までにその日の主要な品目の卸売予定数量及び主要な産地等を掲示、卸売が終了した後の卸売の数量、価格等を公表するもの。	法第 46, 47 条 法施行規則第 29, 30, 30 条の 2, 30 条の 3, 31 条 業務規程例 第 53, 54, 55 条
		せり人の登録、更新の登録及び登録の抹消申請等	せり価格とせり落とし人を決定するせり人は、市場関係者の利害に直接影響を与える重要な地位にあり、せり取引の公正の確保のため、せり人の資質の保有と向上が必要。開設者は、登録後、初回は 3 年、以後 5 年ごとに登録更新のための試験を実施する。	法第 43 条 法施行規則第 27 条 業務規程例第 12～15 条

(注) 1 当省の調査結果による。
2 表中の「法」は、卸売市場法である。
3 表中の「法施行規則」は、卸売市場法施行規則である。

表 1 - (4) - ④ - a

中央卸売市場における取引規制に関する意見及び地方転換市場における規制の緩和状況（総括表）

市場関係者の意見による区分	記号	規制事項 [根拠規定]・事例区分 法：卸売市場法 規：卸売市場法施行規則 例：中央卸売市場業務規程例 通知：業務運営通知	中央卸売市場										地方卸売市場										
			市場開設者					主な意見・理由等	卸売業者					市場開設者									
			A	B	C	D	E		a 青果	c 青果	e 青果	g 青果	i 青果	主な意見・理由等	F	G	H	I	J	緩和の内容等			
b 水産	d 水産	f 水産	h 水産																				
事前の承認申請を事後の報告等に簡素化	A-①	せり売り開始時刻前の卸売の承認申請 [法 35 条第 2 項, 例 36 条, 通知第 2-2-(3)] [A 区分]	○	△	○	×	×	○	○	○	○	△	○	△	○	○	△	○	○	○	○	○	・ 転換前から開設者が臨時に変更可能と規定 (F) ・ 事前申請、報告とも廃止 (I) ・ 事前申請を廃止 (J)
	A-②	相対取引の承認申請 [法 35 条 2 項, 規 22 条, 例 36 条] [A 区分]	○	△	○	×	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	・ 事前申請を廃止 (F, G, H, J) ・ 事前申請、報告とも廃止 (I)
	A-③	第三者販売の許可申請 [法 37 条, 規 24 条, 例 40 条] [A 区分]	○	△	○	×	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	・ 事前申請及び結果報告を廃止 (F, G) ・ 事前申請を削除し結果のみ (H, J) ・ 卸売の相手方制限撤廃 (I) ・ 紙からデータへ (J)
	A-④	直荷引きの許可申請 [法 44 条, 規 28 条, 例 49 条] [A 区分]	△	△	○	×	△											○	○	○	○	○	・ 事前申請、報告とも廃止 (I) ・ 事前申請を廃止 (F, H, I) ・ 承認から届出に緩和 (G)

法に規定のない書類等の見直し	B-①	販売原票の提出及び提出後の訂正の承認申請 [法 34 条、通知第 2-1-(1)] B 区分	× 電デ	× 電デ	○ (PDF 化)	× 電デ	△ 電デ	○ 毎日の提出・検印廃止 (C) [参考: 職員業務量] 毎日 4 社から 6,500 枚提出 (C) △ 電子データにより緩和不要 (E) × 取引の適正性確認のため必要 (A、B) × 販売状況確認、施設使用料のデータ (A) [参考: 職員業務量] 毎日 7 社から、原票の訂正 210 枚提出、職員 13 人が 2 時間の作業 (B)	△	○	○	△	×	○ 廃止しても影響はない。一度提出した原票に書き間違い等軽微な訂正は、紙により申請し承認(検認)を受けなければならず負担は軽減された △ 電子データで報告しており負担は軽減された × 原始記録として必要。システム化され一連の流れ。訂正承認申請は負担	○	○	×	○	○	・ 規定の削除、卸の自社管理 (F, G, I, J) ・ 検査により担保、指摘なし (F) ・ 変更なし (H)
	B-②	出荷奨励金の交付の承認申請 [例 59 条] B 区分	×	△	○	×	△	○ 申請は廃止し、卸業者の事業報告書により総額を把握する(出荷者の個別確認は不要 (C)) △ 卸業者の裁量により交付先、交付率が決められ経営の自由度が高まる 既に年度当初の包括承認となっている (E) × 出荷促進、産地育成のために適正に交付しているか確認 (A、D)	△	△	○	△	△	○ 年に 1 回の承認であり、やむを得ないと思われるが、事業報告書等で把握可能なものは簡素化すべきである △ 特段の要望はないが、緩和してもよい	○	○	○	○	○	・ 承認申請を削除「交付することができる」規定に変更 (F, I) ・ 規定削除 (G, J) ・ その都度から年 1 回に緩和 (H)
	B-③	完納奨励金の交付の承認申請 (包括) [例 62 条] B 区分	×	△	○	×	△	○ 申請は廃止し、卸業者の事業報告書により総額を把握する(販売先の個別確認は不要 (C)) △ 卸業者の裁量により交付先、交付率が決められ経営の自由度が高まる 既に年度当初の包括承認となっている (E) × 販売状況確認、施設使用料のデータ	△	△	○	△	△	○ 年に 1 回の承認であり、やむを得ないと思われるが、事業報告書等で把握可能なものは簡素化すべきである △ 特段の要望はないが、緩和してもよい	○	○	○	○	○	・ 承認申請を削除「交付することができる」規定に変更 (F, I) ・ 規定を削除 (G, J) ・ 事前承認を報告に緩和 (H)
	B-④	出荷奨励金、完納奨励金の交付届 [例 59 条, 例 62 条] B 区分	×	△	○	×	△	○ 同(出荷者、販売先の個別確認は不要)(C) △ 年度当初の包括承認となっている (E) × 販売状況確認、施設使用料のデータ × 出荷促進、産地育成のため適正に交付しているか確認が必要 (D)	△	△	○	△	△	○ 年に 1 回の承認であり、やむを得ないと思われるが、事業報告書等で把握可能なものは簡素化すべきである △ 特段の要望はないが、緩和してもよい	○	該当なし	△	○	○	・ 規定の削除 (F, I) ・ 転換後出戻は年 1 回、完戻は月報告 (H) ・ 年 1 回の報告
民間業務の実態把握書類の簡素化	C-①	支払猶予の特約の承認申請 [法 44 条の 2, 例 60 条] C 区分	△ 届出	△	○	×	△ 届出	○ 民対民の契約の範囲内であり、開設者への提出は不要。販売先と卸売業者は継続的な販売により自然に取引条件の調整が行われている (C) △ 変更ない限り自動更新であり、負担ではない (A) × 不当差別的な特約排除、卸の財務健全性確保 (D)	○	○	○	○	△	○ 民間同士の契約の問題であり、開設者の関与を疑問視 △ 既に事後届出になっているので、事前承認の廃止を明示してもよい	○	○	実績なし	○	○	・ 事前申請の廃止 (F, G, I, J)
	C-②	受託契約約款の承認申請 [法 42 条 1 項, 例 45 条] 「受託契約約款例 (通知の別紙)」 C 区分	△	△	○	○	△	○ 約款は卸と出荷者の契約、約款例に基づく申請であり届出で可 (D) [参考: 職員業務量 1 件処理当たり 5 日間] ○ 民対民の契約の範囲内であり、開設者への提出は不要。出荷団体は組合員間の出荷調整し、取引条件の調整がとれている (C) △ 同約款の内容が適正か判断できる (B)	○	○	○	○	△	○ 変更がなければ承認は不要であり、負担ではないが、届出制で可 ○ 既に事後登録制になっている	○	○	実績なし	実績なし	○	・ 承認から届出(市から県に) (F, G) ・ 事前申請の削除 (J)
	C-③	事業報告書の提出 [法 28 条, 規 17 条-別記様式 1 号] C 区分	意見なし	○	○	○	△	○ 純資産報告は年 2 回報告 (法 20 条) だが、毎年提出する事業報告書にも含まれており、財務状況について必要に応じて提出させることが可能であるから、卸の負担軽減のため廃止してほしい (C) ○ 取扱高等卸売業務の状況は「損益計算書」に反映されるので簡略化可能 (B) ○ 貸借対照表と損益計算書を、合計と卸業務で分けて提出を求められるが、分離できない会社も多く意義薄い (D)	△	△	△	△	○	○ 事業報告は必要だと思うが、税務署に提出する決算書を報告書として認めてほしい △ 経営状況の把握のためやむを得ないと思うが、できれば簡素化が望ましい。	○	意見なし	○	意見なし	意見なし	・ 転換後、事業報告書のほか、国の実態調査の報告が負担 (F) ・ 県に報告、様式は簡略化 (H)

流通環境に 適応する ための 簡素化	D-①	市場間連携及び業者間連携の承認申請 [法 37 条、規 24 条 1 項 5, 6 号, 例 40 条] D 区分	実績なし	実績なし	○	実績なし	実績なし	○ 民対民の契約の範囲内であり、開設者への提出は不要。業者間の独自取引が可能になり、業者の経営改善につながる (C)	△	△	△	△	△	△ 事実上活用するような実績がなく、規制自体不要	○	○	実績なし	○	○	・規定の削除 (F, G, I, J)
	D-②	市場外指定保管場所の申請 [法 39 条, 規 25 条, 例 41 条] D 区分	○	○	○	○	△	○ 物流の広域化に伴い、開設区域を超えた取引が実態であり、開設者としてこれを把握するため、現行の農林水産省承認から開設者への届出へ、市場外業者との競合可能になり、卸売業者の経営改善になる (C) ○ 事業報告書で把握可 (D) ○ 届出に変更可 (A, D) [参考: 職員業務量 1 人延べ 1 か月] △ 保管場所確認まではやれていない (E)	○	○	○	○	△	○ 取引の実態が広域化しており、簡素化を希望	○	○	実績なし	○	○	・事前申請、解除の規定の廃止 (F, G, I, J)
	D-③	電子商取引の承認申請 [法 39 条 2 号, 規 26 条, 例 41 条] D 区分	×	○	○	実績なし	△	○ 市場取引委員会の形骸化 (B) ○ 取引物品の制限撤廃、受発注手段の自由化、卸売業者の経営改善につながる (C)	○	△	○	△	○	○ 電子商取引を市場の仲卸を必ず経由することとしているため円滑であるが、なお、品目、量ともに規制が強い	○	○	実績なし	○	○	・規定の削除 (F, G, I, J)
	D-④	市場取引委員会の調査審議 [法 13 条の 2, 例 79-86 条] D 区分	△	○	○	△	△	○ 市場開設運営協議会の委員と重複。一本化して機能を発揮した方がよい (C) ○ 従来の運営協議会と重複、年間 1-2 回の開催しかなく機能は発揮していない。設置及び運営は各市場に委ねてほしい (B) △ 法律のため設置、機能発揮不十分 (D) △ 意思決定機関として機能、但し、事実上の必置規制をなくして、市場の自由にしてほしい (A)	△	○	○	△	○	○ 委員会は取引に限定した決定機関となっており、利害が対立している現状では悪用される可能性がある ○ 市場の活性化にとってマイナス △ 委員会で、全量せりだったズワイガニを相対取引で可能と判断してもらい機能している	意見なし	○	○	意見なし	意見なし	・転換後に廃止 (G, H) ・市場運営委員会で対応 (H)
市場に対する 一律の 規制の 見直し	E-①	卸売予定数量の公表及び卸売結果の報告 [法 46, 47 条, 規 29, 30, 30 条の 2, 30 条の 3, 31 条, 例 53, 54, 55 条] E 区分	△ 電デ	△ 紙	○ 紙	×	△ 市場システム	○ 開設者の公表を廃止、卸業者による卸売結果のみの公表及び卸売結果のみ報告 (仲卸小売のニーズに沿った情報が発信可能) (C) △ 基本的に簡素化は可能な範囲で図るべき (E) △ 掲示しているが利用者は少ない (小売業者だけは利用している) (A) × 既に電子データ化しており緩和不要 (D) [参考: 職員業務量] 毎日 1 人 40 分データ集計 (D)]	○	○	○	○	△	○ 品目ごとに細かく入力しその結果を掲示 (公表) していてもどれほど活用されているかは疑問 ○ 毎日の入力作業のためにパート職員 1 人雇用。市況の月例報告を提出、公表され十分 ○ 水産は、水揚げによって予定数量と実際の数量に大きな開きが出る場合あり △ それほど負担でない。小売組合では必要だと話しており小売次第、既にシステム化で緩和済み	○	△	×	△	○	・結果報告を廃止 (F) ・取引実態の少ない第三者販売、電子商取引の結果報告を廃止 (G) ・取引方法の分類廃止し様式簡素化 (I) ・公表廃止、結果は紙からデータへ (J) ・変更なし (H)
	E-②	せり人の登録、更新の登録、登録の抹消申請等 [法 43 条, 規 27 条, 例 12-15 条] E 区分	×	×	○	×	△ 市場システム	○ せり割合大幅縮小 (青果 1%、水産 4%) により、試験なしで届出登録制にし、5 年の更新廃止。せり立会、価格公表、業界との定期的打合せにより公正性確保。苦情相談窓口開設により担保できる (C) × せり人資質確保、定期的な更新意義有り (C 以外) [参考: 職員業務量] 年間延 100 時間 (A) ・年間延 224 時間 (B) ・年間延 264 時間 (D)	○	×	△	×	×	○ 試験で不合格者は出ず、卸が責任も持てばよい。開設者が行う講習で十分資質は確保される △ 試験更新の間隔延長はよいが試験は必要。ただし、市場側の事務負担、人件費を考えると簡素化が望ましい × せり人は価格形成の権限を持つ。登録試験を行うことに意義あり	○	○	○	○	○	・せり割合の減少により、登録から承認、更新廃止 (F, J) ・同じ理由で承認から届出に緩和 (G, H) ・登録、更新を全て廃止 (F, I)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 中央卸売市場の「市場開設者」及び「卸売業者」、地方卸売市場の「市場開設者」は、アルファベット記号で表記した。表中の使用記号は、同じ者であることを表す。
 3 中央卸売市場の「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするものである。また、E-①「紙」は販売原票そのもの、「電デ」は同票の電子データを提出しているものである。
 4 地方卸売市場については、中央卸売市場から地方卸売市場に転換した市場の開設者から聴取した結果である。転換により、従前の中央卸売市場に適用されていた規制を緩和することが可能である。地方卸売市場の「○」は転換により規定 (規制) を廃止したものの、「△」は一部緩和したものの、「×」は緩和していないものである。

表 1-(4)-④-b

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	せり売り開始時刻前の卸売承認申請	事例番号	1	
意見の類型	事前の承認・許可申請を事後の報告（届出）等に簡素化	事例区分	A-①	
規制の内容及び目的等	緊急に出港する船舶に物品を供給する場合等通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合等に行う。これらは「先取り」であり、全てせり売りを相対取引に変更する例外措置であり市場取引の適正化と円滑化を確保するため申請させる。	規制の根拠	法第 35 条第 2 項 業務規程例第 36 条 業務運営通知 第 2-2-(3)	
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見			
	区分 (調査対象数)	意見		理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	
開設者(5)	2 (○)	1 (△)	2 (×)	○ 事前申請の必要性はなく、卸売結果の報告も廃止は可能。市場と業界との定期的な打合せ、市場の苦情相談窓口開設により適正取引を担保できる。 △ せり開始前の申請手続は困難であり、緩和が望ましい。 × 電子データ化で既に簡素化している。
卸売業者(9)	7 (○)	2 (△)	0 (×)	○ せりの前にほとんど相対契約が成立しており、開始時刻前に申請するのは事実上困難。事後に結果報告に合わせて申請しているのが実情である。 △ 卸売業者に対する規制は、中央市場の公正性を担保している面があり、基本的に必要である。緩和するとすれば、公正性の確保との比較の上で、判断してほしい。
2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した 5 市場における緩和状況				
調査した 5 地方市場のうち、実績のない 2 市場を除く 3 市場では、転換前から開設者側が臨時に変更可能としているもの、事前申請及び報告ともに規定を削除したもの、事前申請を廃止したものとなっている。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、() 内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	相対取引の承認申請	事例番号	2	
意見の種類	事前の承認・許可申請を事後の報告（届出）等に簡素化	事例区分	A—②	
規制の内容及び目的等	特別の事情によりせり売りを相対取引に変更する例外措置であり、市場取引の適正化と円滑化を確保するために申請させる。	規制の根拠	法第35条第2項 法施行規則第22条 業務規程例第36条	
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見			
	区分 (調査対象数)	意見		理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	
開設者(5)	2 (○)	2 (△)	1 (×)	○ 事前承認の必要性は乏しく、結果報告も廃止は可能である。 △ 事前申請は困難、事後申請が実態である。販売原票等で取引適正を担保できれば結果報告のみでよい。 × 取引の適正性の確認のため必要である。
卸売業者(9)	8 (○)	1 (△)	0 (×)	○ 事前申請→検認→結果の報告のために、3～4人の従業員を配置している。費用対効果を考えると、ここまでしないと市場の公正性が確保できないのか疑問である。 ○ JA産地や量販店は、市場外で法規制がなく自由に取引しており、規制に縛られた卸売市場が負けている。 ○ 規制がないと消費者に不利益を与えるようなもの以外、内部的な書類のやり取り等の規制は大幅に簡素化すべきである（全てに共通）。
	2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した5市場における緩和状況 調査した5地方市場のうち4市場は事前申請を廃止、1市場は事前申請及び報告とも廃止している。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。			

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。
 3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、()内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	第三者販売の許可申請			事例番号	3
意見の種類	事前の承認・許可申請を事後の報告（届出）等に簡素化			事例区分	A-③
規制の内容及び目的等	卸と仲卸、売買参加者を対置させることが卸売市場の基本的構造であり、卸売業者は、当該市場の仲卸業者、売買参加者以外に卸売してはならない。ただし、入荷量が著しく多く残品を生じるおそれがある場合など特別の事情がある場合に例外を認める。			規制の根拠	法第 37 条 法施行規則 第 24 条 業務規程例 第 40 条
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見				
	区分 (調査対象数)	意見			理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	緩和に消極的	
開設者(5)	2 (○)	2 (△)	1 (×)	○ 事前承認の必要性は乏しく、結果報告も廃止は可能である。 △ 事前申請は困難、事後申請が実態である。販売原票等で取引適正を担保できれば結果報告のみでよい。 × 取引の適正性の確認のため必要である。	
卸売業者(9)	8 (○)	1 (△)	0 (×)	○ 第三者販売を拡大したいが、事前申請のため商機を逃す場合がある。 ○ 結果報告のみでよい。	
2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した 5 市場における緩和状況 調査した 5 地方市場とも緩和した。2 市場は、事前申請及び結果報告を廃止し、2 市場は事前申請を削除し結果報告のみとした。 また、1 市場は、卸売の相手方制限規定を撤廃した。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。					

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、() 内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	直荷引きの許可申請	事例番号	4		
意見の種類	事前の承認・許可申請を事後の報告（届出）等に簡素化	事例区分	A—④		
規制の内容及び目的等	卸と仲卸、売買参加者を対置させることが卸売市場の基本的構造であり、仲卸業者は、市場内では当該市場の卸売業者以外の者から生鮮食料品等を買入れて販売してはならない。ただし、当該市場の卸売業者から買入れることが困難な場合に例外を認める。	規制の根拠	法第 44 条 法施行規則 第 28 条 業務規程例 第 49 条		
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見				
	区分 (調査対象数)	意見			理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	緩和に消極的	
開設者(5)	1 (○)	3 (△)	1 (×)	○ 事前承認の必要性はなく、また、結果報告も廃止できる。また、仲卸業者の人件費削減に資する。 △ 施設使用料の算出データに使用しているので必要である。 × 仲卸業者の経営状況の把握になる。また、既に電子データ化している。	
卸売業者(9)	—	—	—	(仲卸業者に対する規制事項であるため、意見は聴取していない)	
2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した 5 市場における緩和状況 調査した 5 地方市場とも全て何らかの形で簡素化した。 1 市場は、事前申請及び結果の報告を廃止し、3 市場は、事前申請を廃止し結果の報告のみ、1 市場は、事前承認から届出に緩和した。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。					

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、() 内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	販売原票の提出及び提出後の訂正承認			事例番号	5
意見の種類	法に規定のない書類の提出を業務運営通知で規制しているものについて見直し			事例区分	B-①
規制の内容及び目的等	卸売市場における取引の原始記録であり、取引終了後の出荷者に対する仕切書の作成、販売代金の請求書の作成等の基礎となる重要な帳票。各市場における公正で円滑な取引を確保する観点から、その作成が適正に行われるよう随時確認する等、開設者は卸売業者に対して指導監督に努める。			規制の根拠	(法第34条) 業務運営通知 第2-1-(1)
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見				
	区分 (調査対象数)	意見			理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	緩和に消極的	
開設者(5)	1 (○)	1 (△)	3 (×)	○ 毎日の提出・検印を廃止すべきである。 [参考：職員業務量]毎日4社から6,500枚提出 △ 電子データ化により緩和不要である。 × 取引の適正性の確認のため必要である。 × 販売状況確認、施設使用料のデータに使用している。 [参考：職員業務量]毎日7社から、原票の訂正200枚以上提出、職員13人が2時間の作業	
卸売業者(9)	4 (○)	4 (△)	1 (×)	○ 廃止しても影響はない。一度提出した原票の書き間違いの修正等の軽微な訂正は、紙により申請し承認(検認)を受けなければならない負担である。 △ 電子データで報告しており負担は軽減された。 × 原始記録として必要である。システム化されており、卸売業者は毎日の仕切から支払いまで一連の流れになっている。ただし、やむを得ず翌日に卸売価格の変更があり、それまで取引ごとに訂正承認を受けることは負担である。	
2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した5市場における緩和状況 調査した5地方市場のうち4市場は、規定を削除し、卸売業者の自社管理に緩和するとともに、開設者の検査により適正を担保している。また、1市場は、当面、卸売業者からの提出を継続している。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。					

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、()内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	出荷奨励金の交付承認申請	事例番号	6	
意見の種類	法に規定のない書類の提出を業務運営通知で規制しているものについて見直し	事例区分	B-②	
規制の内容及び目的等	卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対し奨励金を交付することができる。業務規程例では、開設者が関与しない場合や、報告制など一定程度関与する場合を例示している。また、開設者によっては、交付限度額等を定めている場合もある。	規制の根拠	業務規程例 第59条	
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見			
	区分 (調査対象数)	意見		理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	
開設者(5)	1 (○)	2 (△)	2 (×)	○ 申請は廃止し、卸売業者の事業報告書により総額を把握すれば足りる。また、出荷者の個別確認は不要である。 △ 卸売業者の裁量により交付先、交付率が決められ経営の自由度が高まる。 既に年度当初の包括承認になっている。 × 出荷促進、産地育成のために適正に交付しているか確認が必要である。 × 販売状況確認、施設使用料のデータに使用している。
卸売業者(9)	2 (○)	7 (△)	0 (×)	○ 年に1回の承認であり、やむを得ないと思われるが、事業報告書等で把握可能なものは簡素化すべきである。 △ 特段の要望はないが、緩和してもよい。
	2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した5市場における緩和状況 調査した5地方市場とも緩和した。4市場は承認申請の規定を削除し、うち2市場は「交付することができる」規定に変更した。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、()内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	完納奨励金の交付承認申請	事例番号	7	
意見の種類	法に規定のない書類の提出を業務運営通知で規制しているものについて見直し	事例区分	B—③	
規制の内容及び目的等	卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対し奨励金を交付することができる。業務規程例では、開設者が関与しない場合や、報告制など一定程度関与する場合を例示している。また、開設者によっては、交付限度額等を定めている場合もある。	規制の根拠	業務規程例第62条	
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見			
	区分 (調査対象数)	意見		理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	
開設者(5)	1 (○)	2 (△)	2 (×)	○ 申請は廃止し、卸売業者の事業報告書により総額を把握すれば足りる。 また、販売先の個別確認は不要である。 △ 卸売業者の裁量により交付先、交付率が決められ経営の自由度が高まる。 既に年度当初の包括承認になっている。 × 販売状況確認、施設使用料のデータに使用している。
卸売業者(9)	2 (○)	7 (△)	0 (×)	○ 年に1回の承認であり、やむを得ないと思われるが、事業報告書等で把握可能なものは簡素化すべきである。 △ 特段の要望はないが、緩和してもよい。
	2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した5市場における緩和状況 調査した5地方市場とも緩和した。4市場は承認申請の規定を削除し、うち2市場は「交付することができる」規定に変更した。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、()内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	出荷奨励金、完納奨励金の交付届	事例番号	8		
意見の種類	法に規定のない書類の提出を業務運営通知で規制しているものについて見直し	事例区分	B—④		
規制の内容及び目的等	卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため出荷者に、また、卸売代金の期限内の完納を奨励するため仲卸業者又は売買参加者に対し奨励金を交付することができる。業務規程例では、開設者が関与しない場合や、報告制など一定程度関与する場合を例示している。また、開設者によっては、交付限度額等を定めている場合もある。	規制の根拠	業務規程例 第59条, 第62条		
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見				
	区分 (調査対象数)	意見			理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	緩和に消極的	
開設者(5)	1 (○)	2 (△)	2 (×)	○ 申請は廃止し、卸売業者の事業報告書により総額を把握すれば足りる。 また、出荷者、販売先の個別確認は不要である。 △ 卸売業者の裁量により交付先、交付率が決められ経営の自由度が高まる。 既に年度当初の包括承認になっている。 × 販売状況確認、施設使用料のデータに使用している。 × 出荷促進、産地育成のために適正に交付しているか確認が必要である。	
卸売業者(9)	2 (○)	7 (△)	0 (×)	○ 年に1回の承認であり、やむを得ないと思われるが、事業報告書等で把握可能なものは簡素化すべきである。 △ 特段の要望はないが、緩和してもよい。	
2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した5市場における緩和状況 調査した5地方市場のうち、2市場は規定を削除し、1市場は地方市場に転換後、出荷奨励金は年1回に、完納奨励金は毎月の報告とした。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。					

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、()内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	支払猶予の特約承認申請	事例番号	9		
意見の種類	民間の業務実態を把握する目的で申請・報告を課しているものについて、報告様式及び内容を簡素化	事例区分	C—①		
規制の内容及び目的等	仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に、買い受けた物品の代金を支払うことを原則とし、例外として、卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払期日及び支払方法を定めた契約を結んだときは開設者への届出が必要である。	規制の根拠	法第44条の2 業務規程例 第60条		
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見				
	区分 (調査対象数)	意見			理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	緩和に消極的	
開設者(5)	1 (○)	3 (△)	1 (×)	○ 民対民の契約の範囲内であり、開設者への提出は不要である。 また、販売先と卸売業者は継続的な販売により自然に取引条件の調整が行われている。 △ 変更ない限り自動更新であり、負担ではない。 × 不当差別的な特約の排除、また、卸売業者の財務健全性確保のため必要である。	
卸売業者(9)	8 (○)	1 (△)	0 (×)	○ 民間同士の契約の問題であり、開設者の関与が必要か疑問である。 ○ 既に事後届出制になっているので、事前承認の廃止を明示してよい。	
2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した5市場における緩和状況 調査した5地方市場のうち4市場は、事前申請規定を廃止した(残り1市場は、実績なし)。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。					

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、()内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	受託契約約款の承認申請	事例番号	10	
意見の類型	民間の業務実態を把握する目的で申請・報告を課しているものについて、報告様式及び内容を簡素化	事例区分	C—②	
規制の内容及び目的等	卸売のための販売の委託の引き受けについて約款を定め、開設者の承認を受ける。出荷者と卸売業者の間の取引の基本を定めるもの。	規制の根拠	法第42条第1項 業務規程例第45条 受託契約約款例 (業務運営通知の別紙)	
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見			
	区分 (調査対象数)	意見		理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	
開設者(5)	2 (○)	3 (△)	0 (×)	○ 約款は卸売業者(民)と出荷者(民)の「契約」であり、約款例に基づいて作成した約款の申請であり届出でよい。 [参考:職員業務量1件処理当たり5日間] ○ 民対民の契約の範囲内であり、開設者への提出も不要である。 ○ 出荷団体は組合員間の出荷調整を行い、卸売業者への継続的な出荷と価格の安定化を図るなど、自然に取引条件の調整ができている。 △ 受託契約約款の内容が適正か判断できる。 △ 取引の適正性を確認できる。
卸売業者(9)	8 (○)	1 (△)	0 (×)	○ 変更がなければ承認は不要であり、負担ではないが、届出制でよい。 ○ 既に事後登録制になっている。
	2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した5市場における緩和状況 調査した5地方市場のうち3市場は緩和した。2市場は承認から届出(市あてから県あてに)に変更し、1市場は事前申請の規定を削除した(残り2市場は、実績なし)。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、()内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	事業報告書の提出	事例番号	11
意見の類型	民間の業務実態を把握する目的で申請・報告を課しているものについて、報告様式及び内容を簡素化	事例区分	C-③
規制の内容及び目的等	卸売業者は、事業年度ごとに法施行規則の定めるところにより、事業報告書を作成し、事業年度経過後90日以内に、開設者を経由して農林水産大臣に提出する。	規制の根拠	法第28条 法施行規則第17条 別記様式第1号

卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見				
	区分 (調査対象数)	意見			理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	緩和に消極的	
開設者(5)	3 (○)	1 (△)	0 (×)	<p>○ 純資産報告は年2回報告(法20条)だが、報告内容は事業報告書にも含まれており、財務状況について必要に応じて提出させることが可能であるから(注2)、卸売業者の負担軽減のため廃止してほしい。</p> <p>○ 取扱高等卸売業務の状況は「損益計算書」に反映されるので簡略化が可能である。</p> <p>○ 貸借対照表と損益計算書を、合計と卸業務で分けて提出を求められるが、分離できない会社も多く意義が薄い(注3)。</p>	
卸売業者(9)	1 (○)	8 (△)	0 (×)	<p>○ 事業報告は必要だと思うが、税務署に提出する決算書を報告書として認めてほしい。</p> <p>△ 経営状況の把握のためやむを得ないと思うが、できれば簡素化が望ましい。</p>	
<p>(注) 1 開設者のうち、1開設者は、「意見なし」としている。</p> <p>2 本意見の開設者は、様式第1号「事業報告書」の報告を求める事項の内容が同じであれば、卸売業者が作成している決算書、総会・取締役会議事録などの提出も広く認めてよいものと思われるとしている。</p> <p>3 この点について、本意見の開設者は、次のとおりとしている。</p> <p>様式第1号「事業報告書」第2「経理の状況」の貸借対照表(BS)及び損益計算書(PL)は、(1)合計貸借対照表と、(2)卸売業務貸借対照表を別々に作表・報告させているが、見直しが必要と思われる。理由は、流通業を含めて企業にとっては、収益構造の改善は急務であり、そのために部課の職務分掌を弾力化し、横断的な業務を社員各人がこなしている。</p> <p>つまり、収益構造の改善策として社の資源投入の効率性を高めることに各社が懸命になっている状況においては、「全体」と「卸売業務」でBS、PLをそれぞれ作表することは現状においては意味がなくなっていると思われる。</p>					
2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した5市場における緩和状況 調査した5地方市場のうち2市場は規定を削除して、国への事業報告書はなくなって良かったとの意見である。					

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。
 3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、()内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	市場間連携及び業者間連携の承認申請	事例番号	12	
意見の種類	流通環境に適応するための手続の簡素化等	事例区分	D-①	
規制の内容及び目的等	卸売業者は、当該市場の仲卸業者、売買参加者以外の者に対して卸売してはならない。ただし、地方の卸売市場における集荷力の低下や産地と実需者間の契約取引の拡大等の卸売市場を取り巻く状況変化に円滑に対応できるよう例外を認めているもの。	規制の根拠	法第 37 条 法施行規則 24 条 第 1 項第 5 号, 第 6 号 業務規程例第 40 条	
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見			
	区分 (調査対象数)	意見		理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	
開設者(5)	1 (○)	0 (△)	0 (×)	○ 民対民の契約の範囲内であり、開設者への提出は不要である。 業者間の独自取引が可能になり、業者の経営改善につながる。 (ほかの 4 市場は、実績がない)
卸売業者(9)	0 (○)	9 (△)	0 (×)	△ 事実上活用する例がなく、規制自体残しておく理由は乏しい。
2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した 5 市場における緩和状況 調査した 5 地方市場のうち 4 市場は規定を削除して緩和した（残り 1 市場は実績なし）。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。				

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。
3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、() 内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	市場外指定保管場所の申請、解除	事例番号	13	
意見の種類	流通環境に適応するための手続の簡素化等	事例区分	D-②	
規制の内容及び目的等	市場外にある物品の卸売については、原則禁止。ただし、開設区域内で開設者が指定する場所（農林水産大臣が指定する開設区域の周辺の場所を含む。）は例外とするもの。	規制の根拠	法第 39 条 法施行規則第 25 条 業務規程例第 41 条	
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見			
	区分 (調査対象数)	意見		理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	
開設者(5)	4 (○)	1 (△)	0 (×)	○ 物流の広域化に伴い、開設区域を超えた取引が実態であり、開設者としてこれを把握するため、現行の農林水産省承認から開設者への届出に緩和すべきである。緩和により、市場外業者との競合可能になり、卸売業者の経営改善になる。 ○ 事業報告書の報告内容で把握できる。 ○ 届出に変更できる。 [参考：職員業務量 1 人延べ 1 か月] △ 保管場所確認まではできていない。
卸売業者(9)	8 (○)	1 (△)	0 (×)	○ 取引の実態が広域化しており、簡素化を希望する。
2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した 5 市場における緩和状況 調査した 5 地方市場のうち 4 市場は事前申請、解除の規定を廃止して緩和した（残り 1 市場は実績なし）。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、() 内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	電子商取引の承認申請	事例番号	14		
意見の種類	流通環境に適応するための手続の簡素化等	事例区分	D - ③		
規制の内容及び目的等	市場外にある物品の卸売については、原則禁止。ただし、卸売業者が電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により卸売をする場合であって、開設者が市場取引委員会の意見を聴いた上で効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めた場合について、例外とするもの。	規制の根拠	法第 39 条第 2 号 法施行規則第 26 条 業務規程例第 41 条		
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見				
	区分 (調査対象数)	意見			理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	緩和に消極的	
開設者(5)	2 (○)	1 (△)	1 (×)	○ 市場取引委員会が形骸化している。 ○ 取引物品の制限撤廃、受発注手段の自由化が望ましい。緩和により卸売業者の経営改善につながる。 (1 市場は電子商取引を未実施)	
卸売業者(9)	5 (○)	1 (△)	0 (×)	○ 電子商取引を市場の仲卸を必ず経由することとしているため円滑であるが、なお、品目、量ともに規制が強い。 (3 業者は電子商取引を未実施)	
2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した 5 市場における緩和状況 調査した 5 地方市場のうち 4 市場は規定を削除して緩和した（残り 1 市場は実績なし）。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。					

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、() 内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	市場取引委員会の調査審議	事例番号	15	
意見の類型	流通環境に適応するための手続の簡素化等	事例区分	D—④	
規制の内容及び目的等	中央卸売市場における売買取引に関し必要な事項の調査審議を行うため設置する委員会。委員会の所掌は市場によって異なるが、直荷引きの禁止に係る例外措置のうち市場間連携に関すること、電子商取引の調査審議を行う。	規制の根拠	法第13条の2 業務規程例第79条、第80条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条、86条	
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見			
	区分 (調査対象数)	意見		理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	
開設者(5)	2 (○)	3 (△)	0 (×)	○ 農林水産省の業務運営通知により、市場取引委員会と市場開設運営協議会を別々に設置しているが、ともに市場の代表者で構成されており、双方を分ける必要性はない。むしろ、同運営協議会に1本化して審議する方が、市場全体を考慮した議論になると思われる。 ○ 既存の運営協議会と重複。設置及び運営は各市場の判断に委ねることとしてよい。 △ 今のところ、専門部会の開催回数を多くし機能しているが、事実上の必置規制をやめて自由にしてほしい。 △ 法律があるため設置しているが、年に1回しか開催しておらず、審議機能の発揮が不十分である。
卸売業者(9)	5 (○)	4 (△)	0 (×)	○ 市場取引委員会は取引に限定した決定機関となっており、利害が対立している現状では悪用される可能性がある。 ○ 農林水産省が同委員会を設置させる意図が理解できない。同委員会は市場の活性化にとって逆の作用をしている。 △ 同委員会で、全量せりだったズワイガニを相対取引で可能と判断してもらい、機能している。
	2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した5市場における緩和状況 調査した5地方市場のうち2市場は転換後に規定を廃止し、うち1市場は市場運営委員で対応している。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、()内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	卸売予定数量の公表及び結果の報告	事例番号	16	
意見の類型	取扱品目及び数量が卸売市場により異なるため、一律の規制は見直し	事例区分	E-①	
規制の内容及び目的等	卸売市場における売買取引の公正・公開性を保ち、また、卸売市場が情報の受発信拠点として機能していくため、開設者及び卸売業者が、毎日の卸売が開始される時までにその日の主要な品目の卸売予定数量及び主要な産地等を掲示、卸売が終了した後の卸売の数量、価格等を公表するもの。	規制の根拠	法第46条, 第47条 法施行規則 第29～31条 業務規程例 第53～55条	
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見			
	区分 (調査対象数)	意見		理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	
開設者 (5市場)	1 (○)	3 (△)	1 (×)	○ 開設者の公表を廃止し、卸売業者による卸売結果のみの公表及び卸売結果のみの報告に緩和すべきである（仲卸・小売のニーズに沿った情報発信が可能になる）。 △ 基本的に簡素化は可能な範囲で図るべきである。 △ 掲示しているが利用者は少ない（小売業者だけは利用している）。 × 既に電子データ化しており緩和は不要。 [参考：職員業務量]毎日1人40分集計作業
卸売業者 (9業者)	8 (○)	1 (△)	0 (×)	○ 品目ごとに細かく入力しその結果を掲示（公表）していてもどれほど活用されているかは疑問である。 ○ 毎日の入力作業のためにパート職員を1人雇用。市況の月例報告を提出、公表しており、必要性は低い。 ○ 水産物は、水揚げによって予定数量と実際の数量に大きな開きが出る場合がある。 △ それほど負担でない。小売組合では必要だと話しており、緩和の可否は小売業者次第、既にシステム化して緩和済みである。
2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した5市場における緩和状況 調査した5地方市場のうち、2市場は、転換に伴うメリットを活かすため、公表及び結果報告の規定を廃止し、2市場は報告のみ緩和した。また、1市場は、当面、転換に伴う変更は行わず、中央市場当時からの公表、結果報告を継続している。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、()内はそれぞれの意見の数を表す。

卸売市場における取引規制（提出書類等の簡素化）事例整理表

緩和を検討すべき事項名	せり人登録、登録更新申請、登録取消し、消除	事例番号	17	
意見の類型	取扱品目及び数量が卸売市場により異なるため、一律の規制は見直し	事例区分	E—②	
規制の内容及び目的等	せり価格とせり落とし人を決定するせり人は、市場関係者の利害に直接影響を与える重要な地位にあり、せり取引の公正の確保のため、せり人の資質の保有と向上が必要。開設者は、登録後、初回は3年、以後5年ごとに登録更新のための試験を実施する。	規制の根拠	法第43条 法施行規則第27条 業務規程例 第12条、第13条、 第14条、第15条	
卸売業者等の意見及び地方転換市場における緩和状況	1 中央卸売市場の開設者及び卸売業者の意見			
	区分 (調査対象数)	意見		理由等
		緩和に積極的	緩和が望ましい	
開設者(5)	1 (○)	1 (△)	3 (×)	○ せり割合の大幅縮小により、試験なしで届出登録制にし、5年の更新を廃止してほしい。せり立会、価格公表、業界との定期的打合せにより公正性確保が可能である。また、苦情相談窓口開設により担保できる。 × せり人の資質確保のため、定期的に更新する意義がある。 [参考:職員の年間業務量は市場により100時間、224時間、264時間と差が大きい]
卸売業者(9)	2 (○)	2 (△)	5 (×)	○ 試験で不合格者は出ず、卸売業者が責任も持てばよい。開設者が行う講習で十分資質は確保される。コンプライアンスの問題であり、届出制に緩和できる。 △ 試験更新の間隔を延長するのはよいが試験は必要。ただし、市場側の事務負担、人件費を考えると簡素化が望ましい。 × せり人は価格形成の権限を持つので、登録試験を行うことに意義がある。
2 中央卸売市場から地方卸売市場に転換した5市場における緩和状況 調査した5地方市場とも全て何らかの形で簡素化した。 3市場は、せり割合の減少から、登録制の試験及び更新を廃止し、2市場は届出制に緩和した。 なお、地方卸売市場としては、支障がないとしている。				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法」は卸売市場法、「法施行規則」は卸売市場法施行規則である。

3 表中「○」は緩和に積極的とするもの、「△」は緩和が望ましいとするもの、「×」は緩和に消極的とするもので、()内はそれぞれの意見の数を表す。

2 食品の流通部門の構造改善に係る事業の効果的・効率的な取組の推進

勸告	説明図表番号
<p>農林水産省は、食品の流通部門の構造改善について、項目1の卸売市場改革の取組のほか、食品流通構造改善促進法に基づく構造改善基本方針を踏まえた各種の取組を行うとともに、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）や「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）、「水産基本計画」（平成19年3月20日閣議決定）等の他の法令や閣議決定に基づく施策の一環としても様々な取組を行っているところである。このように、農林水産省は、多様な事業を組み合わせることで食品の流通部門の構造改善の推進を図っている。</p> <p>今回、当省において、農林水産省が実施する取組から主に食品の流通部門の構造改善に係る事業を抽出して、それぞれの実施状況等を調査したところ、各事業において以下の課題がみられた。</p> <p>(1) 食品生産製造等提携事業</p> <p>【制度の概要】</p> <p>食品流通構造改善促進法第2条第2項では、食品製造業者等が農林漁業者等との間における食品の安定的な取引関係の確立等の措置を実施することにより食品の生産から小売に至る一連の流行程の総合的な改善を図る事業であって、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものを「食品生産製造等提携事業」と定義している。</p> <p>本事業については、構造改善基本方針において、「農林漁業の生産活動と食品の製造活動・販売活動を直接結びつけ、併せてこのために必要となる施設の整備を促進することにより、食品の製造・加工・販売段階における消費者ニーズの適確、迅速な把握及び農林漁業の生産段階への提供、消費者ニーズに対応した食品の生産及び製造・加工又は販売を図ること」が目標とされている。</p> <p>食品製造業者等は、農林漁業者等と共同して、その行う事業について、食品生産製造等提携事業に関する計画（以下「構造改善計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して認定を受けることができる（同法第4条第1項）。なお、当該認定を受けた計画に従って事業を実施する者（以下「認定事業者」という。）は、事業を実施するために必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫からの低利・長期融資又は民間金融機関からの借入れに対する財団法人食品流通構造改善促進機構の債務保証を受けられる。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、平成13年度から20年度までに農林水産省本省（北海道に係るもの）、東北農政局、関東農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局、九州農政局及び沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）において構造改善計画の認定を受けた事業（以下「認定事業」という。）について、その実施状況等を調査したところ、次のとおり不適切な実態がみられた。</p> <p>ア 事業計画の達成状況等</p>	<p></p> <p>表2-(1)-①</p> <p>表1-(1)-②</p> <p>表2-(1)-②</p>

農林水産大臣は、食品流通構造改善促進法第 10 条に基づき、認定事業者に対し、認定事業の実施状況について報告を求めることができる。これを受けて「食品流通構造改善促進法の運用について」（平成 3 年 11 月 29 日付け 3 食流第 6093 号農林水産省食品流通局長通知）により、認定事業者に対し、事業実施の翌年度から事業終了年度の翌年度までの間、毎年度 4 月末までに実施状況報告書を提出させるとともに、認定事業の開始から 5 年後に当たる年度の翌年度の 4 月末までに、実績報告書を報告させることとしている。

地方農政局等（沖縄総合事務局を除く。）における認定状況をみると、平成 13 年度から 20 年度までに 284 件認定されている。これらのうち 145 件（51.1%）の認定事業は、平成 21 年度までに実績報告書の提出期限が到来している。

上記 145 件の認定事業のうち、実績報告書が提出されたものは 125 件（86.2%）、未提出のものは 14 件（9.7%）（注 1）、認定事業者が構造改善計画を取り下げたもの（認定取消し）は 6 件（4.1%）みられた。今回、実績報告書が提出された上記の 125 件について、認定事業に基づく取引による取扱量（注 2）の実績が構造改善計画において定めた目標値（認定事業の開始から 5 年後の取扱量）に達しているかを調査した。

（注 1） 14 件の中には、倒産により未提出となっているものがみられた。

（注 2） ここでいう「取引」とは、構造改善計画において、食品製造業者等が農林漁業者等との間で締結する品目ごとの取引に関する契約のことをいう。

125 件の認定事業における取引の総数は 236 取引であり、これらのうち 110 取引における取扱量（46.6%）が目標値に達していない。また、目標に対する達成率が 50%未満のものが 27 取引（11.4%）あり、そのうち達成率が 25%未満のものが 6 取引みられた。これらのほか、取引を中止したものが 14 取引、取引が実際には行われていないものが 1 取引みられた。しかし、農林水産省は、認定事業者における目標の達成状況について十分に把握していない。

なお、目標達成率が 50%未満の 27 取引について、構造改善計画の認定を受ける前の認定事業者における当該取引に係る品目の取扱量と目標値とを比較すると、12 取引（44.4%）で 30%以上の高い伸び率が設定されており、このことが目標を達成できない要因の一つと考えられる。

また、上記 284 件の認定事業のうち実施状況報告書が未提出のものが 61 件（21.5%）みられ、事業の実施状況を把握するための報告が行われておらず事業が構造改善計画どおり実施されているか判別できない。特に、農林水産省本省（北海道に係るもの）では 22 件の認定事業のうち 17 件（77.3%）で、九州農政局では 31 件の認定事業のうち 19 件（61.3%）で未提出のものがみられた。

以上のとおり、農林水産省は、認定事業が構造改善計画どおり実施されているか、その目標が達成されているかを十分に把握しておらず、このため、実態を踏まえた認定事業者に対する十分な指導等を行うことができない状況にある。

イ 取消し基準の明確化

農林水産大臣は、食品流通構造改善促進法第 5 条第 2 項に基づき、認定事業者が認定に係る構造改善計画に従って構造改善事業を行っていないと認めるとき

表 2-(1)-③

表 2-(1)-④

表 2-(1)-⑤

は、その認定を取り消すことができるとされている。また、「食品流通構造改善促進法の施行について」（平成3年11月29日付け3食流第6092号農林水産事務次官依命通知）では、上記の「認定事業者が認定計画に従って構造改善事業を行っていないと認めるとき」とは、認定計画に基づく当該構造改善事業の円滑な遂行に著しい支障を生じており、その結果、その認定基準に該当しなくなると認められる場合をいうとされている。

実際に認定の取消しを受けた事業者は、上記アのとおり、平成21年度までに実績報告書の提出期限が到来した145件のうち、認定事業者が構造改善計画を取り下げた6件となっている。なお、これらの認定事業者は、認定事業を実際に開始する前に自ら認定の取下げを申し出たものである。

一方、上記アのとおり、上記236取引のうち目標達成率が50%未満のものが27取引(11.4%)、取引中止等のものが15取引(6.4%)みられた。このような実態に鑑みると、これらは食品製造業者等と農林漁業者等との間における食品の安定的な取引関係を確立しているとは言い難く、特に取引中止等の15取引については認定の取消しを行うなどの適切な措置を講じる必要があると考えられる。

しかし、農林水産省は、上記の取引中止等のものについて、認定の取消しなどの適切な措置を講じていない。これは、どのような場合に認定の取消しの事由に該当するか具体的に示されていないなど、基準が明確になっていないためと考えられる。

【所見】

したがって、農林水産省は、食品生産製造等提携事業の効果的な実施を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 事業実施主体における事業の実施状況及びその効果を的確に把握し、その結果を踏まえ、認定事業者に対し、構造改善事業の円滑な実施に必要な指導等を行うこと。
- ② 認定の取消し事由について、明確な基準を作成するとともに、同基準に基づき適切な措置を講ずること。

○食品流通構造改善促進法（平成 3 年法律第 59 号）（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「食品」とは、飲食料品（その原料又は材料として使用される農林水産物及び花きを含む。）のうち薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

2 この法律において「食品生産製造等提携事業」とは、食品製造業者等（食品の製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）又は事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他の政令で定める法人で食品製造業者等を直接若しくは間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（以下「食品製造事業協同組合等」という。）及び農林漁業者又は農業協同組合その他の政令で定める法人で農林漁業者を構成員とするもの（これらの者の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものを含む。以下「農業協同組合等」という。）が、次に掲げる措置を実施することにより食品の生産から小売に至る一連の流通行程（食品の原料又は材料として使用される農林水産物にあっては、その生産から当該食品の製造又は加工に至る一連の流通行程）の総合的な改善を図る事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。

- 一 食品製造業者等又は食品製造事業協同組合等と農林漁業者又は農業協同組合等との間における食品の安定的な取引関係の確立
- 二 前号に掲げる措置を実施するために必要な次の措置
 - イ 食品の生産の用に供する施設の整備その他食品の生産の安定を図るための措置
 - ロ 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備
 - ハ 品質の優れた食品に対する一般消費者の需要に適確に対応するために必要な食品の製造、加工又は販売に係る業務の用に供する施設の整備でイ又はロに掲げる措置と併せて実施するもの

（構造改善計画の認定）

第四条 食品製造業者等又は食品製造事業協同組合等は、農林漁業者又は農業協同組合等と共同して、その行う事業（食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等にあっては、その構成員の行う事業を含む。）について食品生産製造等提携事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2～5 （略）

6 前各項の計画（以下「構造改善計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 前各項に規定する事業（以下「構造改善事業」という。）の目標
- 二 構造改善事業の内容及び実施時期
- 三 構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
- 四 食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等が新技術研究開発事業に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準

7 農林水産大臣は、第一項から第五項までの認定の申請があつた場合において、その構造改善計画が、基本方針に照らし適切なものであること、一般消費者の利益の増進及び農林漁業の振興に寄与するものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

（計画の変更等）

第五条 前条第一項から第五項までの認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る構造改善計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定事業者が認定に係る構造改善計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて構造改善事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第七項の規定は、第一項の認定について準用する。

(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け)

第六条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条 に規定する業務のほか、次の各号に掲げる者に対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であってそれぞれ当該各号に掲げるもの（他の金融機関が融通することを困難とするものに限る。）のうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

一 第四条第一項の認定に係る認定計画に従って食品生産製造等提携事業を実施する食品製造業者等、食品製造事業協同組合等、農林漁業者又は農業協同組合等 当該認定計画に従って食品生産製造等提携事業を実施するために必要な資金（食品製造業者等に対して貸し付けられるものにあつては中小企業者（株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号 に規定する中小企業者をいう。次号において同じ。）に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る、食品製造事業協同組合等に対して貸し付けられるものにあつてはその償還期限が十年を超えるものに限る、農林漁業者又は農業協同組合等に対して貸し付けられるものにあつては資本市場からの調達が困難なものに限る。）

二 (略)

2・3 (略)

(指導及び助言)

第九条 国は、認定事業者に対し、構造改善事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十条 農林水産大臣は、認定事業者に対し、構造改善事業の実施状況について報告を求めることができる。

(指定)

第十一条 農林水産大臣は、食品の流通部門の構造改善を促進することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、食品流通構造改善促進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2・3 (略)

(業務)

第十二条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 認定計画に係る構造改善事業（以下この条において「認定構造改善事業」という。）に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二～十一 (略)

○食品流通構造改善促進法の施行について（平成3年11月29日付け3食流第6092号）（抜粋）

第2 定義

1 (略)

2 食品製造業者等

食品製造業者等とは、食品製造業者（食品の製造又は加工の事業を行う者をいう。）及び食品販売業者（原則として食品の販売の事業を主たる事業として行う食品小売業者及び食品卸売業者であり、一般飲食店業者も含まれるものとする。）をいう。

3 食品生産製造等提携事業

(1) 本事業は、食品製造業者等又は食品製造事業協同組合等と農林漁業者又は農業協同組合等が必ず共同して事業を実施することが必要である。

(2) また、食品製造業者等又は食品製造事業協同組合等と農林漁業者又は農業協同組合等との間で食品の安定的な取引関係を確立すること（法第2条第2項第1号）が法第2条第2項第2号に掲げる措置を実施する上での前提条件となる。

- (3) 本事業のうち、食品製造業者又は食品製造事業協同組合等（食品製造業者を直接又は間接の構成員とするものに限る。）と農林漁業者又は農業協同組合等が共同して実施するものを食品生産製造提携事業といい、食品販売業者又は食品販売事業協同組合等と農林漁業者又は農業協同組合等が共同して実施するものを食品生産販売提携事業という。

4～8 （略）

第4 構造改善計画の認定

1 趣旨

食品製造業者等の行う構造改善事業が、食品の流通部門の構造改善の基本的な方向等に照らして適切であるかを明らかにするため、当該事業に係る構造改善計画について地方農政局長等の認定を受けることができることとしたものである。

2 構造改善計画の認定申請手続

- (1) 食品生産製造等提携事業に関する構造改善計画の認定を申請しようとする食品製造業者等又は食品製造事業協同組合等及び農林漁業者又は農業協同組合等は、様式第1号又は様式第1号の2により構造改善計画の認定申請書を作成して、地方農政局長等に提出するものとする。

なお、構造改善計画の認定を申請しようとする者の利便性の向上の観点から、整備対象施設の所在地を管轄する都道府県知事を経由して提出することは差し支えないものとする。

(2)～(6) （略）

3 構造改善計画の認定基準

構造改善計画についての地方農政局長等の認定基準は、

- (1) 構造改善事業の目標、内容及び実施時期が基本方針に照らし適切なものであること
(2) 構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法が当該構造改善事業を確実に遂行するため適切なものであること
(3) 食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等が新技術研究開発事業に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が不公平なものではなく、かつ、必要な費用に対して過大な負担又は経費を徴収するものではない等適切なものであること
(4) 構造改善事業の実施が一般消費者の利益の増進及び農林漁業の振興に寄与するものであることとしてしている。(令第9条)

4・5 （略）

6 構造改善計画の変更

- (1) 地方農政局長等の認定に係る構造改善計画を変更しようとする認定事業者は、様式第6号により、構造改善計画変更認定申請書を地方農政局長等に提出するものとする。

なお、地方農政局長等に提出する際の経由先及び提出先については、2の規定を準用するものとする。

- (2) 地方農政局長等は、構造改善計画の変更の認定を行った場合は、その旨を申請者及び関係金融機関に通知するものとする。
(3) 変更後の構造改善計画の実施期間は、変更前の構造改善計画の実施時期を含め、おおむね5年以内であるものとする。

7 構造改善計画の認定の取消し

- (1) 地方農政局長等は、認定事業者が認定計画に基づく構造改善事業の実施に遅滞があると認められる場合には、当該認定計画に従って構造改善事業の円滑な実施が図られるよう指導するほか、必要に応じ、認定計画の変更を指導するものとする。

また、法第5条第2項の、地方農政局長等が、認定事業者が認定計画に従って構造改善事業を行っていないと認めるときは、当該認定計画に基づく当該構造改善事業の円滑な遂行に著しい支障を生じており、その結果、その認定基準に該当しなくなると認められる場合をいうものとする。この場合において、地方農政局長等は、当該認定計画に係る認定を取り消すことができることとしている。

- (2) 地方農政局長等は、食品販売業近代化事業に係る認定計画に係る認定の取消しの決定をしたときは、理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。
(3) 地方農政局長等は、認定計画に係る認定の取消しを行った場合には、速やかにその旨を関係金融機関に

通知するものとする。

第5 資金の貸付け

法第4条第1項から同条第5項までの認定に係る認定計画に従って構造改善事業を実施する者に対して、当該認定計画に従って構造改善事業を実施するために必要な長期かつ低利の資金を、別に定めるところにより、農林漁業金融公庫、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、及び沖縄振興開発公庫から貸し付けることとしている。

第8 指導及び助言等

国は、認定事業者に対し、構造改善事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとしている。(法第9条)

このため、農林水産省総合食料局長は、省内関係局庁、関係地方公共団体、食品流通構造改善促進機構(以下「機構」という。)、関係金融機関及び関係全国団体等と連絡を密にし、本制度の円滑な推進に努めるとともに、食品製造事業協同組合等に対し、適切な指導、助言を行うものとする。

また、地方農政局長等は、関係都道府県、政令指定都市、市町村、機構、関係金融機関及び関係団体と連絡を密にし、本制度の円滑な推進に努めるとともに、食品製造事業協同組合等に対し、適切な指導、助言を行うものとする。

○食品流通構造改善促進法の運用について(平成3年11月29日付け3食流第6093号)(抜粋)

第2 報告

1 構造改善計画の認定状況等の報告

地方農政局長及び沖縄総合事務局長(以下「地方農政局長等」という。)は、各四半期末現在の構造改善計画の認定状況及び取消状況について、様式第1号により各四半期末の翌月の20日までに総合食料局長に報告するものとする。

2 構造改善事業の実施状況の報告

(1) 農林水産大臣の認定に係る報告

総合食料局長は、認定事業者に対し、毎年度、4月末までに構造改善事業の実施状況について様式第2号により事業実施の翌年度から事業終了の翌々年度まで(食品生産製造等提携事業を行った場合にあつては、食品流通構造改善促進法の施行について(平成3年11月29日付け3食流第6092号農林水産事務次官依命通知)様式第1号の4の(2)の措置又は様式第1の2の4の(2)の措置の実施終了年度の翌年度まで)報告させるものとする。

また、総合食料局長は、食品生産製造等提携事業を行った認定事業者に対し、食品生産製造等提携事業の実績について様式第3号により事業実施後5年後の翌年度の4月末までに報告させるものとする。

(2) 地方農政局長等の認定に係る報告

地方農政局長等は、認定事業者に対し、毎年度、4月末までに構造改善事業の実施状況について様式第2号により事業実施の翌年度から事業終了の翌々年度まで(食品生産製造等提携事業を行った場合にあつては、食品流通構造改善促進法の施行について(平成3年11月29日付け3食流第6092号農林水産事務次官依命通知)様式第1号の4の(2)の措置又は様式第1の2の4の(2)の措置の実施終了年度の翌年度まで)報告させるものとする。

また、地方農政局長等は、食品生産製造等提携事業を行った認定事業者に対し、食品生産製造等提携事業の実績について様式第3号により事業実施後5年後の翌年度の4月末までに報告させるものとする。

(注) 下線は、当省が付した。

表 2-(1)-②

食品生産製造等提携事業の日本政策金融公庫における融資条件等

	食品生産製造提携事業	食品生産販売提携事業
目的	食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）に基づく制度資金で、原材料である農林水産物を含む食品の生産から製造又は加工に至る一連の流通工程を改善するため、食品製造業者等及び農林漁業者等の連携の推進に必要な食品製造施設等及び農林漁業生産施設等の整備を図ること。	食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）に基づく制度資金で、消費者に対する品質の高い生鮮食品等の提供のために、食品販売業者等と農林漁業者等が提携して、鮮度保持など品質管理を行うための産地から小売段階まで一貫した流通システムを整備する事業を促進すること。
借入者の資格	① 食品製造業者 ※中小企業者に限る。 ② 食品製造業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合等 ③ 農林漁業者 ④ 農業協同組合、漁業協同組合等 ⑤ ③又は④に該当する者がその資本金（基本財産を含む。）につき地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を出資又は拠出している法人であって農林漁業の振興を目的とするもの。	① 食品販売業者 ※中小企業者に限る。 ② 食品販売業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合等 ③ 農林漁業者 ④ 農業協同組合、漁業協同組合等 ⑤ ③又は④に掲げる者がその資本金（基本財産を含む。）につき地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を出資又は拠出している法人であって農林漁業の振興を目的とするもの。
融資要件	食品流通構造改善促進法第6条第1項第1号に規定する認定計画に基づいて、共同して行う食品生産製造提携事業の実施に必要な施設の改良、造成若しくは取得、出資又は事業用資産の取得のためであること。 ※ 認定計画には以下の内容が盛り込まれていること。 <ul style="list-style-type: none"> 農林水産物の取引量が5年以内におおむね20%以上増加すること。 農林水産物の取引関係が5年以上継続すること。 	食品流通構造改善促進法第6条第1項第1号に規定する認定計画に基づいて行う食品生産販売提携事業であって、必要な集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設若しくは販売施設又は情報処理施設の改良、造成又は取得のためであること。 ※ 認定計画には以下の内容が盛り込まれており、かつ、確実に達成されると認められる事業であること。 <ul style="list-style-type: none"> 取引量が事業実施後5年以内におおむね20%以上増加すること又は取引額が年間3,000万円以上となること。 食品販売業者等と農林漁業者等（法第2条第2項の農林漁業者又は農業協同組合等をいう。以下同じ。）との取引関係が5年以上継続すること。 消費者の生鮮食品等に対する評価等の情報が食品販売業者等から的確に農林漁業者等に提供され、かつ、農林漁業者等が当該情報に基づき生産方法等の改善を行うこと。 食品販売業者等と農林漁業者等との契約の期間、取引量及び取引価格又は価格の基準が構造改善計画上明確であること。
貸付限度額（率）	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額
償還（据置）期間	① 借入者の資格の①又は②に該当する者 →10年超15年以内（3年） ② 借入者の資格の③から⑤までに該当する者 →15年以内（3年）	① 借入者の資格の①又は②に該当する者 →10年超15年以内（3年） ② 借入者の資格の③から⑤までに該当する者 →15年以内（3年）

（注）株式会社日本政策金融公庫の資料に基づき当省が作成した。

表 2-(1)-③

食品生産製造等提携事業における目標の達成状況

(単位：件、取引)

管轄農政局等	構造改善計画の認定事業の件数				認定事業に基づく取引による目標取扱量の達成状況（取引数）							
	うち実績報告書が未提出のもの	うち計画取下げのもの	うち実績報告書が提出されたもの	取引中止等	未達成				達成	不明	合計	
					5~24%	25~49%	50~74%	75~99%	100%以上			
本省 (北海道)	4	0	0	4	0	1	1	1	1	0	4	
東北	15	0	0	15	2	5	11	12	3	0	35	
関東	46	7	0	39	3	2	8	12	37	0	64	
東海	18	3	1	14	0	0	1	4	14	0	19	
近畿	35	2	3	30	5	1	9	7	6	30	66	
中四国	21	2	1	18	2	0	3	12	4	11	33	
九州	6	0	1	5	3	1	1	2	2	6	15	
合計	145	14	6	125	15	6	21	42	41	102	236	
						(110)						

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、平成13年度から20年度までに認定されたもののうち21年度までに実績報告書の提出期限が到来している13年度から15年度までの認定事業を対象に作成した。ただし、本省(北海道に係るもの以外)及び北陸農政局で認定された事業並びに認定の実績がない沖縄総合事務局は除く。

3 「取引中止等」は、取引中止のもの(14取引)及び取引が実際には行われていないもの(1取引)である。

表 2-(1)-④

食品生産製造等提携事業における目標値(取扱量)の設定状況

(単位：取引、%)

当該事業における目標取扱量の達成率	目標値(取扱量)の伸び率								
	0~19%	取引数に対する割合	20~29%	取引数に対する割合	30~49%	取引数に対する割合	50%以上	取引数に対する割合	取引数
	(a)	(a)/(e)×100	(b)	(b)/(e)×100	(c)	(c)/(e)×100	(d)	(d)/(e)×100	(e)
50%未満	5	18.5	10	37.0	6	22.2	6	22.2	27
50%~99%	22	26.5	38	45.8	10	12.0	13	15.7	83
100%以上	25	24.5	50	49.0	7	6.9	20	19.6	102
合計	52	24.5	98	46.2	23	10.8	39	18.4	212

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「目標値(取扱量)の伸び率」とは、事業実施前の取引実績に対する目標値の伸び率である。

表 2-(1)-⑤

食品生産製造等提携事業の報告書の提出状況

(単位：件、%)

区 分	本 省 (北海道)	東 北 (注 2)	関 東	東 海	近 畿 (注 2)	中国四国	九 州	沖 縄	計
認定事業の件数	22	15	102	36	35	43	31	0	284
うち実施状況報告書が未提出のもの	17 (77.3)	0 (0.0)	7 (6.9)	7 (19.4)	1 (2.9)	10 (23.3)	19 (61.3)	0 (0.0)	61 (21.5)
実績報告書の提出期限が到来している認定事業の件数	4	15	46	18	35	21	6	0	145
うち実績報告書が未提出のもの	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (15.2)	3 (16.7)	2 (5.7)	2 (9.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (9.7)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、平成 13 年度から 20 年度までの認定事業を対象に作成した。ただし、東北農政局及び近畿農政局分については 13 年度から 15 年度までの認定事業を対象としている。

3 実施状況報告書は毎年度提出するものであり、「うち実施状況報告書が未提出のもの」欄については、未提出の年度が 1 年度でもあったものを計上している。

4 実績報告書の提出期限は「事業実施後 5 年後の翌年度の 4 月末まで」とされており、本表では、平成 13 年度から 15 年度までの認定事業を対象としている。

5 ()内は、構成比である。

(2) 食品産業競争力強化対策事業

【制度の概要】

農林水産省は、食品産業の競争力の強化を図ることを目的に、食料・農業・農村基本法に即して必要な施策を着実に推進し安全・安心な食料の安定供給を将来にわたって確保する観点から、食品産業競争力強化対策事業を実施している。同事業の中には、生産者と食品産業との間の連携に係る事業として、「食農連携促進事業」(注)及び「食品流通高付加価値モデル推進事業」が行われている。

(注) 本事業は、平成 17 年度以降の事業であるが、事業名は、次のとおり変遷している。平成 17 年度及び 18 年度は「食料産業クラスター推進事業」、19 年度及び 20 年度は「食料産業クラスター展開事業」、21 年度は「食農連携促進事業」という事業名で実施されている。

ア 食農連携促進事業等

食農連携促進事業は、食品産業と農林水産業との連携による食品製造企業の活性化を目的として、地域の食品産業を中核に農林水産業や関連産業等とが連携して食料産業クラスター(注)の形成を促進することにより、国産農林水産物を活用した新商品開発や販路拡大等を目指す取組を支援する事業である。

(注) 「食料産業クラスター」とは、地域の食材、人材、技術等の資源を有効に結び付け、新たな製品、新たな販路、新たな地域ブランド等を創出することを目的とした集団のことをいう。

本事業は、次の表のとおり、地域において、食品産業と農林水産業の連携強化、新商品開発、販路拡大の取組等を行うもの(以下「地方事業」という。)と、地域におけるこれらの取組に対する支援等を行うもの(以下「中央事業」という。)から構成されており、それぞれの事業の実施主体として選定された事業者に対して、国庫から補助金が交付されている。

表 食農連携促進事業等の概要

年 度	事業の名称	事 業 内 容	
		地方事業	中央事業
平成 17、18	食料産業クラスター推進事業	地域食料産業クラスター形成促進	食料産業クラスター形成支援
19、20	食料産業クラスター展開事業	地域食料産業クラスター機能高度化促進	食料産業クラスター機能高度化支援 地域食品ブランド育成・管理支援
21	食農連携促進事業	地域食農連携機能高度化促進	食農連携機能高度化支援 地域食品ブランド育成・管理支援

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

イ 食品流通高付加価値モデル推進事業

食品流通高付加価値モデル推進事業は、食品小売業者や商店街振興組合等が生産者団体等と連携して地域農水産物を活用したブランド化、オリジナル商品開発等の付加価値の向上を図り、食品小売業及び商店街(中心市街地)の活性化を図ることを目的としており、事業の実施主体として選定された事業者に対して、国

庫から補助金が交付されている。

なお、本事業は、平成 21 年度を最後に廃止されている。

【調査結果】

ア 食農連携促進事業等

(7) 地方事業

地方事業の事業実施主体は、「食農連携促進事業等の運用について」（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 総合第 1928 号）に基づき、自ら販売した新商品の過去 1 年間の販売実績について「収益納付等状況報告書」を、原料加工、販売量等の事業成果について「事業成果報告書」を、事業完了年度の翌年度から 3 年間、それぞれ地方農政局長等に提出することとされている。地方農政局長等は、事業実施主体から提出された報告書により事業の成果を確認し、事業計画に掲げられた事業目標が達成されていない場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行うこととされている。

表 2-(2)-①

今回、平成 17 年度から 19 年度までに新商品開発を行った 19 事業実施主体について、当該期間における新商品の開発・販売計画をみたところ、121 商品の開発・販売の計画がみられた。しかし、これらのうち、平成 20 年度末時点で、①商品化されていないものが 11 製品(9.1%)、②商品化されたが販売実績がないものが 34 製品(28.1%)みられた。また、販売実績がある 75 製品について、平成 20 年度の販売目標の達成状況をみたところ、目標に達していないものが 64 製品みられた。

表 2-(2)-②

商品化されていない 11 製品及び販売実績がない 34 製品のうち、その理由等が把握できた 32 製品では、製造・販売経路又は原料の確保の困難さやコストが掛かることなどを問題として挙げているが、4 地方農政局等は、新商品開発に係る事業目標が未達成となった原因を把握していない。また、3 地方農政局等は、事業目標が未達成となっている事業実施主体に対し、具体的な指導を行っていない。

表 2-(2)-③

なお、農林水産省本省では、「本省段階においては、当該事業に取り組んだ者に対して、全国規模の商談会や研修会等に積極的に参加を促すなどの措置を講じている。」としている。

また、今回、平成 17 年度から 20 年度までに行われた地方事業 56 事業（20 事業実施主体。国庫補助は合計で約 4.2 億円）における補助金の交付及び支出の実態等を調査したところ、次のとおり、不適切なものがみられた。

表 2-(2)-④

- ① 補助目的以外の用途に使用していたもの（1 事業実施主体 1 件）
- ② 補助金交付の決定前に支出された経費は申請できない経費とされているにもかかわらず、これを交付していたもの（1 事業実施主体 1 件）
- ③ 人件費の積算根拠を確認していないにもかかわらず、農林水産省が額の確定をしていたもの（1 事業実施主体 2 件）
- ④ 過大な支出となっているにもかかわらず、農林水産省が額の確定を行っていたもの（1 事業実施主体 1 件）
- ⑤ 収益納付等状況報告書に記載された販売価格に誤りがあるにもかかわらず

表 2-(2)-⑤

ず、農林水産省が是正させていなかったもの（1事業実施主体1件）

(イ) 中央事業

中央事業では、国産農林水産物を活用した食品の供給及び産地ブランドの確立の推進等を主な目的として、地域食品ブランドの評価の追跡調査・分析やアドバイザーの派遣等が実施されている。中央事業は、国庫補助により、事業実施主体を通じて、このような事業が行われているものであり、農林水産省において、これら事業の実施内容を点検評価し、必要に応じて事業実施主体を指導することが重要である。

しかし、農林水産省は、事業実施主体から事業報告書等の提出を受けるのみとなっており、事業の効果等の評価を行っていない。

また、農林水産省は、平成17年度から20年度までに、中央事業の実施主体として選定された事業実施主体（3事業実施主体）に対して、合計約14.2億円の補助金を交付している。

今回、当該事業実施主体における補助金の交付及び支出の実態等を調査したところ、次のとおり、不適切なものがみられた。

- ① 複数の者から見積合わせを行うなど競争原理を働かせることにより経費削減の余地があると考えられるもの（3事業実施主体9件）
- ② 人件費の積算根拠を確認していないにもかかわらず、農林水産省が額の確定をしていたもの（1事業実施主体2件）
- ③ 補助金等支出明細書と証拠書類等に差異があるにもかかわらず、農林水産省が是正させていなかったもの（2事業実施主体2件）

表2-(2)-⑥

表2-(2)-⑦

表2-(2)-⑧

表2-(2)-⑨

表2-(2)-⑩

表2-(2)-⑪

イ 食品流通高付加価値モデル推進事業

農林水産省は、平成17年度から20年度までに、本事業の事業実施主体に対して、合計約1億円の補助金を交付している。

今回、当該事業実施主体（2事業実施主体）における補助金の交付及び支出の実態等を調査したところ、次のとおり、不適切なものがみられた。

- ① 補助目的以外の用途に使用していたもの（1事業実施主体1件）
- ② 人件費の積算根拠を確認していないにもかかわらず、農林水産省が額の確定をしていたもの（1事業実施主体1件）
- ③ 補助金等支出明細書の記載が誤っているにもかかわらず、農林水産省が是正させていなかったもの（1事業実施主体1件）

表2-(2)-⑫

食品産業競争力強化事業における上記ア及びイの各事業において、補助金の交付及び支出に不適切な実態がみられた原因としては、

- ① 補助金の額の確定時における農林水産省の審査が実績報告書の金額や主な支出先等を確認することにとどまっており、支出内訳、契約の方法等の確認などを行っていないこと
- ② 総勘定元帳と補助金等支出明細書の突き合わせや証拠書類による確認が不十分など厳格な審査を行っていないこと

が挙げられる。

【所見】

したがって、農林水産省は、食品産業競争力強化事業の効果的かつ適正な実施を確保する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 事業実施主体における補助事業の実施状況及びその効果を的確に把握し、その結果を踏まえ、事業実施主体に対し、効果が発現するよう事業実施時及び事業実施後に必要な指導を徹底すること。
- ② 補助金の適正な執行を図るため、事業実施主体から補助金の使途その他必要な事項について厳正な報告を求めるとともに、補助金の額の確定を行うに当たっては、実績報告書の支出内容の厳格な審査を行うこと。

また、実績報告書及び補助金等支出明細書において、事実と異なる項目については、早急に厳格かつ適正な対応措置を講ずること。

○食品産業競争力強化対策事業実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 総合第 1744 号）（抜粋）

第 1 趣旨

食品産業は、国民への安定的な食料の供給及び望ましい食生活の実現の観点から、農業とともに重要な役割を担っている。また、我が国の食品産業は、地場産業として地域経済の中で大きなウエイトを占め、雇用の場を提供しているとともに、我が国で生産される農畜産物の供給先として農業と強く結びついている。このため、その健全な発展や事業基盤の強化は重要な課題であるが、我が国の食品産業においては中小企業比率が高く、事業基盤が脆弱である等の課題を有しているところである。

現在、我が国の食料の消費面においては、消費支出の低迷や低価格志向が続いているところであり、流通面においてこれらに対する構造改革が進んでいる中、食品産業においてもこれらに的確に対応していく必要がある。食品産業競争力強化対策事業は、このような状況の中で、食料・農業・農村基本法(平成 11 年法律第 106 号)に即して必要な施策を着実に推進し、安全・安心な食料の安定供給を将来にわたって確保する観点から、食品産業の競争力の強化を図る施策を総合的に推進するものである。

第 2・3 (略)

第 4 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業を実施する民間団体等(別表の事業実施主体の欄に掲げる団体をいう。以下同じ。)は、毎年度、事業実施計画書を作成し、農林水産省総合食料局長(以下「総合食料局長」という。)(ただし、別表の食農連携促進事業のうち地域食農連携機能高度化促進については、沖縄県に所在する民間団体等にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する民間団体等にあつては当該民間団体等の所在する区域を管轄する地方農政局長。)に提出して、その承認を受けるものとする。

○食農連携促進事業等の運用について（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 総合第 1928 号）（抜粋）

第 5 個別事項

1 地域食農連携機能高度化支援促進

(1) 食農連携体制強化

ア 事業の内容

農商工連携の取組を通じた地域経済の活性化を図るため、地域の幅広い食品産業と農林水産業等との連携を促進し、国産農林水産物を活用した新商品開発、販路拡大等の取組を支援する。

イ 事業の実施

(ア)～(エ) (略)

(オ) 地域食品開発・販路拡大支援

a 新商品開発

事業の実施主体は、食品産業と農林水産業等との連携により、国産農林水産物と加工技術を活用し、需要に即した新商品の開発に必要な試作、食品の衛生、安全性、栄養成分等を検査するための成分分析及びパッケージデザイン設計等を行うものとする。

b・c (略)

(2)～(6) (略)

(7) 収益納付

ア (1)のイの(オ)により新商品の開発、商品改良の事業に取り組んだ事業実施主体は、事業完了年度(複数年にわたる事業を実施した場合には、最終事業年度とする。)の翌年度から3年間、毎年、補助事業に係る知的財産の譲渡若しくは実施権の設定その他補助事業の成果の供与により生じた過去1年間の収益又は補助事業により開発・改良された商品を自ら販売した場合の過去1年間の販売実績について、別記様式第2号による報告正副2部を作成し、当該決算期の終了の日(半年決算の事業にあつては、後期の決算の終了の日)から2カ月以内に地方農政局長に提出するものとする。

イ 地方農政局長は、アの報告に基づき相当の収益を得たと認められる場合には、事業実施主体に対して、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について納付を命ずることができるものとする。

ウ (略)

(8) 臨時職員の設置

ア 事業実施主体は、事業を円滑に実施するため調査員等の臨時職員を設置する場合は、原則として外部から適格者を選定するものとする。ただし、事業実施主体の常勤役職員を配置する具体的な理由がある場合は、当該常勤役職員に就業させることができるものとする。

イ 事業実施主体は、臨時職員を設置する場合は、この事業の活動に従事した時間等を明確にするため、別記様式第3号を作成するものとする(表2-(2)-⑤参照)。

(9) 報告等

ア 事業実施の報告

事業実施主体は、事業終了後速やかに事業実施計画に準じた報告書を地方農政局長へ提出するものとする。

イ 事業成果の報告

(1)のイの(オ)の事業にあたっては、事業実施主体は、事業終了後の翌年度から3年間、毎年、事業成果を別記様式第5号により翌年度の5月まで地方農政局長へ提出するものとする。

ウ 地方農政局長(総合食料局長を除く。)は、ア及びイによる報告を取りまとめの上、速やかに総合食料局長に提出するものとする。

エ 地方農政局長は、ア及びイの事業成果を確認し、事業実施計画に掲げた事業目標が達成していない場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

○食品産業競争力強化対策事業関係補助金交付要綱(平成20年3月31日付け19総合第1745号)(抜粋)

第13 事業実施主体が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人(以下「一般社団法人等」という。)の場合は、別記様式第7号によりこの補助金に係る補助金等支出明細書を作成し、別記様式第8号による補助金等概要報告書を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月10日までに農林水産大臣(ただし、別表の食農連携促進事業費のうち、地域食農連携機能高度化促進費については、沖縄県に所在する一般社団法人等にあつては沖縄総合事務局長、その他の都府県に所在する一般社団法人等にあつては当該一般社団法人等の所在する区域を管轄する地方農政局長。)に報告するものとする。

(注) 下線は、当省が付した。

表2-(2)-②

平成17年度から19年度において新商品開発を行った事業実施主体の
20年度における目標（販売量）の達成状況

(単位：製品、%)

管轄農政局等	新商品開発事業に取り組んだ事業実施主体	事業年度	平成20年度における達成状況										
			新商品数 ①	販売されている製品数						商品化されたが販売されていない製品数	①に対する割合	未商品化	不明
				①に対する割合		目標に達している製品数		目標に達していない製品数					
				①に対する割合	①に対する割合	①に対する割合	①に対する割合						
本省 (北海道)	北海道食品産業協議会	平成17	7	6	85.7	0	0.0	6	85.7	1	14.3	0	0
	北海道食料産業クラスター協議会	18 19	10 14	7 6	70.0 42.9	0 0	0.0 0.0	7 6	70.0 42.9	3 7	30.0 50.0	0 0	0 1
東北	宮城県食料産業クラスター全体協議会	19	7	6	85.7	0	0.0	6	85.7	0	0.0	1	0
関東	栃木県食品産業協会	17 18	3 5	3 5	100.0 100.0	0 1	0.0 20.0	3 4	100.0 80.0	0 0	0.0 0.0	0 0	0 0
	栃木県食料産業クラスター協議会	19	6	5	83.3	1	16.7	4	66.7	1	16.7	0	0
	茨城県食品産業協議会	19	4	4	100.0	0	0.0	4	100.0	0	0.0	0	0
	群馬県食品産業協議会	17 18	1 1	0 0	0.0 0.0	0 0	0.0 0.0	0 0	0.0 0.0	1 1	100.0 100.0	0 0	0 0
	神奈川県食品産業協議会	17 18	1 1	1 1	100.0 100.0	1 1	100.0 100.0	0 0	0.0 0.0	0 0	0.0 0.0	0 0	0 0
	東京都食品産業協議会	18	1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0
	東京都食料産業クラスター協議会	19	1	1	100.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0
	山梨県食品産業協議会	17	1	1	100.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0
	長野県食料産業クラスター協議会	19	11	5	45.5	1	9.1	4	36.4	0	0.0	6	0
	長野県農産加工品開発推進協議会	17 18	4 3	2 2	50.0 66.7	1 1	25.0 33.3	1 1	25.0 33.3	2 1	50.0 33.3	0 0	0 0
	静岡県食料産業クラスター協議会	19	1	1	100.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0
	北陸 (石川)	石川県食品協会	17 18	11 10	3 5	27.3 50.0	0 0	0.0 0.0	3 5	27.3 50.0	8 4	72.7 40.0	0 1
石川県食料産業クラスター協議会		19	2	1	50.0	0	0.0	1	50.0	1	50.0	0	0
香川県食料産業協議会		17	3	3	100.0	1	33.3	2	66.7	0	0.0	0	0
九州	熊本県食料産業クラスター協議会	18 19	4 3	2 2	50.0 66.7	0 1	0.0 33.3	2 1	50.0 33.3	0 0	0.0 0.0	2 1	0 0
	沖縄県食料産業クラスター協議会	19	6	3	50.0	1	16.7	2	33.3	3	50.0	0	0
合計	19事業実施主体 (26事業)		121	75	62.0	11	9.1	64	52.9	34	28.1	11	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「新商品数」は、当初の事業計画で開発することとしていた商品数である。

3 「商品化されたが販売されていない製品数」は、平成17年度から19年度に商品化したものの、商品の開発断念、製造販売中止等により、平成20年度の販売実績がない製品数である。

4 東海農政局では、平成17年度から19年度において新商品の開発を実施していないため、本表から除く。

5 近畿農政局では、平成18年度以降の事業成果報告書の受理がないため、本表から除く。

表 2-(2)-③ 新商品開発を行った事業実施主体において販売実績がない主な原因等(平成 20 年度実績)

(単位：製品)

販売実績がない 主な理由	製品内容	詳細理由	製品数	
				うち未 商品化
①製造・販売経 路確保の問題	パースティ	企業において商品開発したものの、製造業者の協力が得られなかったため	4	2
	県産小麦を使用したパン等	事業期間内に製造業者の特定まで行えなかったため。酒造会社から提供を受けた酵母の特許の件で折り合いがつかなかったため		
	二次加工性に優れた米粉	米粉の粉砕加工技術の検討が十分できなかつたことにより、米粉加工食品に向く品種を明確に絞り込めず、栽培先を決めることができなかつたため		
	海藻入り雑炊	異分野(官公庁、病院・介護施設、商社等)での販路開拓を行うことにより、経営の多角化を図ることを目指して開発した災害非常食及び介護食であるが、販売経路の乏しい異分野への販路開拓が思うように進まなかつたため		
②原料確保の問題	マコモタケ使用惣菜 鶏使用の機能性食品	原料確保体制の不備等のため	8	0
	海藻総菜 ハイビスカスのエキス・粉末(2製品)	原料の安定的な確保が難しいため		
	加賀野菜商品(2製品)、魚介類煮物	原材料の生産量が少なく、収穫時期も限られ、年間使用料の確保が困難なため		
③コストの問題	タマネギのピクルス	瓶詰めのため流通コストが掛かり、手作りのため製造コストが高くなったため	12	1
	漬物類(7製品) 秋刀魚由来色素・コラーゲン商品 鰯ハンバーグ 丸いも入り食パン 海藻入り雑炊	販売予定価格に対して、製造コストが高くなったため		
④製品内容・販 売時の問題	亜麻商品(3製品)	他製品との優位性がなくなつたため	12	3
	タマネギのピクルス	店頭での脱色のため		
	秋刀魚由来色素・コラーゲン商品	味等の問題のため		
	冷凍蒸し煮源助大根	原料(大根)の品質が安定化せず、製品化が遅れたため		
	こんにやくゼリー	開発した低分子コンニャクマンナンは、粘度が低く、食感がゼリーに合わないことが判明したため		
	県産小麦を使用した団子	試作、検討を繰り返したが、皮のもちもち感を得られなかつたため		
	ドリンク	原料から抽出したカルシウムともろみ酢と相性が悪く、変色するため		
	マコモタケ使用惣菜 蒸しかぼちゃ	テスト販売の結果が思わしくなかつたため		
	ハタハタの煮付け	関東圏の展示会に出したが、関東では馴染みがないとの意見があり、また、煮付にすると身が崩れやすくなるため		
理由不明	—	開発企業からの事業成果報告が未提出又は理由未記載のため	18	6
合 計			54	12

(注) 1 当省の調査結果による。

2 商品化されていない 11 製品及び販売実績がない 34 製品を対象とした。

3 同一製品で複数の理由があるため、理由等が把握できた 32 製品と合計数は一致しない。

i) 補助目的以外の用途に使用していたもの

○ 宮城県食品工業協議会では、平成 20 年度の「食品産業支援情報発信機能強化事業」（補助額 28 万 3,000 円）において、総会資料の作成費（2 万 475 円）を国庫補助事業実施報告書作成費として当該補助金から支出している。一方、「平成 20 年度農林水産省総合食料局関係事業に係る公募要領」（平成 19 年 3 月 14 日付け 18 総合第 1734 号）別表では、「食品産業支援情報発信機能強化費」は、情報の収集・管理・提供を行う者に対する手当及び旅費、報告書作成費等を支出できるとされており（表 2-(2)-⑨参照）、総会資料作成費は、同協議会の通常の活動に関する印刷物の作成費用であることから、同要綱が「食品産業支援情報発信機能強化費」として定める情報収集・管理・提供を行うものに対する手当及び報告書作成費等の経費に該当しないと考えられる。

しかし、農林水産省は総会資料の作成費（2 万 475 円）を含めた金額で額の確定を行っている。

当該経費について、農林水産省は、返還を命ずる必要があると考えられる。

ii) 補助金交付の決定前に支出された経費は申請できない経費とされているにもかかわらず、これを交付していたもの

○ 宮城県食品工業協議会では、平成 20 年度の「食品産業支援情報発信機能強化事業」（補助額 28 万 3,000 円）において、交付決定日（20 年 5 月 21 日）前である 4 月と 5 月分の相談員手当（各 2 万 5,000 円）及び電話料金等（1 万 7,505 円）を支出している。一方、「農林水産省総合食料局関係事業に係る公募要領」では、「申請できない経費」として「交付決定前に支出された経費」と記載されている（表 2-(2)-⑨参照）。

しかし、農林水産省は相談員手当 5 万円及び電話料金等 1 万 7,505 円を含めた金額で額の確定を行っている。

同公募要領では申請できない経費とされている「交付決定前に支出された経費」について、農林水産省は、返還を命ずる必要があると考えられる。

iii) 人件費の積算根拠を確認していないにもかかわらず、農林水産省が額の確定をしていたもの

○ 東京都食品産業協議会では、平成 19 年度及び 20 年度の「食品産業支援情報発信機能強化費」（補助額 19 年度 49 万 9,000 円、20 年度 49 万 8,000 円）において、同協議会の専務理事に対し、情報収集・管理・提供を行う者に対する調査員手当として各年度とも 96 万円を支出している。

平成 19 年度及び 20 年度に実施された食料産業クラスター展開事業では、食品産業と農林水産業との連携を促進し、新商品開発食品関連企業の事業展開を促進するため、行政機関の支援情報等の収集及び提供を行う調査員を設置し、これらの活動に対して、手当、旅費等を支出できるとされている。なお、「食農連携促進事業等の運用について」（平成 20 年 4 月 1 日付け 19 総合第 1928 号）では、「事業実施主体は、事業を円滑に実施するため調査員等の臨時職員を設置する場合は、原則として外部から適格者を選定するものとする。ただし、事業実施主体の常勤役職員を配置する具体的な理由がある場合は、当該常勤役職員に就業させることができるものとする。」とし、また、「事業実施主体は、臨時職員を設置する場合は、この事業の活動に従事した時間等を明確にするため、別記様式第 3 号を作成するものとする。」とされている（表 2-(2)-⑤参照）。

今回、当省が別記様式第 3 号に準じて作成している同協議会の「作業日誌」を確認したと

ころ、表1のとおり、平成19年度の帳簿(実績報告書の根拠となるもの)より作業日誌の作業時間が8時間少ないものとなっているにもかかわらず、交付請求どおり、額の確定を行っている。

また、平成19年度及び20年度の「総合食料対策事業関係補助金等実績報告書」及び「食品産業クラスター展開事業報告書」と作業日誌を比較したところ、表2のとおり、実績報告書及び事業報告書では、調査員手当に係る事業内容(支援情報等の収集及び提供(ファクシミリ、郵送及び電話を除く。))は、19年度が98件、20年度が90件となっているが、作業日誌では19年度が93件、20年度が85件となっており、各年度とも5件の差がみられた。なお、平成20年度の作業日誌では、「新製品情報調査・食品情報調査」等となっており、作業内容の記載が支援情報等の収集か提供かの判別ができず、実績報告書の内容を確認できない。

そこで、作業日誌の内容を分析したところ、平成19年度の93件のうち38件、20年度の85件のうち47件は、旅費が発生していない近距離等の訪問先となっているほか、「食品情報調査(8時間)」と記載されているが実際には「法律の説明会:13時から15時30分」に参加しており、「その活動時間が8時間を要したとは考えられないもの」などがみられたが、19年度及び20年度の活動時間は全て「8時間」となっており、活動の状況が正確に把握できないものとなっている。

これらについて、農林水産省は「事前の準備や事後の支援情報加工等、情報収集以外の活動時間もあるため」としているが、調査員手当は、前述のとおり、作業時間に応じて支弁されるものであり、補助金の額の確定に当たっては、作業日誌の厳正なチェックが必要である。

しかし、農林水産省(関東農政局)は、補助金の額の確定において、「総合食料対策事業関係補助金等実績報告書」の金額を確認するととどまっており、当該調査員手当について作業日誌等によりその積算根拠の確認を行っていない。

表1 食品産業支援情報発信機能強化費における実績報告書、帳簿及び作業日誌の比較

(単位:円、時間)

年度	区分	実績報告書	帳簿	作業日誌
平成19	調査員 手当 (時間)	—	960,000 (640)	948,000 (632)
	旅費	—	33,370	—
	報告書作成費	—	6,210	—
	合計 旅費・報告書作成 費を除いた額	999,580	999,580 960,000	948,000 948,000
20	調査員 手当 (時間)	—	960,000 (640)	960,000 (640)
	旅費	—	31,050	—
	報告書作成費	—	6,510	—
	合計 旅費・報告書作成 費を除いた額	997,560	997,560 960,000	960,000 960,000

(注)1 当省の調査結果による。

2 作業日誌の「調査員手当」の金額は、作業日誌に記載されている時間数に時間単価(1,500円)を乗じて算出した。

表 2

支援情報等の収集及び提供件数の比較

(単位：件)

年度	事業内容	調査対象・提供先	事業報告書 (うち訪問件数)	作業日誌 (訪問件数)
平成 19	支援情報等の収集	国関係機関等	75(75)	(70)
	支援情報等の提供	会員団体等	98(23)	(23)
	合計		173(98)	(93) (うち旅費が発生していない件数:38)
20	支援情報等の収集	国関係機関等	47(47)	(85)
	支援情報等の提供	会員団体等	118(43)	※支援情報等の収集 か提供かの判別がで きない。
	合計		165(90)	(85) (うち旅費が発生していない件数:47)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 支援情報等の提供は、訪問、ファクシミリ、郵送又は電話で行う。

iv) 過大な支出となっているにもかかわらず、農林水産省が額の確定をしていたもの

○ 沖縄食料産業クラスター協議会では、平成 19 年度の「地域食料産業クラスター機能高度化促進事業」(補助額 720 万 3,000 円)において、「コーディネーター活動支援費」からコーディネーター手当として 12 万円を支出している。

今回、当省がコーディネーター活動経費の根拠となる「平成 19 年度臨時職員人件費手当整理表」の補助対象活動時間(120 時間)と、当該整理表の根拠資料である「業務日誌」に記載された実際のコーディネーターの活動時間(116.5 時間)を比較したところ、3.5 時間の差があり、当該時間分のコーディネーター手当が過大(7,000 円)に支払われている。

しかし、農林水産省は、証拠書類等の確認が不十分など、厳正な審査を行っていないことから、上記の金額を含め額の確定を行っている。

当該補助事業に係るコーディネーターとして従事した労働時間である業務日誌の時間を超える支出について、農林水産省は、返還を命ずる必要があると考えられる。

v) 収益納付等状況報告書に記載された販売価格に誤りがあるにもかかわらず、農林水産省が是正させていなかったもの

○ 沖縄食料産業クラスター協議会では、平成 19 年度の「地域食料産業クラスター機能高度化促進事業」（補助額 720 万 3,000 円）において新商品の開発を行い、当該補助事業に参画している企業 2 社に製造原価で販売し、この 2 社が小売業者に卸売する方法を取っている。また、同協議会は、当該補助事業の収益納付等状況報告書において、製造原価を「販売単価」として報告している。

しかし、「食農連携促進事業等の運用について」では「補助事業により開発された新商品を自ら販売した場合の過去 1 年間の販売実績」を報告するものとしており、また、「自ら」とは、当該補助事業に参画する企業（今回の場合、小売業者に卸売している 2 社）も含めた事業実施主体を指すと考えられるため、本来なら小売業者に卸売している 2 社が卸売した販売価格をもって報告すべきと考えられる。

なお、同協議会を管轄している沖縄総合事務局は、当省の指摘を受けて、平成 22 年度の報告時に遡って訂正させるとしている。訂正により、相当の収益があった場合には、同協議会に対し交付した補助金の全部又は一部を納付させる必要があると考えられる。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-⑤ 「食農連携促進事業等の運用について」(第 5 の 1 の(8)関係) 別記様式 3 号の様式

平成 年度臨時職員人件費手当整理表

事業実施主体：

経費の区分	調査員、コーディネーター等担当者氏名(役職)	補助対象活動時間 ①	単価(円/時) ②	手当額(円) ①×②=③	補助対象経費(円) ③×補助率(1/2 又は 2/3 以内)	備考

注 1： 「経費の区分」の欄には、食農連携体制強化又は食品産業支援情報発信機能強化の事業名を記入する。

なお、食農連携体制強化については、コーディネーター活動支援費、産学官連携強化促進支援、技術力強化人材育成、地域食品開発・販路拡大支援費等を記入する。

注 2： 補助対象活動時間の内訳について別添の業務日誌を作成すること。

別添 業務日誌【 経費関係】

事業実施主体： 氏名(役職)： ()

月日	業務内容	時間数
／	8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 □□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□	
／	8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 □□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□	
／	8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 □□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□	
／	8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 □□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□	
／	8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 □□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□	
／	8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 □□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□	
／	8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 □□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□	
／	8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 □□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□	
／	8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 □□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□	
／	8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 □□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□	

注 1： この整理票は、経費の区分ごとに作成する。

注 2： 「業務内容」の欄には、集計整理業務、宛名書き業務等も含め、内容が判るよう簡明に記入する。

(注)「食農連携促進事業等の運用について」(平成 20 年 4 月 1 日付け 19 総合第 1928 号)に基づき当省が作成した。

i) 複数の者から見積合わせを行うなど競争原理を働かせることにより経費削減の余地があると考えられるもの

○ 財団法人食品産業センター（以下「産業センター」という。）では、請負等の契約を締結する場合、30万円以上の随意契約については、3人以上の者から見積書を徴するとしている。

今回、産業センターが、平成17年度から20年度に国庫補助金の交付を受けて実施した事業において外部と契約した30万円以上の随意契約73件（合計2億3,336万7,892円）について見積書の徴収状況を調査したところ、66件（90.4%）は3人以上の者から見積書を徴収していない。

これらの契約については、3人以上の者から見積合わせを行うなど、競争原理を働かせることにより経費削減の余地があると考えられる。

○ 社団法人食品需給研究センター（以下「需給センター」という。）の契約規程では、「契約を締結するときは、すべて一般競争入札による」とされている。なお、予定価格が160万円以下の契約の場合は、随意契約の方法により締結することができるとされている。

今回、需給センターが平成18年度から20年度に国庫補助金の交付を受けて実施した事業において、契約金額が160万円を超える11契約を調査したところ、いずれも一般競争入札を行っていない。なお、11件の契約の中から金額の高い3契約の内容をみたところ、需給センターでは、食料産業クラスター分析調査業務等を内容とする2契約（平成19年度991万5,150円、20年度1,103万6,550円）について、同一の事業者と随意契約を締結しており、その理由として、①経済産業省が進める「産業クラスター」の施策に係る中間評価を行った実績を有するシンクタンクであること、②「産業クラスター」に関して、食料分野における実績を残しているシンクタンクはほかにないこと等を挙げている。

しかし、食料産業クラスター分析調査業務等を実施するに当たって、食料分野において実績を有しているシンクタンクはほかにもみられることから、競争原理を働かせることにより経費削減の余地があると考えられる。

○ 社団法人農協流通研究所（以下「農流研」という。）が、平成17年度及び18年度に国庫補助金の交付を受けて実施した事業について、外部との契約状況を調査したところ、100万円以上の契約が5件（17年度2件：342万4,374円、18年度3件：343万9,540円）みられたが、これらの全ての契約について見積合わせを行っていない。この要因として、当該補助事業の交付要綱等において、契約方法についての規定がないことが考えられる。

これらの契約については、複数の者から見積合わせを行うなど、競争原理を働かせることにより経費削減の余地があると考えられる。

○ 産業センターは、国庫補助金の交付を受け、平成18年度に全国地域食品フェアを開催しているが、企画・立案及び実施・運営については、A社と随意契約（2契約：契約額3,453万8,000円）を行っている。しかし、いずれの事業についても複数の者から見積書を徴せず契約先を選定している。

また、随意契約の理由を把握するため、産業センターの起案書をみたところ「企画・立案についてはA社は各種イベントの企画・立案・斡旋・実施や、市場調査業、情報提供サービ

ス業などの事業を広く実施しており、イベント・コンベンション事業では、博覧会・展示会・見本市など大規模なイベントを多数手がけ、企画立案・演出・会場の設計施工・広報など長年にわたって蓄積したノウハウと多くの実績を持っている。以上の理由により、A社と随意契約を行う」と記載されていた。また、「実施・運営」については、上記に加えて「A社は本フェアの企画・立案業務を請け負っており、この企画立案を基本にしてフェアを実施する」と記載されており、随意契約とした理由が明確になっていない。

これらの契約については、複数の者から見積合わせを行うなど、競争原理を働かせることにより経費削減の余地があると考えられる。

- 産業センターは、平成 17 年度の「食料産業クラスター推進事業」（補助額 4 億 266 万 2,980 円）のうち「地域ブランド高度化支援費」（補助額 3,522 万 5,000 円）において地域食品認証制度の名称及びマークのデザイン制作（契約額 500 万円）並びに地域食品表示基準制度を踏まえたパンフレット及びポスターのデザイン、インターネットで閲覧する際のサイトのデザイン等の普及媒体制作（契約額 200 万円）の 2 事業について、B社と随意契約を行っている（注）。しかし、いずれも複数の者から見積書を徴していない。

これらの契約については、複数の者から見積合わせを行うなど、競争原理を働かせることにより経費削減の余地があると考えられる。

なお、随意契約の理由を把握するため、産業センターの起案書をみたところ「平成 18 年 1 月 30 日に開催された第 4 回検討委員会で、その制作に実績があり、また本検討委員会に参画されている B 社に普及するための媒体の制作を依頼する」とした方向付けがなされ、農林水産省担当官と事務局で検討した結果、B社にその制作を依頼することとした」と記載されており、随意契約とした理由が明確になっていない。

（注） 地域食品認証制度及び地域食品表示基準制度とは、地域で生産された特色ある農産物等を主たる原材料として用い、当該地域において歴史的・伝統的に培われた技術により製造されてきた食品（以下「地域食品」という。）の明確化、品質向上、表示の適正化を図るとともに、ひいては業界や地域の農林水産業、地域経済の活性化に資するために、申請者が地域食品の「名称」（「地名＋商品名」等）、「製造地域の範囲」、「原材料」、「製法」等に関する基準を策定し、これを財団法人食品産業センターが地域食品ブランド表示基準として認定するものである。

- 産業センターは、平成 18 年度の「食料産業クラスター推進事業」（補助額 3 億 7,990 万 1,844 円）のうち「地域ブランド高度化支援費」（補助額 4,057 万 7,475 円）において地域食品ブランド表示基準のパンフレット制作について C 社と随意契約（366 万 7,000 円）を行っている。しかし、複数の者から見積書を徴していない。

この契約については、複数の者から見積合わせを行うなど、競争原理を働かせることにより経費削減の余地があると考えられる。

そこで、随意契約の理由を把握するため、産業センターの起案書をみたところ「平成 18 年 11 月 30 日（木）に開催された第 2 回専門員会で、その制作に実績があり、また本専門委員会に委員として参画されている C 社に地域食品ブランド表示基準の制度ならびに認定品目の PR 用パンフレットの制作を依頼したほうがよいということになり、農林水産省担当官と事務局で検討した結果、C社にその制作を依頼することにした」と記載されており、随意契約とした理由が明確になっていない。なお、平成 19 年度においても、前年度も同業者に依頼しているとして C 社と随意契約（139 万 1,000 円）を行っている。

ii) 人件費の積算根拠を確認していないにもかかわらず、農林水産省が額の確定をしていたもの

○ 産業センターは、平成 19 年度及び 20 年度に 1 億 9,820 万 1,000 円の国庫補助を受け「食料産業クラスター展開事業」を実施している。

今回、当該事業について、課題提案書(注1)と総勘定元帳(注2)の総事業費に占める人件費及び事務費(人件費等)を調査した結果、下表のとおり、平成 19 年度では 843 万円、20 年度では 383 万円の差がみられた。

(注1) 課題提案書とは、農林水産省が公募の際に、事業実施主体となり得る候補を選定するために提出させるもので、事業の取組内容や経費の内訳が記載されている。

(注2) 総勘定元帳とは、勘定科目ごとに全ての取引を記載する勘定口座を集めた会計帳簿であり、事業の収入支出内容が記載されている。

表 食料産業クラスター展開事業における課題提案書と総勘定元帳の人件費及び事務費の比較

(単位：千円)

区分	平成 19 年度			20 年度		
	人件費	事務費	計	人件費	事務費	計
課題提案書(A)	30,705	23,259	53,964	26,612	22,894	49,506
総勘定元帳(B)	38,381	24,015	62,396	30,000	23,338	53,338
(B)-(A)	7,676	756	8,432	3,388	444	3,832

(注) 当省の調査結果による。

そこで、課題提案書と総勘定元帳の人件費等及び事業費(総事業費から人件費等を差し引いたもの)を事業のメニューごとに照合したところ、事業費の割合が減少しているにもかかわらず、人件費等の割合が増加しているものが 11 メニューのうち 9 メニューみられた。しかし、人件費等の割合が増加していることについての合理的な理由はみられない(表 2-(2)-⑦及び⑧参照)。

また、当該事業の公募要領(表 2-(2)-⑨参照)では、申請できない経費として「本事業の業務(資料整理、補助、資料の収集等)を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間・日数に応じて支払う経費以外の経費(雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当)」を挙げており、人件費は労働時間・日数に応じて支払うものとされているが、当該法人の人件費の支出に係る資料をみると、当該事業に従事した労働時間に応じた算出となっていない。

しかし、農林水産省は人件費の積算根拠を確認していないにもかかわらず額の確定を行っている。

なお、農林水産省は、「補助事業については、平成 22 年度から法人の賃借料や光熱水費等の共通経費の計上は認めず、人件費についても、事業申請時に人件費の積算資料を提出させ、額の確定時も補助事業に従事した労働時間に応じて算出した経費のみを補助事業費として認める。」としている。

iii) 補助金等支出明細書と証拠書類等に差異があるにもかかわらず、農林水産省が是正させていなかったもの

○ 需給センターが平成 18 年度から 20 年度に国庫補助金の交付を受けて実施した事業の総勘定元帳と補助金等支出明細書を照合したところ、19 年度の「食料産業クラスター展開事業」（補助額 8,580 万 1,000 円）について、本来、人件費に計上すべき経費（総務部人件費：186 万 1,000 円）（注）が補助金等支出明細書に事務費として計上されている。

一方、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）では「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置（別添）」として、各府省は、所管公益法人に対し、国からの補助金等に係る事務・事業ごとに事業内容、交付額及び支出額の内訳を記載した補助金等支出明細書の作成及び公表等をするよう指導することとされている（表 2-(2)-⑩及び⑪参照）。

また、「食品産業競争力強化対策事業関係補助金交付要綱」（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 総合第 1745 号農林水産事務次官依命通知）第 13 では、事業実施主体が一般社団法人等である場合は、補助金に係る補助金等支出明細書を作成し、農林水産大臣に報告するとされている（表 2-(2)-①参照）。

しかし、農林水産省は、補助金等支出明細書と証拠書類等に差異があるにもかかわらず是正させていない。

補助金等支出明細書の作成は、補助金を受けた公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置であり、農林水産省は補助金等支出明細書の内容のチェックを適切に行い、補助金等支出明細書の適正な内容の作成及び公表について、事業実施主体を指導することが重要である。

（注） 総務部人件費は、事業に直接係る人件費以外で総務に係る人件費を補助事業別に按分し計上している。

○ 農流研が平成 17 年度及び 18 年度に国庫補助金の交付を受けて実施した事業の総勘定元帳と支出票（注）を照合したところ、17 年度の「食料産業クラスター推進事業」（補助額 881 万 9,000 円）の事業費のうち取材旅費について、支出票（1 万 8,040 円）と総勘定元帳（2 万 2,040 円）の記載額に 4,000 円の差がみられた。

そこで、補助金等支出明細書をみたところ、「取材旅費」として 34 万円と記載されている。一方、本来の補助金等支出明細書に計上すべき「取材旅費」は 33 万 6,000 円であり、補助金等支出明細書の額は誤りである。

しかし、農林水産省は、補助金等支出明細書と証拠書類等に差異があるにもかかわらず是正させていない。補助金等支出明細書の作成は、補助金を受けた公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置であり、農林水産省は補助金等支出明細書の内容のチェックを適切に行い、補助金等支出明細書の適正な内容の作成及び公表について、事業実施主体を指導することが重要である。

（注） 支出票とは、農流研が作成している支出原票であり、支出票を基に総勘定元帳を作成している。

（注） 当省の調査結果による。

表 2-(2)-⑦

(財) 食品産業センターの食料産業クラスター展開事業費における
課題提案書と実績報告書の人件費及び事務費の比較 (平成 19 年度)

(単位：千円、%)

事業内容		区 分	総事業費 (a)	人件費 (b)	事務費 (c)	人件費等 (d)=(b)+ (c)	人件費等 割合 (d/(a)×100)	事業費 (e)	事業費の 割合 (e)/(a)×100		
食料産業 クラスター 機能高度化 支援事業	食料産業クラスター機能 高度化検討委員会費	課題提案書	4,151	0	498	498	12.0	3,653	88.0		
		総勘定元帳	1,100	0	483	483	43.9	617	56.1		
	食料産業 クラスター 機能高度 化対策費	全国食料産業 クラスター協 議会の設置費	課題提案書	11,323	3,431	1,358	4,789	42.3	6,534	57.7	
			総勘定元帳	11,004	1,734	1,375	3,109	28.3	7,895	71.7	
		コーディネー タ後継者人材 育成費	課題提案書	10,227	1,264	1,227	2,491	24.4	7,736	75.6	
			総勘定元帳	6,845	2,017	944	2,961	43.3	3,884	56.7	
		商品改善支援 会開催費	課題提案書	15,240	1,932	1,826	3,758	24.7	11,482	75.3	
			総勘定元帳	21,493	4,876	1,978	6,854	31.9	14,639	68.1	
		食品産業構造 調査費	課題提案書	6,000	1,567	720	2,287	38.1	3,713	61.9	
			総勘定元帳	6,000	2,108	699	2,807	46.8	3,193	53.2	
		食農連携事例 等情報活用支 援費	課題提案書	26,030	3,463	3,124	6,587	25.3	19,443	74.7	
			総勘定元帳	28,061	5,529	3,034	8,563	30.5	19,498	69.5	
		農水産物機能 性活用推進費	課題提案書	10,000	1,401	1,200	2,601	26.0	7,399	74.0	
			総勘定元帳	10,000	1,590	1,165	2,755	27.6	7,245	72.5	
		地域食品 ブランド 育成・管理 支援費	地域食品ブランド育成・ 管理委員会	課題提案書	6,498	0	771	771	11.9	5,727	88.1
				総勘定元帳	6,498	2,953	1,728	4,681	72.0	1,817	28.0
地域食品ブランド確立支 援費	課題提案書		20,695	2,574	2,475	5,049	24.4	15,646	75.6		
	総勘定元帳		23,113	5,311	2,404	7,715	33.4	15,398	66.6		
地域食品ブランド化支援 費	課題提案書		48,021	4,881	5,316	10,197	21.2	37,824	78.8		
	総勘定元帳		50,103	7,243	5,596	12,839	25.6	37,264	74.4		
地域食品ブランド育成・ 管理対策費	課題提案書		40,016	10,192	4,744	14,936	37.3	25,080	62.7		
	総勘定元帳		35,584	5,021	4,607	9,628	27.1	25,956	72.9		
合 計	課題提案書	198,201	30,705	23,259	53,964	27.2	144,237	72.8			
	総勘定元帳	199,802	38,381	24,015	62,396	31.2	137,406	68.8			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 総勘定元帳の「総事業費」は自己負担分を含む。

3 網掛け部分は、「人件費等の割合」が増加したもの、「事業費の割合」が減少したものである。

4 「総事業費(a)」、「人件費(b)」、「事務費(c)」及び「人件費等(d)」欄の合計値は、四捨五入の関係で一致しない。

表 2-(2)-⑧

(財) 食品産業センターの食料産業クラスター展開事業費における
課題提案書と実績報告書の人件費及び事務費の比較 (平成 20 年度)

(単位: 千円、%)

事業内容		区 分	総事業費 (a)	人件費 (b)	事務費 (c)	人件費等 (d)=(b)+ (c)	人件費等 割合 (d)/(a)×100	事業費 (e)	割合 (e)/(a)×100		
食料産業 クラスター 機能高度化 支援事業	食料産業クラスター機能 高度化検討委員会費	課題提案書	2,385	0	286	286	12.0	2,099	88.0		
		総勘定元帳	1,293	114	286	400	30.9	893	69.1		
	食料産業 クラスター 機能高度 化対策費	全国食料産業 クラスター協 議会の設置費	課題提案書	13,234	2,745	1,290	4,035	30.5	9,199	69.5	
			総勘定元帳	11,674	1,904	1,598	3,502	30.0	8,172	70.0	
		コーディネータ 後継者人材 育成費	課題提案書	10,249	1,201	1,230	2,431	23.7	7,818	76.3	
			総勘定元帳	8,660	1,322	1,230	2,552	29.5	6,108	70.5	
		商品改善支援 会開催費	課題提案書	15,455	1,878	1,855	3,733	24.2	11,722	75.8	
			総勘定元帳	19,696	3,684	1,855	5,539	28.1	14,157	71.9	
		食品産業構造 調査費	課題提案書	6,000	1,697	720	2,417	40.3	3,583	59.7	
			総勘定元帳	6,000	1,615	720	2,335	38.9	3,665	61.1	
		食農連携事例 等情報活用支 援費	課題提案書	25,648	3,177	3,078	6,255	24.4	19,393	75.6	
			総勘定元帳	25,648	3,882	3,068	6,950	27.1	18,698	72.9	
		農水産物機能 性活用推進費	課題提案書	10,000	1,401	1,071	2,472	24.7	7,528	75.3	
			総勘定元帳	10,000	717	1,771	2,488	24.9	7,512	75.1	
		地域食品 ブランド 育成・管理 支援費	地域食品ブランド育成・管 理委員会	課題提案書	6,498	0	771	771	11.9	5,727	88.1
				総勘定元帳	5,419	1,877	771	2,648	48.9	2,771	51.1
地域食品ブランド確立支 援費	課題提案書		20,695	2,574	2,475	5,049	24.4	15,646	75.6		
	総勘定元帳		23,511	2,187	2,475	4,662	19.8	18,849	80.2		
地域食品ブランド化支 援費	課題提案書		48,021	4,647	5,316	9,963	20.7	38,058	79.3		
	総勘定元帳		51,202	8,097	3,762	11,859	23.2	39,343	76.8		
地域食品ブランド育成・ 管理対策費	課題提案書		40,016	7,292	4,802	12,094	30.2	27,922	69.8		
	総勘定元帳		35,188	4,599	5,802	10,401	29.6	24,787	70.4		
合 計	課題提案書	198,201	26,612	22,894	49,506	25.0	148,695	75.0			
	総勘定元帳	198,291	30,000	23,338	53,338	26.9	144,953	73.1			

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 総勘定元帳の「総事業費」は自己負担分を含む。
3 網掛け部分は、「人件費等の割合」が増加したもの、「事業費の割合」が減少したものである。
4 「人件費(b)」、「人件費等(d)」及び「事業費(e)」欄の合計値は、四捨五入の関係で一致しない。

○平成 20 年度農林水産省総合食料局関係事業に係る公募要領（平成 19 年 3 月 14 日付け 18 総合第 1734 号）
（抜粋）

第 1～第 4 （略）

第 5 補助対象経費の範囲

別表 1 のとおりとします。

以下、(略)

第 6 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても所要金額に含めることができません。

1 (略)

2 本事業の業務（資料整理、補助、資料の収集等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間・日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）

3 (略)

4 補助金の交付決定前に支出される経費

5・6 (略)

第 7～第 9 （略）

第 10 申請書類の作成及び提出

1 課題提案書の作成

(1) 事業に係る課題提案書（別紙様式 1-1）

提案の内容は、別表 1 の趣旨、事業内容及び補助対象経費の範囲に即した適当なものであること。

① 応募者に関する事項（別紙様式 1-2）

② 取組内容に関する事項（別紙様式 1-3）

③ 経費内訳書（別紙様式 1-4）

補助事業等を実施するために必要な経費のすべての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した内訳書

なお、上記、課題提案書以外に添付する個別様式については別表 1 のとおりとします。

(2) (略)

2・3 (略)

第 11 補助金交付候補者の選定

1 審査方法

提出された課題提案書等については、事業担当課等において書類確認及び事前審査、課題提案会を行った後、別に定める審査基準に基づき、外部有識者で構成される選定審査委員会（以下「委員会」とします。）において審査を行い、事業実施主体となり得る候補者（以下「補助金交付候補者」とします。）を選定するものとします。

2 審査の手順

審査は、以下の手順により実施されます。

(1) 書類確認

提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問い合わせさせていただきます。

以下、(略)

(別表 1) (抜粋)

事業 No.	第 2 趣旨	第 3 事業内容	第 4 補助対象経費の範囲
2 食品産業支援情報発信機能強化事業		農商工連携の取組や、地域の食品企業等の事業展開を促進するため、食品企業等が活用できる支援施策等の情報を収集・一括管理し、円滑な情報提供を行うものとする。	支援施策等の情報の収集・管理・提供を行う者に対する手当及び旅費、報告書作成費等

(別紙様式 1 - 4)

経 費 内 訳 書

(単位：千円)

区 分	事業費	事業費の内訳			備考
		国庫補助金	自己負担	その他	
計					

- (注) ・ 備考欄には、経費積算の根拠を記載してください。
・ 補助金の交付決定前に支出される経費は自己負担となります。
・ 事業の一部を他の民間団体に委託又は間接補助する場合は、該当部分の経費が分かるように記載してください。
・ 謝金、賃金については、その単価等が分かる資料を添付してください。

○平成 20 年度農林水産省総合食料局関係事業に係る公募要領審査基準

1 審査の方法

審査項目ごとに審査委員が評価を行う。

2 審査項目

(1) 事業の内容及び実施方法

- ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性
- ② 実施方法の効率性
- ③ 経費配分の適正性

(2) 事業の効果

- ① 期待される成果
- ② 波及効果

(3) 事業実施主体の適格性

- ① 実施体制の適格性
- ② 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等

3 総合評価

採点基準に基づき、各項目について採点された審査結果をもとに、選定審査委員会において総合的に判断し、補助金交付候補者を選定するものとする。

(注) 下線は、当省が付した。

表 2-(2)-⑩

公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）の（別紙）公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置（抜粋）

行政委託型公益法人等に対する国の関与について、行政の一層の透明性、効率性、厳格性を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

I. 定義（略）

II. 検査等の委託・推薦等に関する事項（略）

1. 府省が講ずべき措置（略）
2. 法人が講ずべき措置（略）

III. 補助金等の交付等に関する事項（略）

1. 実施計画の対象事項に対する措置（略）
2. 公益法人向け補助金等全般に対する措置（略）

(1) 各府省は、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（平成 13 年 8 月 28 日公益法人等の指導監督等に関する申合せ）について、常に最新の情報を法人所管府省のホームページに掲載するとともに、次に掲げる事項も新たに掲載する。

- ① 補助金等に係る事業概要、主な用途（下記(2)②アの書類で代替可）
- ② 補助金等の執行に当たっての交付先選定理由として、次に掲げる事項
 - ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金等適正化法」という。）が適用される場合
 - ・ 補助金等適正化法が適用される旨
 - ・ 当該法人を選定した具体的理由（提案公募型の場合は公募方法、選定基準、選定方法も併せて記載）
 - イ（略）

(2) 各府省は、以下の措置を講ずる。

- ① 所管公益法人に対し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類を作成するよう指導。
- ② 公益法人が以下の措置を講ずることを補助金等の交付決定又は契約の条件とするとともに、既に交付している公益法人には速やかに措置するよう指導。
 - ア 補助金等に係る事務・事業ごとに事業内容、交付額及び支出額の内訳を記載した書類（様式 2 又はそれに準じたもの）を作成。
 - イ 上記書類を、①の書類に添付して上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、関係府省に報告
- ③ ①、②で作成する書類を法人所管府省のホームページに掲載するとともに、各法人に対しインターネットで公表するよう指導。

(注) 下線は、当省が付した。

別記様式第7号（第13関係）

平成〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
(1) 目的			
(2) 具体的な内容			
3. 交付先の公益法人の名称			
4. 交付実績額			千円(A)
5. 補助金等における管理費			
(1) 人件費		千円	
(2) 一般管理費		千円	
(3) その他の管理費			
		内 容	金額
			千円
			千円
		合 計	千円
		合 計	千円
6. 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
		支 出 内 容	支 出 先
			金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
		合 計	千円(B)
(2) (1)以外の支出			
		支 出 内 容	支 出 先
			金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
		合 計	千円
7. その他			
		内 容	金 額
			千円
			千円
			千円
		合 計	千円
8. 再補助等の割合			%(B/A)

(注) 1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1) 人件費」には、当該補助等の事業に携わる当該公益法人の職員等の人件費を、「(2) 一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3) その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1) 外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1) 以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該公益法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2) (1) 以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該公益法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2) (1) 以外の支出」に該当しない場合もある。

<「(2)(1)以外の支出」の具体例>

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料/通訳料

- 3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるよう記入する。
- 4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1) 外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

(注) 「食品産業競争力強化対策事業関係補助金交付要綱」(平成20年3月31日付け19総合第1745号)に基づき当省が作成した。

表2-(2)-⑫ 食品流通高付加価値モデル推進事業費の支出等が不適切な事例

i) 補助目的以外の用途に使用していたもの

- 財団法人食品流通構造改善促進機構が、平成17年度から19年度に国庫補助金の交付を受けて実施した食品流通高付加価値モデル推進事業の執行状況を調査したところ、年度末に事業と直接関係のない備品を購入しているものがみられた。
 具体的には、17年度に書庫等の購入(47万716円)など本来の事業目的に沿った経費の執行となっていないものがみられた。
 当該経費について、農林水産省は、返還を命ずる必要があると考えられる。

ii) 人件費の積算根拠を確認していないにもかかわらず、農林水産省が額の確定をしていたもの

- 平成20年度の補助事業における社団法人日本アグリビジネスセンター(以下「ビジネスセンター」という。)の人件費の積算根拠を調査したところ、下表のとおり、総事業費から事業執行費及び共通経費(事業費部分)を差し引いた残額を人件費相当額としており、人件費の適正な積算根拠が明示されていない。しかし、農林水産省は、額の確定において、人件費単価等の基礎資料の確認など、厳格な審査を行っていない。

表 (社)日本アグリビジネスセンターにおける人件費相当額の算出方法

(単価:円)

事 項	金 額
①総事業費(共同事業費除く)	6,987,000
②既支出の各事業執行費	2,927,251
③ゼロックス等の共通経費	1,164,119
④人件費相当額=①-(②+③)	2,895,630

(注) 当省の調査結果による。

iii) 補助金等支出明細書の記載が誤っているにもかかわらず、農林水産省が是正させていなかったもの

○ ビジネスセンターが、平成 20 年度に国庫補助金の交付を受けて実施した「食品流通高付加価値モデル推進事業」(補助額 1,694 万 6,000 円)の支出内容を調査したところ、総勘定元帳では人件費(289 万 5,630 円)及び一般管理費(116 万 4,119 円)を支出しているにもかかわらず、補助金等支出明細書には「人件費」及び「一般管理費」が記載されていない。なお、補助金等支出明細書では、これらの経費は「外部への支出」として記載されている。そこで、補助金等支出明細書と総勘定元帳を照合したところ、下表のとおり、記載額に差異がみられた。

表 (社)日本アグリビジネスセンターにおける「食品流通高付加価値モデル推進事業(平成 20 年度)」の補助金等支出明細書と総勘定元帳の比較

(単価:千円)

区 分	補助金等支出明細書(a)	総勘定元帳(b)	(a)-(b)
謝金	690	440	250
原稿料	350	100	250
旅費	2,247	844	1,403
印刷製本費	473	765	△292
通信運搬費	1,413	579	834
会議費	66	1	65
借損料	160	245	△85
雑役務費	658	1,130	△472
調査委員手当	930	2,385	△1,455
消耗品費	0	497	△497
共同事業費 (センター負担分)	9,959	9,959	0
合 計	16,946	16,946	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「総勘定元帳 (b)」欄及び「(a)-(b)」欄の総額は、四捨五入の関係で一致しない。

一方、補助金等支出明細書において、これらの経費を「外部への支出」として記載したことについてビジネスセンターは、「補助金等支出明細書を作成する際に、農林水産省(経営局構造改善課)から人件費及び一般管理費は「外部への支出」として計上するよう指導があったため」としている。

このため、前記指導について農林水産省に確認したところ、「経営局の経営構造対策推進事業等については、事業を遂行するために必要となる「企画運営専門員手当」や「会場借料」などを補助対象経費として計上しているが、単なる法人の「人件費」や「一般管理費」との区別が困難であり、事業において適切に「人件費」等が計上され、執行されているかどうかについては、決裁書類の確認で可能であることから、従来より、補助金等支出明細書の記載に当たっては、補助事業における「人件費」及び「一般管理費」に計上せず、「外部への支出」の欄に記載しているところ」としている。

しかし、「補助金等支出明細書」の記載方法(表 2-(2)-⑩参照)によると、「人件費」の欄には、当該補助金等の事業に携わる当該公益法人の職員等の人件費を、「一般管理費」の欄には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費(賃借料、光熱水料費、租税公課等)を記入することとされており、「外部への支出」とは明確に区分されていることから、当該記載は誤りである。

なお、ビジネスセンターは、平成 22 年 9 月末に解散している。

(注) 当省の調査結果による。

勸 告	説明図表番号
<p>(3) 加工・業務用野菜の安定供給に係る事業</p> <p>【制度の概要】</p> <p>構造改善基本方針では、「食品の流通部門の構造改善の基本的な方向」として、「加工用での（略）需要先に応じた多様な規格への対応、定時・定量の出荷、一次加工とその際の高度な品質管理等、実需者である食品製造業者等と生産者の連携を、卸売市場を介したものも含め強化する必要がある。」としている。</p> <p>農林水産省は、加工・業務用の需要に対する野菜の安定供給を行うことができる産地づくりを推進するため、平成 17 年度及び 18 年度に「加工・業務用対応型野菜産地普及・定着事業」を実施している。また、同事業を引き継ぐ形で、平成 19 年度及び 20 年度には、安定的に国産野菜を求める加工・業務用の需要に対応するため、先進ビジネスモデルの策定、生産者団体等と食品製造業者等との取引の拡大を図ることを目的とする「加工・業務用対応型野菜生産流通拡大事業」及び「加工・業務用対応型園芸作物生産流通拡大事業」を実施している。これらの事業は、いずれも、それぞれの事業の実施主体として選定された事業者に対して、国庫から補助金が交付されている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>平成 17 年度以降に実施されている上記の各事業においては、農林水産省から事業実施主体に対して補助金が交付されている（平成 17 年度から 20 年度までの合計は約 1.7 億円）。</p> <p>上記の各事業では、いずれも、国産野菜の安定供給体制を確立するとともに、生産者団体等と実需者との契約取引の導入を推進するため、生産現場での実証試験、全国及び地域段階のセミナー等の開催により栽培技術等の普及等を行っている。</p> <p>農林水産省は、当事業の効果について、「契約取引の導入状況は、国内の加工・業務用向け出荷量をもって効果を把握している。」としている。</p> <p>しかし、加工・業務用野菜の栽培上の問題点の解決に向けた生産現場での実証試験については、品目別・用途別ガイドラインの作成・配布、実証試験結果を現地での検討会等において説明するなどの取組はみられるものの、実証試験を実施した地区におけるその後の状況や課題を把握していない。</p> <p>また、平成 20 年度に実施した加工・業務用対応型園芸作物生産流通拡大事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体における当該補助金の交付及び支出の実態等を調査したところ、「平成 20 年度農業競争力強化対策民間団体事業公募要領」（平成 20 年 1 月農林水産省生産局作成）では、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与等）は事業の実施に必要な経費であっても申請することはできないとされているが、当該事業実施主体からこの交付請求できない経費が申請されており、農林水産省はその内容を十分に確認せずに補助金の額を確定している（1 事業実施主体 1 件）。</p> <p>上記の実態がみられた原因としては、補助金の額の確定を行うに当たって、農林水産省が実績報告書を的確に審査していなかったことが挙げられる。</p>	<p>表 1-(1)-②</p> <p>表 2-(3)-①</p> <p>表 2-(3)-②</p> <p>表 2-(3)-③</p>

【所見】

したがって、農林水産省は、加工・業務用野菜の安定供給に係る事業の効果的かつ適正な実施を確保する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 実証試験を実施した地区の実施後の状況や課題を把握し、その結果に基づき、栽培技術等の普及を行うこと。
- ② 補助金の適正な執行を図るため、事業実施主体に対し、補助金の使途その他必要な事項について指導を徹底するとともに、補助金の額の確定を行うに当たっては実績報告書の支出内容の厳格な審査を行うこと。

また、交付請求できない経費については、早急に厳格かつ適正な対応措置を講ずること。

表 2-(3)-①

加工・業務用対応型野菜産地普及・定着事業及び加工・業務用対応型野菜生産流通拡大事業等の概要

年度	事業名	事業費 (千円)	事業内容
平成 17	加工・業務 用対応型 野菜産地 普及・定着 事業	39,645	<ol style="list-style-type: none"> 1 検討委員会の開催 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本検討委員会 (2) 用途別・品目別ガイドライン作成部会 (3) 定時・定量システム作成部会 2 先進地及び実需者調査・検証 <ol style="list-style-type: none"> (1) ヒアリング調査：加工・業務用実需者の国産野菜の使用実態等 (2) アンケート調査：加工・業務用実需者の国産野菜に対するニーズの把握 (3) 加工・業務用の取組に向けた生産者向けビデオの作成 3 調査報告書の作成等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 加工・業務用対応型野菜産地普及・定着事業報告書 (2) 加工・業務用野菜需要への取組に向けた「品目別・用途別ガイドライン」3品目 (3) セミナーの開催 ブロック別情報交換会、加工・業務用野菜推進シンポジウム 4 実証試験 <ol style="list-style-type: none"> (1) 5か所 (2) 5品目（ほうれんそう、はくさい、レタス、にんじん、トマト）
18	加工・業務 用対応型 野菜産地 普及・定着 事業	43,129	<ol style="list-style-type: none"> 1 検討委員会の開催 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本検討委員会 (2) 用途別・品目別ガイドライン作成部会 (3) 定時・定量供給支援システム作成部会 2 先進地及び実需者調査・検証 <ol style="list-style-type: none"> (1) ヒアリング調査：加工・業務用実需者が品目別・用途別に求める品質・規格等 (2) ヒアリング調査：農業生産法人 (3) アンケート調査：選果・予冷施設メーカー 3 調査報告書の作成等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 加工・業務用対応型野菜産地普及・定着事業報告書、農業法人における加工・業務用野菜の取組み実態調査報告書、流通施設実態調査報告書 (2) 加工・業務用野菜需要への取組に向けた「品目別・用途別ガイドライン」5品目、総合パンフレット (3) セミナーの開催 地域課題検討セミナー、加工・業務用需要への対応方策検討会 4 実証試験 <ol style="list-style-type: none"> (1) 12か所 (2) 6品目（キャベツ、だいこん、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、レタス）
19	加工・業務 用対応型 野菜生産 流通拡大事業	43,240	<ol style="list-style-type: none"> 1 検討委員会の開催 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国産野菜安定供給確立事業検討委員会 (2) 契約取引拡大大策事業検討委員会 2 実証試験 <ol style="list-style-type: none"> (1) 9か所 (2) 4品目（キャベツ、レタス、たまねぎ、パプリカ） (3) 取組状況報告会 (4) 現地検討会 3 先進事例調査 加工・業務用実需者（中食・外食事業者） 4 セミナーの開催 地域課題検討セミナー、加工・業務用需要対応方策検討会、産地指導者育成研修 5 調査報告書等の作成及び配布 加工・業務用対応型野菜生産流通拡大事業報告書、産地指導者育成研修テキスト
20	加工・業務 用対応型 園芸作物 生産流通 拡大事業	42,057	<ol style="list-style-type: none"> 1 検討委員会の開催 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国産野菜安定供給確立事業検討委員会 (2) 契約取引拡大大策事業検討委員会 2 実証試験 <ol style="list-style-type: none"> (1) 10か所 (2) 6品目（さといも、ごぼう、かぼちゃ、キャベツ、たまねぎ、パプリカ） (3) 取組状況報告会 (4) 現地検討会 3 先進事例調査 加工・業務用産地及び実需者（生産者団体、生産法人、中間事業者） 4 セミナーの開催 加工・業務用野菜生産拡大大セミナー、地域課題検討セミナー、産地指導者育成研修 5 調査報告書の作成等 加工・業務用対応型園芸作物生産流通拡大事業報告書、産地指導者育成研修テキスト

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

1～5 (略)

6 補助対象経費の範囲

補助の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費及び成果の取りまとめに必要な経費のうち、以下の経費です。

申請に当たっては、補助事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付された補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも申請額とは一致しません。

また、所要額については千円単位で計上願います。

(1)～(4) (略)

(5) 賃金

「賃金」とは、事業を実施するための、業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）を目的として、本事業を実施する民間団体が雇用した者（以下「事業支援者」という。）等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）です。（雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請することとなります。）

賃金の単価については、定められた単価はありませんが、当該民間団体内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要があります。

なお、上記の賃金支給規則等は、採択決定後の事業実施計画承認申請の際に、設定された単価が妥当であるかの精査のため、添付していただくこととなります。

また、当該民間団体内の賃金支給規則による場合であっても、本公募要領において補助の対象とならないとされている経費（ボーナス、住居手当、退職金給付金引当金等）については、除外して申請する必要があります。

賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について支払いの対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできません。

(6)、(7) (略)

(8) その他

「その他」とは、事業を実施するための、設備の賃借料（リース又はレンタル料）、労働者派遣事業者から事業支援者等の派遣を受けるための経費、事業支援者等を雇用するための経費（「賃金」を除く。）、文献購入費、光熱水料、通信運搬費（切手、電話、実験用機器等の運搬費等）、複写機、印刷製本費、会議費（会場借料等）、交通費、（勤務地域内を移動する場合の電車代等「旅費」で支出されない経費）、自動車等の借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料及び送金手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費です。

7 申請できない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請することができません。

(1) (略)

(2) 事業支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当）

(3)～(5) (略)

(注) 下線は当省が付した。

申請できない経費を交付していたもの

○ 社団法人日本施設園芸協会（以下「園芸協会」という。）が、平成 20 年度に国庫補助金を受けて実施した加工・業務用対応型園芸作物生産流通拡大事業（補助額：4,205 万 7,000 円）では、人件費として 1,833 万 7,000 円を支出している。

「平成 20 年度農業競争力強化対策民間団体事業公募要領」（平成 20 年 1 月農林水産省生産局作成）では、申請できない経費として、事業支援者等（注）に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当）を挙げている。

しかし、園芸協会では、申請できない経費も含めて下表のとおり農林水産省に交付申請し、補助を受けている。

一方、農林水産省は、園芸協会の人件費の支出内容を十分に確認せずに補助金の額を確定している。

これらの経費については、農林水産省が精査の上、交付請求できない経費を確定した上で返還を命ずる必要があると考えられる。

（注）事業を実施するための業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）を目的として、本事業を実施する民間団体が雇用した者

表 平成 20 年度加工・業務用対応型園芸作物生産流通拡大事業における支出実績

(単位：千円、%)

区 分	金 額	事業費に占める割合
賃金（園芸協会職員の給与）	11,771	28.0
賃金（園芸協会職員以外の事業従事者）	2,314	5.5
給与（注 2）	1,296	3.1
社会保険料	1,745	4.1
通勤費	1,212	2.9
人 件 費 計	18,337	43.6
一般管理費	1,550	3.7
委員会開催費（謝金、旅費等）	706	1.7
現地調査費（謝金、旅費等）	2,366	5.6
委託費（実証試験等）	9,237	22.0
研修（謝金、旅費、会場借料等）	4,635	11.0
シンポジウム開催費（謝金、旅費、会場借料）	2,839	6.8
報告書作成等	2,386	5.7
合計	42,057	100.0

（注）1 農林水産省及び園芸協会の資料に基づき当省が作成した。

2 12月に賃金とは別に「給与」名目で支出されていることから、ボーナスの趣旨があると考えられる。

3 「金額」は四捨五入のため合計値と一致しない。「事業費における割合」は、小数点以下第 2 位を四捨五入したため合計値と一致しない。

（注）当省の調査結果による。

勸告	説明図表番号
<p>(4) 農産物直売所の整備等に係る事業</p> <p>【制度の概要】</p> <p>構造改善基本方針では、「流通機構の合理化のための構造改善の促進」の取組の一つとして、地産地消の普及啓発を図りつつ、地域の創意工夫、独創性を基本に、その取組の支援を行うとしている。</p> <p>また、「食料・農業・農村基本計画」では、「地産地消の推進」として、「地産地消の取組の成功事例や新たな取組等の情報を収集・紹介しつつ、生産者・農業関係団体に限ることなく幅広い者の主体的な取組を促すとともに、取組の核となる直売所において、取り扱う地場農産物の品目・数量の拡大や直売所間の連携を通じた周年的な品揃えの充実等、運営・販売力の強化を図る。」とされている。</p> <p>これらを踏まえ、農林水産省は、農産物直売所等の整備の支援事業及び「地産地消推進活動支援事業」を実施している。</p> <p>なお、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）が平成 22 年 11 月に成立し、同年 12 月 3 日に公布された。同法では、国及び地方公共団体は、直売所等の基盤の整備、直売所の運営及び機能の高度化、直売所間の連携の確保・強化等の施策を講ずるよう努めるものとされている。</p> <p>ア 農産物直売所等の整備の支援事業</p> <p>農林水産省は、農産物直売所等の整備の支援について、単一の事業としてではなく、様々な事業の中で取り組んでいる。</p> <p>具体的には、例えば、強い農業づくり交付金の地産地消特別枠（平成 19 年度から 22 年度まで）において、地産地消の活動に必要な農産物直売所や加工処理施設などの整備を進める市町村等の取組を支援している。</p> <p>イ 地産地消推進活動支援事業</p> <p>農林水産省は、地産地消の取組を推進するため、成功事例の収集、分析及び表彰、地産地消の推進のための人材の育成や他産地への派遣及びあっせん、インターネットを活用した情報の提供等を目的として、平成 18 年度から 21 年度までの間、地産地消推進活動支援事業を実施している（21 年度を最後に廃止。なお、22 年度以降は、「地産地消普及拡大事業(地産地消事例調査・提供事業及び地産地消人材育成・派遣事業)」が実施されている。）。</p> <p>平成 18 年度は、農林水産省が指定した事業実施主体が、19 年度から 21 年度までは、公募により選定された事業実施主体（民間団体）が、農林水産省の国庫補助金を受け、当該事業を実施している（18 年度から 21 年度までの 4 年間に計 11 事業が実施されている。）。</p> <p>【調査結果】</p> <p>ア 農産物直売所等の整備の支援事業</p>	<p>表 1-(1)-②</p>

今回、当省が、平成 19 年度及び 20 年度に強い農業づくり交付金の地産地消特別枠により農産物直売所等を整備した 6 事業実施主体の 6 事業について調査した結果、以下の課題がみられた。

強い農業づくり交付金による交付金を受けた事業実施主体が事業を施行する方法については、「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8263 号農林水産省生産局長、総合食料局長、経営局長通知。以下「交付金取扱通知」という。)に基づき、「直営施行」、「請負施行」、「委託施行」又は「代行施行」によることとされている。

表 2-(4)-①

「直営施行」、「請負施行」又は「代行施行」における契約は、原則として、一般競争入札に付するものとされているが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合(入札者がいない場合を除く。)にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとされており、「委託施行」においては、「理事会の議決等所要の手續を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておく」とされている。

なお、指名競争入札に付して落札に至らなかった場合等のやむを得ない場合には、随意契約によることができるとされている。

また、契約手續の透明性を確保するため、交付対象事業に係る契約については、「競争入札による入札結果については全入札者及び入札金額を、随意契約については契約の相手方及び契約金額を、閲覧等の方法により原則公表する」とこととされている。

さらに、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手續を確保するため必要な指導を行うこととされている。

今回、強い農業づくり交付金により農産物直売所等を整備した 6 事業実施主体の 6 事業における契約の方法等を調査したところ、一般競争入札 5 件、指名競争入札 18 件、随意契約 9 件であった。

表 2-(4)-②

しかし、指名競争入札 18 件は、いずれも指名競争入札とする明確な理由がないことから、一般競争入札が可能と考えられる。また、随意契約 9 件のうち 7 件については、随意契約とする明確な理由がないことから一般競争入札又は指名競争入札が可能と考えられる。

表 2-(4)-③

表 2-(4)-④

この原因としては、強い農業づくり交付金による交付金の交付を受けて実施する事業において、当該事業の実施に必要な契約を行う場合、都道府県が事業実施主体に対し、一般競争入札の実施の指導を徹底していないことが挙げられる。

イ 地産地消推進活動支援事業

今回、平成 18 年度から 20 年度までに合計約 3,000 万円の補助金を受け地産地消推進活動支援事業を実施した事業実施主体(2 事業実施主体)の 5 事業について、その実施状況を調査したところ、事業の一部として情報誌の作成・配布を年間 1,000 部と計画して事業実施計画の承認申請及び補助金交付申請を行ったものの、3 か年とも発行部数が年間 360 部(年 1 回のみ)の発行にとどまっているもの

がみられた。この理由として、当該事業実施主体は、配信する情報が不足しているとしている。

しかし、当該事業に関する農林水産省の評価をみると、計画どおりの成果がみられるとしている。

また、当該事業実施主体の5事業について補助金の支出の実態を調査したところ、

- ① 帳簿等の記載が的確でなかったもの（1事業実施主体2件）
- ② 一般競争入札を行うなど競争原理を働かせることにより経費削減の余地があると考えられるもの（1事業実施主体2件）

など不適切なものがみられた。

①の原因としては、農林水産省が、事業実施主体に対し、帳簿等の的確な記載について指導を行っていないこと、②の原因としては、事業実施主体において、一般競争入札・見積合わせ等が実施されておらず、かつ農林水産省が事業実施主体に対し契約に係る規程の遵守について、適切な指導を行っていないことが考えられる。

【所見】

したがって、農林水産省は、農産物直売所の整備等に係る事業の効果的かつ適正な実施を確保する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県に対し、事業実施主体が明確な理由もなく指名競争入札又は随意契約を行っている場合は、一般競争入札を徹底するよう指導すること。
- ② 事業実施主体に対し、帳簿等を的確に記載するとともに、当該実施主体の契約に係る規程を遵守するよう指導すること。

表2-(4)-⑤

表 2-(4)-① 「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」

(平成 17 年 4 月 1 日付け農林水産省生産局長、農林水産省総合食料局長、
農林水産省経営局長通知) (抜粋)

第 1 事業の実施

6 事業の施行

事業は次のアからエまでに掲げるとおり直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、1つの事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事の施行方法は、原則として請負施行によるものとする。

また、共同利用機械及び器具の施行方法は、直営施行によるものとし、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログの入手や参考見積を徴収することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。なお、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式第 1 号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。なお、(イ)又は(ウ)に掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ア) 事業実施主体が農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体等である場合であつて、競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

(イ) 一般競争入札に付して入札者がいない場合

(ウ) 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

なお、都道府県及び市町村は、業務の執行に当たり、適時適切な指導を行うとともに、必要に応じ、担当官を現場説明や入札に立ち合わせるものとする。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約による入札結果については全入札者及び入札金額を、随意契約については契約の相手方及び契約金額を、閲覧等の方法により原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

ア 直営施行 (略)

イ 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次により行い、適正を期するものとする。

(ア) 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

なお、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別記様式第 1 号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。なお、b 又は c に掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 事業実施主体が農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体等である場合であつて、競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合又は P F I 事業であつて事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づき実施する場合

b 一般競争入札に付して入札者がいない場合

c 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約による入札結果については全入札者及び入札金額を、随意契約については契約の相手方及び契約金額を、閲覧等の方法により原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

(イ)～(ウ) (略)

ウ 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行とする場合は、第1の1の(1)に定める理事会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

エ 代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農協又は農業者の組織する団体等が、事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農協連（以下「代行者」という。）と共同利用施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

(ア) 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、別記様式第3号により、代行施行によることの原因を明確にし、理事会の議決等所要の手続を行うものとする。

(イ) 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別記様式第1号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。なお、a又はbに掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 一般競争入札に付して入札者がいない場合

b 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約による入札結果については全入札者及び入札金額を、随意契約については契約の相手方及び契約金額を、閲覧等の方法により原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

(ウ)～(ク) (略)

(注) 下線は、当省が付した。

表 2-(4)-②

農産物直売所等の整備の支援事業(地産地消特別枠)における入札等の方法

(単位：千円、件)

事業実施主体 (都道府県)	実施 年度	総事業費 (補助額)	入札等の方法				
			一般競争 入札	指名競争入札	うち明確な理由が ないもの	随意契約 (見積合わせ)	うち一般競争入札及び指 名競争入札が可能と考え られるもの
さくら市 (栃木県)	平成 19	130,651 (65,000)	0	1	1	0	0
幸田町 (愛知県)	20	47,158 (23,578)	0	3	3	1	1
レーク大津農 業協同組合 (滋賀県)	20	62,920 (29,961)	0	1	1	6	6
奥出雲町 (島根県)	20	454,000 (227,000)	0	6	6	0	0
阿波みよし農 業協同組合 (徳島県)	19	105,280 (49,036)	5	0	0	0	0
(有) シュシュ (長崎県)	20	56,761 (27,029)	0	7	7	2	0
合 計			5	18	18	9	7

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(4)-③ 農産物直売所等の整備の支援事業(地産地消特別枠)における指名競争入札の理由

理由の妥当性	指名競争入札とした理由	契約数	指名競争入札の応札者数
×	一般競争入札を導入していなかったため	1	(-)
×	一般競争入札に付すことも可能であったが、過去に一般競争入札で落札した業者が後に倒産し、事業が滞った経験があったため	2	(7) (10)
×	条例・規則に基づくため	3	(5) (6) (11)
×	過去の実績、企業力、技術力、信頼度等を考慮したため	1	(-)
×	機種指定、機種の特殊性、要望に沿った製品製作のため	5	(5) (5) (7) (7) (8)
×	5月に交付決定を受けたが、9月末に実施設計が終わり、10月入札となったことから、竣工期限までの工期を確保するために、入札手続の期間を確保することが困難であったため	6	(3) (4) (5) (5) (7) (7)
合 計		18	(102)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「理由の妥当性」欄に「×」印を付しているものは、指名競争入札とした理由に妥当性がみられないと考えられるもの。

3 「(-)」は、応札者数を把握できなかったものを表す。

4 応札者数不明の2契約を除く16契約の平均応札者数は6.4者である。

表 2-(4)-④

農産物直売所等の整備の支援事業(地産地消特別枠)における随意契約の理由

一般競争入札又は指名競争入札の可能性	随意契約とした理由	契約数	見積合わせの実施状況	
			実施	未実施
○	事業実施主体の規程により、契約金額が1000万円未満の場合、3者以上の見積入札とされているため	6	0	6
○	建設工事(本体工事)に付帯する工事のため	1	0	1
×	条例及び国の規程(※注3)に準じて少額随契	2	0	2
合 計		9	0	9

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「一般競争入札又は指名競争入札の可能性」欄の「○」印は一般競争入札又は指名競争入札が可能と考えられるもの、「×」印は随意契約とした理由が妥当と考えられるものを表す。

3 事業実施主体の所在市の財務規則等では、予定価格が80万円を越えない財産の買入れは随意契約によることができるとされ、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)では、予定価格が160万円を越えない財産の買入れは随意契約によることができるとされている。

i) 帳簿等の記載が的確でなかったもの

○ 社団法人農山漁村文化協会(以下「協会」という。)では、表 1 のとおり、平成 19 年度及び 20 年度に 2 種類の国庫補助を受けている。

農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号)第 3 条第 4 号では、「当該補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を整理保管しておかなければならない」とされている。

そこで、補助金等支出明細書等と補助元帳を照合したところ、表 2 及び表 3 のとおり、平成 19 年度については 55 万円、20 年度については 7,000 円の差がみられた。

この原因は、帳簿等の記載が的確でないことが挙げられる。しかし、農林水産省は、協会に対し定期的に行う立入検査において、帳簿等の的確な記載について指導を行っていない。

(注) 補助対象外経費については、補助金の交付対象外として事業実施主体の自己負担となっている。

表 1 平成 19 年度及び 20 年度に社団法人農山漁村文化協会が国から交付を受けた補助金内容

(単位:千円)

区 分	平成 19 年度	20 年度
農業競争力強化対策事業推進費補助金 (地産地消推進活動支援事業)	4,213	4,213
食育推進事業費補助金 (にっぽん食育推進事業費)	62,217	392,379

(注) 協会は、平成 19 年度に委託事業として「にっぽん食育推進委託事業」(3 億 8,434 万 4,000 円)を実施している。

表 2 協会における当該補助事業の補助金等支出明細書及び補助元帳の記載内容(平成 19 年度)

(単位:千円)

区 分	補助金等支出明細書	補助元帳
謝 金	50	50
会議費	9	9
印刷費	58	58
通信運搬費	276	276
役務費	3,209	3,209
消耗品費	1	1
レンタカー利用料	10	10
人件費	361	0
一般管理費	189	0
その他管理費(旅費)	50	50
合 計	4,213	3,663
補助金等支出明細書との相違額	—	550

(注) 当省の調査結果による。

表3 協会における当該補助事業の補助金等支出明細書及び実績報告書並びに補助元帳の支出内訳（平成20年度）

（単位：千円）

区 分	補助金等支出明細書	実 績 報 告 書	補助元帳
旅 費	90	90	90
謝 金	67	67	67
賃 金	108	108	108
役員費	3,528	3,528	3,528
印刷製本費	148	（下記「その他」に含む）	148
通信運搬費	261	（下記「その他」に含む）	261
会議費	11	（下記「その他」に含む）	11
その他	—	420	—
補助対象外経費	—	—	7
合 計	4,213	4,213	4,220
補助金等支出明細書との相違額	—	0	7

（注）当省の調査結果による。

ii) 一般競争入札を行うなど競争原理を働かせることにより経費削減の余地があると考えられるもの

○ 協会が平成19年度及び20年度に国庫補助を受けて実施した地産地消推進活動支援事業に係る「地産地消WEBサイト」関連の契約についてみたところ、下表のとおり、9契約（19年度5契約、20年度4契約）についていずれも見積合わせを行っていない。

また、9契約とも同一業者と随意契約を行っているが、2か年ともその合計が100万円を超えており、本来一般競争入札を実施すべきものと考えられる（協会の経理規程では、契約を締結するときは、一般競争によるものとされている。）。

さらに、平成20年度の支出内容をみたところ、支払日と見積書の日付が同じ日（いずれも21年3月31日）になっている。見積書は本来、業務の発注前に徴収するものであり、同協会において本契約の意志決定がいつ行われたか不明である。

表 協会における「地産地消WEBサイト」関連の契約状況

（単位：円）

年度	支払日	業 者	内 容	金 額	見積書の日付	見積合わせの有無	備考
19	平成 20年3月27日	A社	アンケートデータ入力作業	227,593	平成 20年3月1日	無	随意契約
	20年3月27日	A社	地図コーナー更新	501,638	20年3月1日	〃	〃
	20年3月27日	A社	レポートコーナー取材費	893,025	20年3月20日	〃	〃
	20年3月27日	A社	サイト更新作業	400,785	20年3月20日	〃	〃
	20年3月27日	A社	レポートコーナー作成	192,938	20年3月20日	〃	〃
	合 計			2,215,979			
20	平成 21年3月31日	A社	レポート取材	474,075	平成 21年3月31日	無	随意契約
	21年3月31日	A社	レポートコーナー作成	496,125	21年3月31日	〃	〃
	21年3月31日	A社	地図コーナー更新	1,607,445	21年3月31日	〃	〃
	21年3月31日	A社	サイト更新作業	485,100	21年3月31日	〃	〃
	合 計			3,062,745			

（注）当省の調査結果による。

（注）当省の調査結果による。

勸告	説明図表番号
<p>(5) 通い容器の普及促進等の物流効率化に係る事業</p> <p>【制度の概要】</p> <p>構造改善基本方針では、流通機構の合理化のための構造改善の促進を図るため、実需者及び消費者ニーズを踏まえた流通の合理化及び効率化を推進するとし、具体的な取組として、①生産者、卸・仲卸業者、小売業者等に対する通い容器（注1）の普及・啓発、②配送の共同化、③電子タグ（注2）等のIT技術を活用した流通システムの構築、④低廉な輸送手段の活用（モーダルシフト（トラック輸送から鉄道等輸送への転換））の促進、⑤食品小売業において適正仕入れ等を実現するコスト低減のビジネスモデルの実証・普及を挙げている。</p> <p>（注1） 段ボール箱に代わって青果物等の流通に使用される外装容器。主としてプラスチック製で、繰り返し使えることが最大のメリットであるほか、組立て時間の短縮等により作業効率の向上が可能となる。また、通気性の良さから予冷効果が高く鮮度・品質保持等に優れているとされている。</p> <p>（注2） 電波や磁気を通じて情報を読み書きするものであり、データを電子的に格納するためのICチップと、データを無線波により送受信するためのアンテナから構成される。物流プロセスに電子タグを導入することにより、検品等の作業の効率化が期待されている。農林水産省は、物流作業の効率化を図るため、卸売市場を中心とする生鮮食品流通に電子タグを導入した作業体系を確立・普及するための実証実験を行っている。また、次世代EDI（注3）の普及に向けた標準化等の取組も実施している。</p> <p>（注3） Electronic Data Interchange（電子データ交換）の略。取引に関する情報の交換を通信回線を介して電子的に行うこと。EDIにより、従来電話やファクシミリが主流であった受発注や請求、納品など取引に伴う情報交換・処理業務を効率化・省力化できる。</p> <p>これを踏まえ、農林水産省においては、①通い容器の普及に向けて、新技術を活用するビジネスモデルや地方における通い容器の推進体制を構築する取組を支援する「新技術活用ビジネスモデル実証・普及事業」、②卸売市場等における電子タグ導入の実証実験を行う取組を支援する「物流管理効率化新技術確立事業」、③モーダルシフトを推進するため、課題の整理・検討や実証試験を行う取組を支援する「物流コスト改革推進調査事業」、④食品小売業のコスト削減のモデル事業の実施やその効果の検証、普及・啓発の取組を支援する「食品小売業コスト削減モデル検討・実証事業」等を実施している。</p> <p>これらの事業はいずれも、それぞれの事業の実施主体として選定された事業者に対して、国庫から補助金が交付されている。</p> <p>また、農林水産省は、社会経済情勢の変化等により稼働率が低い既存の集出荷施設を統廃合し、大規模集出荷施設に集約させることを誘導するため、集出荷施設の統廃合を実施する都道府県に対し、強い農業づくり交付金による交付金を交付している。</p> <p>【調査結果】</p> <p>ア 通い容器の普及促進等</p> <p>今回、21農協、91卸売業者及び69仲卸業者に対して、通い容器、電子タグ、EDI、鉄道等輸送、共同集荷及び共同配送の利用状況を調査した結果、次の表のとおり、通い容器を利用（一部利用の場合を含む。以下この項目において同じ。）</p>	<p>表1-(1)-②</p>

している者は、いずれも70%を超えている。

また、①電子タグを利用している者は、農協が4.8%、卸売業者が0%、仲卸業者が1.4%、②EDIを利用している者は、農協が4.8%、卸売業者が36.3%、仲卸業者が27.5%、③鉄道等輸送を利用している者は、農協が33.3%（注1）、④共同集荷を利用している者は、卸売業者が14.3%（注2）、⑤共同配送を利用している者は、仲卸業者が21.7%（注3）となっている。

（注1）鉄道等輸送の利用は、青果物輸送を発注する業種の農協を調査した。

（注2）共同集荷の利用は、産地から生鮮品等を集荷する業種の卸売業者を調査した。

（注3）共同配送の利用は、小売業者等の実需者へ配送する業種の仲卸業者を調査した。

通い容器や電子タグ等その他の物流の効率化に係るものについて、今後、その普及を促進するためには、これまでに実施された上記の「新活用技術ビジネスモデル実証・普及事業」等の事業によるコスト縮減効果、費用対効果等を検証し、その結果を踏まえて取り組むことが重要であるが、農林水産省では、このような効果の検証等を行っていなかった（注）。

（注）農林水産省は、平成23年1月現在、電子タグ利用のコスト縮減効果、費用対効果の調査・分析等を実施中である。

表 通い容器等の利用状況 (単位：件、%)

区 分	農 協	卸売業者	仲卸業者
○通い容器	21 (100.0)	43 (100.0)	36 (100.0)
あり	16 (76.2)	31 (72.1)	28 (77.8)
なし	5 (23.8)	12 (27.9)	8 (22.2)
○電子タグ	21 (100.0)	91 (100.0)	69 (100.0)
あり	1 (4.8)	0 (0.0)	1 (1.4)
なし	20 (95.2)	91 (100.0)	68 (98.6)
○EDI	21 (100.0)	91 (100.0)	69 (100.0)
あり	1 (4.8)	33 (36.3)	19 (27.5)
なし	20 (95.2)	58 (63.7)	50 (72.5)
○鉄道等輸送	21 (100.0)		
あり	7 (33.3)		
なし	14 (66.7)		
○共同集荷		91 (100.0)	
あり		13 (14.3)	
なし		78 (85.7)	
○共同配送			69 (100.0)
あり			15 (21.7)
なし			54 (78.3)

（注）1 当省の調査結果による。

2 調査対象において全取扱数の一部で取り組んでいる場合も「あり」に含む。

3 通い容器の卸売業者、仲卸業者は青果物の取扱業者数であり、電子タグ・EDI等の卸売業者、仲卸業者数と一致しない。

4 ()内は、構成比である。

5 上記農協等の通い容器の利用者に対し、そのメリットを聴取したところ、「通気性がよく予冷効果が高い」という意見が最も多く、また、EDIの利用者に対し、そのデメリットを聴取したところ、「システムの導入費及びシステム使用料の負担が大きい」という意見が最も多い。

表2-(5)-①

表2-(5)-②

また、農林水産省は、平成16年度から20年度までに、通い容器の普及促進等に係る事業を実施した3事業実施主体の18事業に対し、合計約8億円の補助金を交付している。

表2-(5)-③

今回、上記3事業実施主体が実施した18事業について補助金の交付及び支出の実態等を調査したところ、次のとおり、不適切なものがみられた。

表2-(5)-④

<p>① 人件費の積算根拠を確認していないにもかかわらず、農林水産省が額の確定をしていたもの（1事業実施主体4件）</p> <p>② 一般競争入札を行うなど競争原理を働かせることにより経費削減の余地があると考えられるもの（1事業実施主体1件）</p> <p>③ 事業実施主体の職員が作業を実施したため、経費が割高になっていたもの（1事業実施主体1件）</p> <p>④ 補助金等支出明細書と実績報告書・総勘定元帳の記載内容が相違しているにもかかわらず、農林水産省が是正させていなかったもの（1事業実施主体1件）</p> <p>⑤ 補助金等支出明細書とその根拠となる証拠書類等の記載内容が相違しているにもかかわらず、農林水産省が是正させていなかったもの（1事業実施主体1件）</p>	表2-(2)-⑨
<p>イ 集出荷施設の統廃合の推進</p>	
<p>(7) 事業の施行に当たっての競争性の確保</p>	
<p>前述のとおり集出荷施設の統廃合については、強い農業づくり交付金による交付金を都道府県に対して交付することにより推進されているところ、項目2(4)アで述べたとおり、強い農業づくり交付金による交付金を受けた事業実施主体が事業を施行する方法については、交付金取扱通知に基づき、「直営施行」、「請負施行」、「委託施行」又は「代行施行（平成17年度は系統施行）」のいずれかによることとされている。また、「請負施行」又は「代行施行」における契約は、原則として、一般競争入札に付することとされている。</p>	表2-(5)-⑤
<p>今回、集出荷施設の統廃合等を行うため、平成17年度から20年度までに強い農業づくり交付金による交付金の交付を受けた10事業実施主体の契約25件（契約額は合計約51億円）について調査したところ、</p>	
<p>① 4事業実施主体の10件の請負施行（契約額は合計約10億円）において指名競争入札又は見積合わせが行われているが、その理由が明確でない</p>	表2-(5)-⑥
<p>② 全ての代行施行の契約（3事業実施主体の6件。契約額は合計約4,200万円）において一般競争入札又は指名競争入札が行われず、随意契約となっているといった状況がみられた。</p>	表2-(5)-⑦
<p>この原因としては、強い農業づくり交付金による交付金の交付を受けて実施する事業において、当該事業の契約を行う場合、都道府県が事業実施主体に対し、一般競争入札の実施の指導を徹底していないことが挙げられる。</p>	
<p>(4) 事業結果及び事業評価の適切な公表</p>	
<p>強い農業づくり交付金による交付金が交付された事業については、事業終了後、交付金実施要領に基づき、都道府県知事が当該事業の概要を当該都道府県のホームページに掲載するなどの方法により、公表することとされている。しかし、今回調査した集出荷施設の統廃合に係る13道県の21事業のうち、事業が終了した7道県の11事業について、交付対象事業の概要の公表状況をみると、2県の5事業で公表されていない。</p>	表2-(5)-⑤
<p>また、平成22年度に改正される前の交付金実施要綱では、事業の評価について</p>	表2-(5)-⑤

て、事業実施主体が事業実施計画の目標年度の翌年度に、目標年度における成果目標の達成状況を自ら評価することとされている。また、その結果について、都道府県に対して報告するとともに、事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長等において公表するとされている。

しかし、今回調査した13道県の21事業のうち、平成21年度までに評価年度が到来し、事業評価が行われた5県の5事業について、事業の評価結果の公表状況を調査したところ、2県の2事業で公表されていない。

このように事業概要及び事業評価が公表されていない要因としては、農林水産省が公表時期を明らかにしていないことが挙げられる（注）。

（注） 当省の調査時の指摘により、平成23年度の交付金実施要綱に「原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表する」と公表時期を明記している。

表2-(5)-⑨

【所見】

したがって、農林水産省は、通い容器の普及促進等の物流効率化に係る事業の効果的かつ適正な実施を確保する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 通い容器の普及促進等に関してこれまで実施されてきた事業の効果等を検証し、その結果を踏まえ、通い容器等の普及・啓発を行うこと。
- ② 通い容器の普及促進等に係る補助金の適正な執行を図るため、補助金等支出明細書及び実績報告書において、事実と異なる内容及び項目については、早急に厳格かつ適正な対応措置を講ずること。
- ③ 都道府県に対し、請負施行について、事業実施主体が明確な理由もなく指名競争入札又は随意契約を行っている場合は、一般競争入札を徹底するよう指導すること。また、代行施行の契約を結ぶ場合は、事業実施主体が競争入札を確実に履行するよう指導を徹底すること。
- ④ 集出荷施設の統廃合に係る事業の概要が適切に公表されるよう、交付金実施要領等に公表の時期を明記するとともに、都道府県に対し適切に公表するよう指導すること。

表2-5-①

通い容器等の利用に対する意見（通い容器・電子タグ・EDI）

（単位：業者等、％）

区分	意見(コスト削減を中心として)	農協	卸売業者	仲卸業者	計	
通い容器	メリット	通気性がよく予冷効果が高い、また、積み重ねの圧迫に強いことから、鮮度・品質保持に優れている。	6(24.0)	11(29.7)	7(21.9)	24(25.5)
		組立が簡単、外から商品が確認できるなど作業効率が優れている。	2(8.0)	13(35.1)	4(12.5)	19(20.2)
		繰り返し使用できることから、環境面で優れている。	6(24.0)	4(10.8)	4(12.5)	14(14.9)
		段ボール購入代より通い容器利用料の方が安価であり、コストを削減できる。	5(20.0)	4(10.8)	3(9.4)	12(12.8)
		小売店等での段ボールの廃棄処分料等の経費の軽減が図られる(小売店等からの要望にこたえられる)。	0(0.0)	1(2.7)	7(21.9)	8(8.5)
		規格が統一されており、効率よく運送できるため、コストを削減できる。	2(8.0)	0(0.0)	2(6.3)	4(4.3)
		その他(使用后、小さくためるので置き場所に困らない。洗浄後に使用するので衛生的など)	4(16.0)	4(10.8)	5(15.6)	13(13.8)
	計	25(100.0)	37(100.0)	32(100.0)	94(100.0)	
	デメリット	販売先に滞留し、回収されないことがある。紛失した場合、費用負担が発生する。また、商品の販売は回収可能な販売先に限られる。	5(35.7)	11(34.4)	5(21.7)	21(30.4)
		回収コスト及び維持管理コストが発生する。	0(0.0)	9(28.1)	4(17.4)	13(18.8)
		通い容器使用料の負担が大きい(仲卸業者から小売業者へ販売する際、段ボールから小分けし、通い容器へ詰め替えている)。	0(0.0)	0(0.0)	6(26.1)	6(8.7)
		サイズによってはトラック等への積載効率が悪い。積載率の低下により物流コストが増加する。	3(21.4)	2(6.3)	0(0.0)	5(7.2)
		サイズが決まっているので規定の量しか収納できず、融通性がない。	2(14.3)	1(3.1)	0(0.0)	3(4.3)
		洗浄及び保管場所が必要となる。	0(0.0)	3(9.4)	0(0.0)	3(4.3)
その他(段ボールによる産地ブランドのPR効果が否めない。未回収の通い容器が市場内に滞留し、作業の支障となるなど)		4(28.6)	6(18.8)	8(34.8)	18(26.1)	
計	14(100.0)	32(100.0)	23(100.0)	69(100.0)		
利用している業者等		16	31	28	75	
電子タグ	メリット	データ(生産者情報、品種、形状など)を活用することにより、入出庫作業が容易となる。	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(50.0)
		データでトレーサビリティが分かる。	0(0.0)	0(0.0)	1(100.0)	1(50.0)
		計	1(100.0)	0(0.0)	1(100.0)	2(100.0)
	デメリット	データの入力情報を確認するための作業に手間がかかる。	1(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	1(50.0)
		電子タグを紛失した場合、費用負担が発生する。	0(0.0)	0(0.0)	1(100.0)	1(50.0)
		計	1(100.0)	0(0.0)	1(100.0)	2(100.0)
利用している業者等		1	0	1	2	
EDI	メリット	出荷情報をリアルタイムに把握でき、取引の迅速化が図られる。	0(0.0)	18(64.3)	3(17.6)	21(45.7)
		受信したデータを取り込んで活用できるので、受注処理事務の効率化、低コスト化が図られる。	0(0.0)	7(25.0)	8(47.1)	15(32.6)
		注文書や請求書などのペーパーレスとなり、環境によい。	0(0.0)	0(0.0)	3(17.6)	3(6.5)
		小売店等との情報交換を密にすることによって、売れ残りや欠品を減少できる。	1(100.0)	1(3.6)	0(0.0)	2(4.3)
		その他(注文履歴、過去の売上情報を把握することができ、将来の売上げ予測ができる。グループウェアの構築により関係者の囲い込みができるなど)	0(0.0)	2(7.1)	3(17.6)	5(10.9)
	計	1(100.0)	28(100.0)	17(100.0)	46(100.0)	
	デメリット	システムの導入費及びシステム利用料負担が大きい。	0(0.0)	8(38.1)	4(28.6)	12(34.3)
		電子データ交換システム及び品目データの統一が進んでいない。システム間の互換性がない。	0(0.0)	4(19.0)	4(28.6)	8(22.9)
		農協、仲卸業者との接続が進んでいない。EDIの対応が可能な取引先でないと意味をなさない。	0(0.0)	6(28.6)	0(0.0)	6(17.1)
		量販店のシステムにログインする場合、受発注の時間が重なることからつながりにくい。	0(0.0)	0(0.0)	3(21.4)	3(8.6)
		その他(システムの不具合で受発注できないことがある。物流コストがどの程度削減されているか分からないなど)	0(0.0)	3(14.3)	3(21.4)	6(17.1)
計		0(0.0)	21(100.0)	14(100.0)	35(100.0)	
利用している業者等		1	33	19	53	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 意見は、複数回答である。なお、意見のない業者等もあり、利用している業者等数と意見数は一致しない。

3 ()内は、構成比である。小数点以下第2位を四捨五入したため、合計が100.0%とならない場合がある。

表 2-(5)-② 通い容器等の利用に対する意見（モーダルシフト・共同集荷・共同配送）

(単位：業者等（％）)

区分	意見(コスト削減を中心として)	意見数	
モーダルシフト (農協)	メリット	長距離で荷を一定量輸送する場合、鉄道輸送の方がコストを削減できる。	5(55.6)
		到着日時が特定できる。	2(22.2)
		CO ₂ の排出量の削減に寄与できる。	1(11.1)
		当日に運送の手配をしても対応が可能である。	1(11.1)
	計	9(100.0)	
	デメリット	鉄道事故、台風等で鉄道運行に支障が発生した場合の対応（連絡手段、鮮度維持）が困難である。	3(42.9)
		鉄道ダイヤに合わせる必要があり、緊急の輸送が必要な場合は対応できない。	2(28.6)
		荷が少ない場合や荷下ろし場所が一か所でない場合などはコスト高になる。	1(14.3)
		エンジン付きの保冷コンテナは積載量も少なく、運賃も割高である。	1(14.3)
	計	7(100.0)	
利用している農協		7	
共同集荷 (卸売業者)	メリット	単独で集荷するより運送コストが削減される。	7(43.8)
		集荷力が向上し、集荷量が増える。品ぞろえがよくなる。小規模市場でも仕入ルートを確認することができる。	6(37.5)
		その他（卸売業者間での情報交換や情報の共有化が図られる。仕入価格交渉を有利に進められるなど）	3(18.8)
		計	16(100.0)
	デメリット	産地からの運送費、連携市場間の運送費の負担が発生する。	3(33.3)
		荷降ろし、仕分に時間がかかる。集荷や仕分場所も限られる。	2(22.2)
		その他（共同集荷のため独自性が薄れる。自社の割当分が決まっており、集荷量を急に増やせないなど）	4(44.4)
		計	9(100.0)
	取組を行っている卸売業者		13
	共同配送 (仲卸業者)	メリット	単独で配送するより配送コストが削減される。
配送に従事していた人員を社内に抱え込まなくてよい。人件費の削減になる。			3(18.8)
決まった時間に配送される。日曜日の配送が可能となった。			2(12.5)
その他（配送センターの設置により売場面積のロスがなくなった。事故等の場合、配送業者が責任をとってくれるなど）			4(25.0)
計		16(100.0)	
デメリット		共同配送の方がコスト高になる場合もある（委託会社の配送料金の値上げ、契約料金が高いなど）。	5(45.5)
		本来は買受人の負担である配送費を仲卸業者が負担することとなり、その分、経営を圧迫する要因となる。	2(18.2)
		その他（共同相手との配送時間、配送料の調整が困難。納品価格等の情報が競合他社に漏れるおそれがある。）	4(36.4)
		計	11(100.0)
取組を行っている仲卸業者		15	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 意見数は、複数回答である。なお、意見のない業者等もあり、利用している業者等数と意見数は一致しない。

3 () 内は、構成比である。小数点以下第 2 位を四捨五入したため、合計が 100.0%とまらない場合がある。

表 2-(5)-③

通い容器の普及促進等の補助事業（事業実施主体別）

事業実施主体名：財団法人食品流通構造改善促進機構

(単位：千円)

年度	事業名	補助金額	事業内容
平成 16	物流管理効率化新技術確立事業	22,001	○ 無線 I C タグに係る調査・分析、物流管理システムの設計
17		99,800	○ 卸売市場等における電子タグ実証実験（東京都大田市場）
18		95,320	○ 卸売市場等における電子タグ実証実験（東京都築地市場）
19		97,058	○ 卸売市場等における電子タグ実証実験（東京都大田市場） ○ 実証実験の効果について総合的分析評価
20	新技術活用ビジネスモデル実証・普及事業（流通効率化推進事業）	8,000	○ 通い容器・電子タグの普及、推進 ○ 「電子タグ等の新技術の普及による食品流通効率化に向けたビジョン」の策定
16	地方卸売市場連携物流最適化事業	71,867	○ モデル地区（地方卸売市場）における市場間連携の実証試験
17		64,911	○ 共同集荷の普及・啓発
18	卸売市場連携物流最適化事業	61,802	○ モデル地区（地方又は大都市近郊の卸売市場）における市場間連携の実証試験
19		55,420	○ 共同集荷の普及・啓発
20		49,035	○ 共同集荷の普及・啓発
19	食品小売業コスト削減モデル検討・実証事業	38,411	○ 食品小売業のコスト削減のモデル事業を実施するとともに、その効果を検証
20		35,539	○ 食品小売業のコスト削減の取組の普及・啓発
合計	12 事業	699,164	

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

2 事業数については、年度単位で計算しており、複数年度の事業はそれぞれカウントしている。

事業実施主体名：社団法人農協流通研究所

(単位：千円)

年度	事業名	補助金額	事業内容
平成 16	通い容器規格標準化推進事業	13,628	○ 通い容器の規格仕様と標準化の検討
17	通い容器循環システム実証事業	22,180	○ 通い容器循環システムの開発、実証 ○ 折りたたみ式通い容器の標準化
20	新技術活用ビジネスモデル実証・普及事業	53,000	○ 通い容器流通管理システムの開発、実証
18	物流コスト改革推進調査事業	12,571	○ モーダルシフト等の効率的利用に向けた課題の整理・検討 ○ 実証試験（6 か所）
19		11,974	○ 青果物長距離輸送実証試験（5 か所） ○ 調査・分析 ①実態把握、②運賃比較、③今後の物流コスト削減効果 ○ モーダルシフト推進行動計画の策定
合計	5 事業	113,353	

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

2 事業数については、年度単位で計算しており、複数年度の事業はそれぞれカウントしている。

事業実施主体名：社団法人食品需給研究センター

(単位：千円)

年度	事業名	補助金額	事業内容
平成 20	新技術活用ビジネスモデル実証・普及事業（流通効率化推進事業：電子タグ）	4,000	○ 「電子タグビジネスモデル実証事業」に対する指導・助言、分析評価
合計	1 事業	4,000	

(注) 1 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

2 事業数については、年度単位で計算しており、複数年度の事業はそれぞれカウントしている。

i) 人件費の積算根拠を確認していないにもかかわらず、農林水産省が額の確定をしていたもの

○ 財団法人食品流通構造改善促進機構(以下「食流機構」という。)は、平成 19 年度及び 20 年度の「食品小売業コスト縮減モデル検討・実証事業」において、食品小売業における適正仕入れ、廃棄ロスの縮小等を実現するコスト縮減ビジネスモデルの実証・普及を行っている。

食流機構では、平成 19 年度の当該事業の応募に当たり、農林水産省に提出した課題提案書で、表のとおり、事業の執行に要する経費を示しているが、課題提案書の当該事業に係る事業費 3,885 万 2,000 円のうち、「事業執行経費」(注 1)は、2,329 万 5,000 円 (60%)、「共通経費」(注 2)は、43 万 6,000 円 (1.1%) となっている。

一方、当該事業の実績をみると、事業費 3,841 万 1,000 円のうち、「事業執行経費」は、1,564 万 1,000 円 (40.7%) と減少し、「共通経費」は、696 万 4,000 円 (18.1%) と増大している。

しかし、農林水産省は、人件費及び共通経費の支出内容について、その積算根拠を確認していない。

(注 1) 当該事業を執行するための経費 (旅費、謝金、会議費、パンフレット作成・発送費等)

(注 2) 食流機構の管理等に要する経費 (管理等に要する賃金、通信運搬費、雑務費等)

表 食品小売業コスト縮減モデル検討・実証事業における経費内訳

(単位：千円)

区 分		事業執行経費	人件費	賃借料	共通経費	合計
課 題 提 案 書	推進事業費	3,230	11,340		211	14,781
	優良モデル収集事業費	6,485	2,310		225	9,020
	モデル推進検討事業費	9,715	13,650		436	23,801
	コスト縮減モデル事業費	13,580	0	0	0	13,580
	その他の経費	0	0	1,471	0	1,471
	計	23,295 (60.0%)	13,650 (35.1%)	1,471 (3.8%)	436 (1.1%)	38,852 (100.0%)
事 業 実 績	推進事業費	1,064	11,690	640	3,058	16,452
	優良モデル収集事業費	5,616	2,660	721	3,451	12,448
	モデル推進検討事業費	6,680	14,350	1,361	6,509	28,900
	コスト縮減モデル事業費	8,961	0	95	455	9,511
	合 計	15,641 (40.7%)	14,350 (37.4%)	1,456 (3.8%)	6,964 (18.1%)	38,411 (100.0%)

(注) 当省の調査結果による。

○ 食流機構は、平成 20 年度に実施した総合食料局関係事業(卸売市場連携物流最適化事業、食品小売業コスト縮減モデル検討・実証事業、新技術活用ビジネスモデル実証・普及事業)に係る人件費として、2,338 万 1,000 円を申請しているが、3 事業とも事業実績報告書の根拠資料において、「平成 20 年度の農林水産省総合食料局関係事業に係る公募要領」(以下「公募要領」という。)(表 2-(2)-⑨参照)で示された、労働時間、日数に応じた経費の積算を行わず、下表のとおり、事業に要した人件費の総額のみを示し経費として計上している。

一方、農林水産省は、公募要領において、事業に要した人件費について、労働の対価として支払う経費の積算根拠を求めている。また、農林水産省は、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」(平成 19 年 9 月 21 日付け 19 経第 947 号農林水産省大臣官房長通知)に基づき、補助事業等の完了後の額の確定に係る審査を厳格に行うため、事業報告書の内容について、関係資料

との整合性を審査することとしている。

しかし、農林水産省は、当該事業について、事業に要した労働時間、日数に応じた経費の積算内容を確認せずに補助金の額を確定している。

表 食流機構が実施した総合食料局関係事業（平成 20 年度）

（単位：千円）

区分	事業費	うち人件費
卸売市場連携物流最適化事業	49,035	5,851
食品小売業コスト削減モデル検討・実証事業	36,135	15,750
新技術活用ビジネスモデル実証普及事業	8,000	1,780
合 計	93,170	23,381

（注）食流機構の資料に基づき当省が作成した。

ii) 一般競争入札を行うなど競争原理を働かせることにより経費削減の余地があると考えられるもの

食流機構では、平成 19 年度の物流管理効率化新技術確立事業（9,705 万円）における「事業の分析評価業務（777 万 6,000 円）」について、A 社と随意契約を行っている。

一方、食流機構の会計規程細則では、「契約を締結するときは、一般競争契約の方法によるものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、指名競争契約又は随意契約の方法によることができる。」こととし、各号として次のとおり列記している。

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争に付することが適しないとき。
- (2) 災害復旧その他緊急を要する場合で一般競争に付する暇がないとき。
- (3) 一般競争に付することが不利と認められるとき。
- (4) 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度入札に付しても落札者がいないとき。
- (5) 前 4 号に掲げる場合のほか業務の運営上必要があるとき。

また、随意契約を締結しようとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴するものとされている。しかし、食流機構では、本契約に当たって 2 人以上の者から見積書を徴していない。

そこで、食流機構が A 社を選定した理由を把握するため、決裁書類をみたところ、「本事業で行う実証実験を分析評価するためには、卸売市場流通について精通していることと電子タグを活用した物流業務の改善効果に関する分析能力を有している必要がある。A 社は、平成 17 年度の本事業において分析業務を行った経緯があり、また、18 年度の本事業では実証実験団体のメンバーとして、実際に実証実験を実施したことから、電子タグを利用した物流業務の効率化の業務内容に高い専門性を有しており、今回の事業の分析評価業務を効率的に遂行できるものと考えられるため、ここを見積書依頼先として選定する。」としている。

しかし、上記事業における分析評価業務は、他の事業者においても事業の遂行は可能であると考えられることから、本契約については、一般競争入札とすることが妥当であり、競争原理を働かせることにより、経費削減の余地があったと考えられる。

iii) 事業実施主体の職員が作業を実施したため、経費が割高になっていたもの

○ 社団法人農協流通研究所(以下「農流研」という。)は、平成 20 年度の新技术活用ビジネスモデル実証・普及事業において、通い容器の流通管理システムの構築事業 (5,300 万円) を実施している。この経費のうち、プログラム開発費は、課題提案書において全額外部委託するとされていたが、当該事業費の支出内容をみたところ、事業の一部 (プログラム開発：人件費 582 万円) を農流研が実施していた。

そこで、農流研が直接実施した理由を聴取したところ、「課題提案書提出時点においては、S 社に対して本プログラムの開発を依頼する計画だったが、その後に生じた新たなプログラム開発業務を含めて提示された金額は、約 3,000 万円であり、当初のプログラム開発費 (2,380 万円) を大幅に超過した結果、契約に至らなかった」ためとしている。

一方、当該業務に係る外部委託の支出内容をみたところ、Y 社と 1,796 万 8,000 円 (うち人件費 1,400 万円) の請負契約を締結しているが、Y 社の見積書 (プログラム工程単価) を基に、当該業務の全てを Y 社が実施した場合の経費を当省が試算したところ農流研が事業の一部を直接実施する方が割高となっている。

具体的には、下表のとおり、農流研の人件費の単価 44,427 円 (プログラム開発に係る業務の担当者の平均単価) に対し Y 社は 36,000 円であり、一人 1 日当たり単価は農流研の方が 8,427 円高い額となっている。また、農流研の従事日数 131 人日分を、Y 社が実施した場合で比較すると、農流研の方が 110 万 4,000 円割高となっており、プログラム開発を専門とする外部機関が請負うことにより、作業日数の短縮化が図られる等、より効率的に事業が実施されたものと考えられる。

また、農流研では、プログラム開発に係る業務の一部を自ら実施した理由について、当該事業の検討委員会において、機密性の高い情報 (ID、パスワードの作成、発行等) の取扱いは、事業実施主体である農流研が行うべきであるとの強い要望があったためであるとしているが、補助事業における機密性は、外部機関が実施する場合においても、当然担保されるものであることから、このことを理由として事業実施主体が自ら実施する必要性は低い。

表 プログラム開発における農流研と Y 社の人件費の比較

(単位:円、日)

区分		一人 1 日当たり の単価	従事日数	金額	
農 流 研	担当者 A	45,000	68	3,060,000	
	担当者 B	45,000	48	2,160,000	
	担当者 C	40,000	8	320,000	
	担当者 D	40,000	7	280,000	
	計 (a)	(平均単価) 44,427	131	5,820,000	
Y 社 (b)		36,000	131	4,716,000	
		単価差 (a)-(b)	8,427	過大となる額	1,104,000

(注) 1 農林水産省及び農流研の資料に基づき当省が作成した。

2 Y 社の従事日数は、農流研と同数とみなして計算した。

iv) 補助金等支出明細書と実績報告書・総勘定元帳の記載内容が相違しているにもかかわらず、農林水産省が是正させていなかったもの

○ 今回、農流研が実施した、平成19年度の物流コスト改革推進調査事業について、補助金等支出明細書と実績報告書・総勘定元帳の記載内容を調査したところ、以下の状況がみられた。

- ① 表1のとおり、補助金等支出明細書と総勘定元帳の総額の記載に相違(89万7,000円)がみられた。このうち、旅費交通費(3万8,000円)、事務諸経費(5万1,000円)、会議費(1,000円)については、補助金等支出明細書の記載額が、総勘定元帳の記載額より高い金額になっている(注)。
- ② 補助金等支出明細書では、「印刷費」(報告書作成費)を68万7,000円支出したと記載されている。一方、実績報告書をみると6万円が国庫補助金、残り62万7,000円を自己負担と記載されている。

このことについて農流研では、補助金等支出明細書の記載は誤りであったとしているが、同明細書において、62万7,000円を減額すると、その総額は1,134万7,000円となり、実績報告書の総額と不一致がみられる。

(注) 補助金等支出明細書の記載額は、事業に要した経費のうち補助金等で支出した経費を記載することから、総勘定元帳と同額又は低額となる。

表1 補助金等支出明細書と総勘定元帳の相違

(単位：千円)

経費区分	補助金等支出明細書 (a)	総勘定元帳 (b)	相違額 (b-a)
人件費	7,500	8,475	975
会議費	170	169	▲1
印刷費	687	687	0
旅費交通費	1,200	1,162	▲38
実証実験費	127	127	0
委員謝金	1,234	1,246	12
業務請負費	1,000	1,000	0
事務諸経費	56	5	▲51
合計	11,974	12,871	897

(注) 農流研の資料に基づき当省が作成した。

表2 実績報告書

(単位：千円)

区分	補助事業に要した経費 (a)+(b)	負担区分	
		国庫負担金 (a)	自己負担金 (b)
物流コスト改革推進調査事業費	12,871	11,974	897
事業推進費	5,018	4,140	878
事業実施員手当	2,915	2,900	15
検討委員会費	1,416	1,180	236
報告書作成費	687	60	627
試験調査費	7,853	7,834	19
調査試験費	6,693	6,690	3
産地・消費地連絡協議会費	1,160	1,144	16

(注) 農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

一方、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成 14 年 3 月 29 日閣議決定)における「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」では、各府省は、所管法人に対し、国からの補助金等に係る事務・事業ごとに事業内容、交付額及び支出額の内訳を記載した補助金等支出明細書の作成及び公表等を指導することとされている。

また、「総合食料対策事業関係補助金等交付要綱」(平成 16 年 4 月 1 日付け 15 消安第 7340 号)第 14 では、民間団体のうち公益法人は、この補助金に係る補助金等支出明細書を作成し、補助金等概要報告書を添付した上で、計算書類と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金を受けた年度の翌年度の 6 月 10 日までに農林水産大臣に報告するものされている。

補助金等支出明細書の作成は、補助金を受けた公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置であり、農林水産省は公益法人が作成、報告した補助金等支出明細書の内容が適正であるか確認することが必要である。しかし、農林水産省は、農流研が作成、報告した当該事業の補助金等支出明細書の記載内容について、厳格な検査を行っていない。

本件支出内容について精査し、目的外使用が確認された場合には当該金額を返還させることが必要と考える。

v) 補助金等支出明細書とその根拠となる証拠書類等の記載内容が相違しているにもかかわらず、農林水産省が是正させていなかったもの

○ 農流研は、平成 20 年度の新技术活用ビジネスモデル実証・普及事業の人件費について、補助金等支出明細書に 2,517 万 2,000 円を支出したと記載しているが、人件費の根拠資料(担当者別の当該業務に係る日数、単価)をチェックしたところ、人件費は 2,609 万 5,000 円であり、92 万 3,000 円の差異がみられた。このことについて、農流研では、根拠資料の記載の誤りがあったとしている。

しかし、農林水産省は、根拠資料の誤りに気付かないまま補助金等支出明細書のチェックを終了している。

(注) 当省の調査結果による。

○強い農業づくり交付金実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8260 号）（抜粋）

第 4 対策の実施等の手続

1 事業実施主体等は、生産局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2～5 （略）

第 8 対策の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

1 事業実施主体等は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、別に定めるところにより自ら評価を行い、その結果を第 4 に準じて都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、1 の事業実施主体等からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、事業実施主体等を指導するものとする。

3 都道府県知事は、都道府県計画のうち推進事業に係る部分について、事業実施の翌年度において、都道府県計画に定められた成果目標の達成状況について評価を行い、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

4 地方農政局長等は、2 及び 3 の都道府県知事からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じこの評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

なお、当該評価結果を生産局長等に報告するものとする。

5 生産局長等は、4 の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、本対策の関係者以外の者の意見を聴取しつつ、評価結果をとりまとめ、次年度の適正な対策の執行及び交付金の配分に反映させるものとする。

6 事業評価を行った事業実施主体等、都道府県知事、地方農政局長等及び生産局長等は、その結果を公表するものとする。

7 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

○強い農業づくり交付金実施要領（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8262 号）（抜粋）

第 11 交付対象事業の公表

本対策の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了し、強い農業づくり交付金交付要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8261 号農林水産事務次官依命通知。）第 10 に基づく地方農政局長等への実績報告書の提出により交付金の額が確定した場合、実施した交付対象事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、公表を行うものとする。

○強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8263 号）（抜粋）

第 1 事業の実施

1～5 （略）

6 事業の施行

(1) 施行方法

事業は次のアからエまでに掲げるとおり直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、1 つの事業については 1 つの施行方法により実施することを原則とする。ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1 つの事業について工種又は施設等の区分を明確にして 2 つ以上の施行方法により施行することができるものとする。（以下略）

ア （略）

イ 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、また、工事の請負方法、

指導監督及び検査等は、次により行い、適正を期するものとする。

(7) 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。（以下略）

ウ （略）

エ 代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農協又は農業者の組織する団体等が、事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農協連（以下「代行者」という。）と共同利用施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

(7) （略）

(イ) 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。（中略）

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。（中略）

a 一般競争入札に付して入札者がいない場合

b 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約による入札結果については全入札者及び入札金額を、随意契約については契約の相手方及び契約金額を、閲覧等の方法により原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

(ウ)～(ク) （略）

(2) （略）

7・8 （略）

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(5)-⑥

集出荷施設の整備事業における契約状況(請負施行)

(単位：千円)

事業実施主体名 (都道府県)	年度	契約内容	入札等の方法	応札者数	契約額	一般競争入札に付すことができない理由	指名競争入札等の参加業者の選定理由
北斗市 (北海道)	平成 20	施設新設設計	指名競争入札	6	2,678	×	公営住宅等大規模施設に係る指名業者を参考に指名(地元限定)したとしている。
		地質調査	指名競争入札	5	987	×	公営住宅等大規模施設に係る指名業者を参考に指名(地元限定)したとしている。
		機械等新設設計	指名競争入札	5	10,091	×	他の市町村での農業機械に係る指名競争入札を参考に指名することとしたとしている。
		機械等新設工事	指名競争入札	3	240,450	×	北海道内の類似施設の実績を参考に指名したとしている。
		機械新設施工管理	指名競争入札	5	3,990	×	実施設計業務で指名した業者を指名したとしている。
		施設新設	指名競争入札	5	81,165	×	公告から入札までの期間の確保が困難であったためとしている。 (北斗市競争入札参加業者指名基準により建築一式工事Aランクの北斗市内全5社を指名)
		施設新設施工管理	指名競争入札	6	1,922	×	実施設計業務で指名した業者を指名したとしている。
つがるにしきた農協 (青森県)	17	システム整備	見積合わせ	3	6,110	×	現状のサーバーコンピューターがA社独自のソフトで稼働しており、解析できるのがA社販売店技術者に限られるとして、県内に本社又は支社を置きA社製品を扱っている3社を指名したとしている。
みなみ信州農協 (長野県)	19	機械等新設	見積合わせ	3	600,000	×	専門的な施設であり、メンテナンスがすぐに対応可能な当地域に事業所がある業者を指名したとしている。
ながさき西海農協 (長崎県)	18	施設新築設計・監理	指名競争入札	5	5,400	×	設計・管理業務を行った実績を有する業者を指名したとしている。
合 計					952,793		—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「一般競争入札に付すことができない理由」欄に「×」印を付したものは、その理由が明確にされていないものを表す。

3 当該10契約の平均応札者数は4.6者である。

表 2-(5)-⑦

集出荷施設の整備事業における契約状況（代行施行）

（単位：千円）

事業実施主体 （都道府県）	年度	契約内容	契約の方法	建設費	製造請負	
					管理料等	工事費
紀州中央農協 （和歌山県）	平成 20	機械等設置工事	随意契約	590,940	17,115	573,825
		冷却機等設置工事		80,955	2,310	78,645
あいち中央 農協 （愛知県）	18	機械等設置工事	随意契約	113,850	3,850	110,000
ながさき西海 農協	18	機械等設置工事	随意契約	825,300	11,550	712,950
		冷却機等設置工事				100,800
		施設新築工事				509,250
合 計		6 契約		2,127,645	42,175	2,085,470

（注） 当省の調査結果による。

表 2-(5)-⑧

集出荷施設の整備事業における概要の公表状況

(平成 22 年 10 月 31 日現在)

都道府県	事業実施主体	実施年度	事業の概要の公表状況
北海道	北斗市	平成 20	公表
青森県	つがるにしきた農協	17	未公表
長野県	佐久浅間農協	17	公表
	みなみ信州農協	19	未公表
	ながの農協	19	未公表
	上伊那農協	19	未公表
	ながの農協	20	未公表
愛知県	あいち中央農協	18	公表
和歌山県	紀州中央農協	20	公表
愛媛県	西宇和農協	17	公表
長崎県	ながさき西海農協	18	公表

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(5)-⑨

集出荷施設の整備事業における評価結果の公表状況

(平成 22 年 10 月 31 日現在)

事業実施主体	実施年度	目標年度	評価年度	都道府県	
					評価結果の公表状況
つがるにしきた農協	平成 17	平成 19	平成 20	青森県	未公表
佐久浅間農協				長野県	未公表
西宇和農協				愛媛県	公表
あいち中央農協	18	20	21	愛知県	公表
ながさき西海農協				長崎県	公表

(注) 1 当省の調査結果による。

2 評価年度が平成 21 年度の評価結果の公表時期は、愛知県（あいち中央農協分）は 22 年 7 月、長崎県（ながさき西海農協分）は 22 年 8 月である。

勸告	説明図表番号
<p>(6) 水産物の新たな流通経路の構築に係る事業</p> <p>【制度の概要】</p> <p>国産水産物の流通については、「水産基本計画」において、「前浜ごとの様々な水産物の販路を求める産地と鮮度が良く安全な水産物を求める消費者とをつなぐ、産地直送を含む多様な流通経路の構築を図る」とされ、また、「消費者ニーズに即した新製品の開発、総菜等の近年需要が伸びている分野への販路の開拓、中食産業・外食産業等の他産業との連携を促進し、水産加工品の新たな需要の創出を図る」とされている。</p> <p>これらを踏まえ、農林水産省は、国産水産物に係る流通部門の構造改善を推進するため、「国産水産物安定供給推進事業」、「水産物流通構造改革事業」等の取組を実施している。</p> <p>ア 国産水産物安定供給推進事業</p> <p>国産水産物安定供給推進事業は、水産業協同組合等が最終実需者とあらかじめ締結した直接取引に関する契約に基づき漁業者から買い取った水産物及びその加工品を当該実需者に売却する事業（直接取引推進事業）に対して、財団法人魚価安定基金（以下「基金」という。）を通じて、助成を行うものである。具体的には、基金が国の補助金等を受けて、国産水産物安定供給推進事業資金を造成し、直接取引推進事業を行う水産業協同組合等（事業実施主体）に対し、国産水産物の買取り代金に係る金利、保管経費、簡易な加工経費を助成している。</p> <p>なお、本事業は、平成 21 年度を最後に廃止されている。</p> <p>イ 水産物流通構造改革事業等</p> <p>農林水産省は、国産水産物の流通の構造改善に資するため、平成 17 年度から 21 年度までに、①国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業（17 年度及び 18 年度）、②水産物流通構造改革事業（19 年度及び 20 年度）、③水産物産地販売力強化事業（21 年度以降）を実施している（注）。</p> <p>（注） 国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業は平成 18 年度を最後に、水産物流通構造改革事業は 20 年度を最後に、それぞれ廃止されている。</p> <p>これらの事業は、いずれも、農林水産省が、事業を実施する事業者を選定し、当該事業者に対して国庫から補助金を交付することにより、事業の目的を達しようとするものである。</p> <p>【調査結果】</p> <p>ア 国産水産物安定供給推進事業</p> <p>① 今回、平成 19 年度から 21 年度までの基金の助成実績を調査したところ、次の表のとおり、各年度とも資金造成のため基金は国から補助金の交付を受けているが、助成実績が少ないため、毎年度収入の大部分を繰り越しており、22 年度の収入総額は約 24 億 6,900 万円となっている。</p> <p>一方、基金が平成 21 年度に承認し、22 年度以降に助成金を交付する事業は 19 件で、その支出総額は約 10 億 4,100 万円であることから、約 14 億 2,800 万円が残余資金となる。使用見込みのない資金については、速やかに国に返納す</p>	<p>表 2-(6)-①</p> <p>表 2-(6)-②</p>

ることが重要である。

なお、助成対象事業の実施期間は、事業開始後1年内とし、連続する2つの会計年度内とされていることから、例えば、平成22年3月に承認された事業については、その事業終了時期は23年3月までの期間である。

表 直接取引推進事業の支出状況

(単位：千円)

区 分	補 助 金	収 入 総 額(a)	支 出 額(b)	繰越額(a)-(b)
平成19年度	1,400,000	1,899,148	126,341	1,772,807
20年度	1,200,000	2,981,694	280,877	2,700,816
21年度	300,000	3,003,878	535,272	2,468,606
22年度	0	2,468,606	1,040,652	1,427,954

- (注) 1 基金の資料に基づき、当省が作成した。
2 平成20年度「繰越額」は、四捨五入の関係で一致しない。
3 平成21年度の支出額は、未払い分も含む。
4 平成22年度の収入総額は、当該年度に発生する運用益は含まない。

② 直接取引推進事業を行う水産業協同組合等は、「魚価安定基金造成事業実施要領」(昭和51年12月2日付け51水漁第6339号農林水産事務次官依命通知。以下この項目において「事業実施要領」という。)により、事業開始前に水産庁長官の承認を受けた事業実施計画に基づき、対象水産物の取引に関する契約(以下この項目において「取引契約」という。)を締結するとされている。

表2-(6)-③

今回、平成20年度に直接取引推進事業を実施した5事業実施主体における65取引契約を調査したところ、事業終了後の日付で取引契約を締結しているものが3契約みられた。

表2-(6)-④

この原因としては、農林水産省及び基金が、厳正な審査を行っていないことが挙げられる。当該3契約に係る事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の規定上も問題があると考えられることから、農林水産省は、早急に事実確認を行った上で必要な措置を講ずる必要がある。

表2-(6)-⑤

また、当該65取引契約のうち15取引契約において、事業実施計画の承認を受ける前に取引契約を締結している状況がみられた。承認前の取引契約について、農林水産省は、「水産物流通の商慣行では、必ずしも取引商品の変更・追加等の度に契約書が交わされるものではないこと等を踏まえ、事業の趣旨に即して新たに直接取引が開始されるものについては、必ずしも承認を受けた事業実施計画に基づき交わした契約書の添付を要せず、当該最終実需者との間で既存の取引関係があることを証する従前の契約書等でも可とする運用とした。」としている。

しかし、承認前の取引契約に係る運用については、事業実施要領等に明記されていない。このため、農林水産省は、事業の透明性等を確保する観点から、事業実施要領等に当該運用を明文化する必要があると考えられる。また、今後、類似の事業を実施する場合は、このような状況が発生しないよう、実施要領等を明確にし、適切な運用が確保されることが重要である。

イ 水産物流通構造改革事業等

今回、平成17年度から20年度までに国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業及び水産物流通構造改革事業により補助金を交付された事業実施主体(2事業

表2-(6)-⑥

実施主体)におけるこれらの補助金の交付及び支出の実態等について調査した結果、次のとおり、不適切なものがみられた。

- ① 補助目的以外の用途に使用していたもの(1事業実施主体3件)
- ② 職員の月給等は申請できない経費とされているにもかかわらず、これを交付していたもの(1事業実施主体2件)
- ③ 複数の者から見積合わせを行うなど競争原理を働かせることにより経費削減の余地があると考えられるもの(1事業実施主体2件)
- ④ 補助金等支出明細書の記載が誤っているにもかかわらず、農林水産省が是正させていなかったもの(1事業実施主体2件)

このような問題がみられた原因としては、農林水産省が、事業実施主体から提出された実績報告書及び補助金等支出明細書を的確に審査していないことが挙げられる。

【所見】

したがって、農林水産省は、水産物の新たな流通経路の構築に係る事業の適正な執行を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 直接取引推進事業について、
 - i) 使用見込みのない資金については、速やかに国に返納させること。
 - ii) 事業実施要領上、助成対象に該当しない契約に対して行われた助成については、早急に厳格かつ適正な対応措置を講ずること。また、今後類似の事業を実施する場合は、事業の透明性を確保する観点から、実施要領等の明確化を図り、適切な運用を行うこと。
- ② 国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業及び水産物流通構造改革事業について、申請できない経費を交付しているもの及び補助目的以外の用途に使用しているものについては、早急に厳格かつ適正な対応措置を講ずること。

表2-(6)-①

水産物流通構造改革事業等における事業内容

年度	事業の名称		事業内容
平成 17・18	国産水産物 新需要創出 ビジネスモ デル事業	1 ビジネスモデル化実証事業	(1) 新需要創出企画事業 (2) 実証試験事業 (3) ビジネスモデルプログラム化事業
		2 ビジネスモデル化支援事業	(1) 消費動向分析・商品企画評価事業 (2) 水産物品質特性調査事業 (3) 地域ブランド保護方策調査事業 (4) 先端的流通事例調査事業 (5) ビジネスモデル実用化検討事業
19・20	水産物流通 構造改革事 業	1 実証事業	(1) ビジネスモデル型 ① 新需要創出企画事業 ② 実証試験事業 (2) 産地市場改革型 ① 流通構造改革構想策定等事業 ② 実証試験事業
		2 支援事業	(1) 実証試験調査分析・評価等事業 (2) 国産水産物生産消費性調査事業
21	水産物産地 販売力強化 事業	1 推進事業	(1) 産地販売力育成事業 ① 産地販売力戦略策定・実践事業 ② 産地販売マインド養成事業 ③ 高付加価値促進事業 ④ 新マーケット創出事業 ⑤ 情報受発信推進事業 (2) 流通加工業・産地連携促進事業 (3) 産地市場改革事業 ① 産地市場改革構想策定等事業 ② 産地市場改革実証事業 (4) 国産水産物流通促進特別対策事業
		2 支援事業	(1) 推進事業調査分析・評価等事業 (2) 国産水産物価格形成実態把握事業

(注) 農林水産省の提出資料に基づき当省が作成した。

表2-(6)-②

直接取引推進事業における平成21年度承認事業(22年度支払分)

(単位:円)

	事業実施主体	助成対象内容	事業期間	既交付決定額	平成21年度支払実績 ①	平成22年度支払実績 ②	額の確定額 ①+②
1	A漁業協同組合	買取金利、保管料、入出庫料、 加工に要する経費、事務費	平成21年4月 ～22年3月	50,247,000	22,043,000	28,204,000	50,247,000
2	B漁業協同組合連合会	保管料、加工に要する経費	21年5月 ～22年3月	65,400,000		40,872,762	40,872,762
3	C漁業協同組合	保管料、入出庫料、 加工に要する経費、事務費	21年5月 ～22年4月	906,100		0	0
4	D漁業協同組合	保管料、加工に要する経費、 事務費	21年5月 ～22年4月	63,205,000		18,715,669	18,715,669
5	E漁業協同組合連合会	保管料、入出庫料、 加工に要する経費、事務費	21年6月 ～22年4月	6,055,500		1,643,767	1,643,767
6	F漁業協同組合	保管料、加工に要する経費、 事務費	21年6月 ～22年4月	1,685,500		0	0
7	G漁業協同組合	加工に要する経費、事務費	21年6月 ～22年5月	9,127,750		0	0
8	H漁業協同組合連合会	保管料、入出庫料、 加工に要する経費	21年7月 ～22年6月	390,301,000		287,888,456	287,888,456
9	I漁業協同組合連合会	買取金利、保管料、入出庫料、 加工に要する経費、事務費	21年8月 ～22年7月	21,069,000		1,960,394	1,960,394
10	J漁業協同組合	保管料、入出庫料、 加工に要する経費	21年8月 ～22年7月	90,900,000	75,000,000	1,985,563	76,985,563
11	K漁業協同組合	保管料、入出庫料、 加工に要する経費、事務費	21年11月 ～22年10月	3,652,250		239,638	239,638
12	H漁業協同組合連合会	保管料、入出庫料、 加工に要する経費	21年10月 ～22年9月	232,517,500		205,898,170	205,898,170
13	L漁業協同組合	保管料、入出庫料、 加工に要する経費、事務費	21年12月 ～22年11月	6,950,000		3,602,440	3,602,440
14	M漁業協同組合	保管料、入出庫料、 加工に要する経費、事務費	22年2月 ～23年1月	37,050,000		22,380,385	22,380,385
15	H漁業協同組合連合会	保管料、入出庫料、 加工に要する経費	22年4月 ～23年2月	247,083,750		201,943,365	201,943,365
16	H漁業協同組合連合会	保管料、入出庫料、 加工に要する経費	22年4月 ～23年2月	32,250,000		14,346,100	14,346,100
17	H漁業協同組合連合会	保管料、入出庫料、 加工に要する経費	22年4月 ～23年2月	216,038,523		202,744,228	202,744,228
18	N漁業協同組合連合会	保管料、入出庫料、 加工に要する経費、事務費	22年4月 ～23年2月	4,049,780		4,035,856	4,035,856
19	O漁業協同組合	保管料、入出庫料、 加工に要する経費、事務費	22年4月 ～23年2月	4,618,100		4,190,725	4,190,725
合 計				1,483,106,753	97,043,000	1,040,651,518	1,137,694,518

(注)1 当省の調査結果による。

2 平成23年6月末日現在の調査結果である。

3 平成22年度支払実績は、平成23年度の支払額を含む。

○魚価安定基金造成事業実施要領（昭和 51 年 12 月 2 日付け 51 水漁第 6339 号）（抜粋）

第 5 直接取引推進事業の実施

1. (略)

2. 事業内容

(1) 事業実施期間等

ア 事業の実施期間は事業開始後一年以内とし、連続する二つの会計年度内とする。

イ 事業実施期間中に買取期間を設けて対象水産物（事業実施者が最終実需者（最終実需者から対象水産物の調達に関する業務を委託された者を含む。以下同じ）に売り渡す水産物をいう。以下第 5 において同じ。）を買い取るものとする。

ウ 事業実施期間中に売渡期間を設けて対象水産物を最終実需者に売り渡すものとする。

エ 買取期間と売渡期間は重複しても差し支えないものとする。

オ 必要に応じて、事業実施期間中の買取開始から売渡完了までの期間内に保管期間を設けて対象水産物を保管するものとする。

(2) 取引契約の締結等

ア 組合は、事業開始前に、最終実需者との間で 3 の（1）の規定により水産庁長官の承認を受けた事業実施計画に基づく対象水産物の取引に関する契約（以下「取引契約」という。）を締結するものとする。

イ・ウ (略)

(3)~(6) (略)

3. 事業の実施

(1) 事業実施計画等の作成

組合は、水産庁長官が別に定める様式により事業実施計画を作成の上、基金を經由して水産庁長官に提出し、その承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(2) 事業実施者以外の関係者の名簿の提出

組合は、事業開始に当たり、取引契約の契約相手となる最終実需者、最終実需者への売り渡しを代行する売渡代行者、産地における買取りを行う買受人、保管を寄託する保管業者、簡易な加工を委託する者等の関係者の名簿を速やかに作成の上、基金に提出するものとする。基金はこれを取りまとめの上、水産庁長官が別に定める様式により速やかに水産庁長官に提出するものとする。名簿の変更についてもこれに準ずるものとする。

(3) 事業実施状況の報告

ア 組合は、取引契約書並びに必要なに応じて買取契約書及び売渡委託契約書について締結後速やかにその写しを基金に提出するものとする。契約内容を変更する場合も同様とする。

イ 組合は、基金が別に定めるところにより対象水産物の買取り、保管及び販売等の毎月の実績を取りまとめ、基金に提出するものとし、基金はこれを取りまとめの上、翌月の 20 日までに水産庁長官に報告するものとする。

ウ 組合は、この事業の実績及び損益計算書を取りまとめ、事業終了後 60 日以内に基金に提出するものとし、基金はこれを取りまとめの上、水産庁長官が別に定める様式により報告するものとする。

○ (財)魚価安定基金安定供給事業関係方法書(平成21年3月)(抜粋)

第3章 直接取引推進事業の実施に要する経費についての助成

(助成金の概算払い)

第27条 基金は、前条の規定により助成金の交付の決定の通知をした事業主体に対し、助成金の概算払いをすることができるものとする。

- 2 事業主体が事業実施計画を変更し、既に交付を受けた概算払いの金額が変更後の事業実施計画に基づき交付すべき助成金の額を上回ることとなった場合には、基金は、当該事業主体から、その差額を直ちに返還させるものとする。
- 3 前項の場合において、事業主体に故意又は重大な過失があると認めるときは、基金は、概算払いを受けた日から返還の日までの日数に応じ年率10.95パーセントの割合で計算した加算金を納入させるものとする。

(状況報告等)

第29条 基金は、事業主体から、助成金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において、直接取引推進事業の遂行の状況に関し、報告を提出させるものとする。ただし、第27条の規定に基づく概算払請求書又は要領第5の3の(3)のイに基づく実施状況の報告をもってこれに代えることができる。

- 2 基金は、前項の規定により提出された報告により、その者の直接取引推進事業の実施状況が助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該事業主体に対し、これらに従って事業を実施すべきことを指示するものとする。

(注) 下線は、当省が付した。

表2-(6)-④

直接取引推進事業における取引契約状況(平成20年度)

実施主体名	魚種	承認日	事業実施期間	契約内容	契約締結日	備考
H 漁業協同組合連合会	ほたて①	平成 20年11月26日	平成 20年12月～ 21年4月	委託加工	平成20年 11月28日	
				売買取引	20年11月28日 20年12月22日 20年12月22日	
	ほたて②	21年3月25日 変更(21年7月 3日)	21年3月～ 22年2月	委託加工	21年5月29日	
					21年5月29日	
					21年5月29日	
					21年7月1日	
					21年7月1日	
					21年7月1日	
					21年7月1日	
					21年7月1日	
					21年8月1日	
					21年8月1日	
	売買取引	21年3月31日				
		21年5月29日				
	秋鮭	20年9月25日	20年9月～ 21年8月	委託加工	20年8月20日	承認前締結
					20年9月1日	
					21年2月1日	
				寄託保管	20年10月1日	
					20年10月1日	
					20年10月1日	
					21年4月1日	
				売買取引	21年4月1日	
					20年9月25日	
20年9月25日						
21年2月1日						
21年2月1日						
21年2月1日						
鮮魚貝・ 海藻類	20年9月25日	20年9月～ 21年8月	売買取引	20年12月1日	承認前締結	
				20年10月1日		
				20年10月1日		
				20年10月1日		
				20年10月1日		
				20年10月1日		
				20年10月1日		
				20年10月1日		
				11年3月1日		
				12年6月1日		
				12年7月1日		
				15年8月1日		
				16年2月28日		
				16年7月1日		
20年1月1日						
覚書 (売買取引)	20年4月1日					
	20年8月18日					
業務委託	20年10月1日					
さんま	20年9月25日	20年9月～ 21年8月	寄託保管	20年9月25日		
				20年10月15日		
				20年10月1日		
売買取引	20年10月15日					
	20年10月15日					
L 漁業協同組合	ハタハタ	20年11月21日	20年12月～ 21年11月	売買取引	20年12月1日	
					20年12月1日	
				売買取引	20年12月1日	
					20年12月1日	
P 漁業協同組合	イボダイ	20年11月17日	20年11月～ 21年10月	売買取引	20年1月5日	承認前締結
	マアジ	20年11月17日	21年3月～ 22年2月	売買取引	22年3月2日 22年3月2日 22年3月2日	事業終了後 締結
Q 漁業協同組合連合会	カナトフグ	20年9月25日	20年9月～ 21年8月	売買取引	20年9月1日	承認前締結
				商品取引	20年9月1日 20年9月1日	
R 漁業協同組合連合会	ソデイカ	21年3月26日	21年3月～ 22年2月	売買取引	21年4月1日	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 網掛け部分は事業承認前に取引契約を締結したものである。

表 2-(6)-⑤ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（抜粋）

（補助事業等及び間接補助事業等の遂行）

第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基づく各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 （略）

（実績報告）

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（補助金等の額の確定等）

第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

（是正のための措置）

第十六条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第十四条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

（決定の取消）

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

（補助金等の返還）

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 各省各庁の長は、第一項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第二項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(立入検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(6)-⑥ 国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業及び水産物流通構造改革事業(支援事業)費の支出等が不適切な事例

i) 補助目的以外の用途に使用していたもの

○ 財団法人魚価安定基金(以下「基金」という。)は、国庫補助を受け、平成 18 年度に「国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業」(補助額 2,105 万 5,000 円)、19 年度及び 20 年度に「水産物流通構造改革事業」(19 年度補助額 2,298 万円、20 年度補助額 2,407 万 1,000 円)を実施している。

上記事業では、漁村における加工、販売事業に取り組む漁村女性グループ間の情報交換による技術水準のアップや販売手法の拡大等にかかわる連携等を図り、漁家経営の基盤強化につながる女性加工グループのビジネスモデルの構築を支援するため「全国漁村女性加工サミット」を開催している。

今回、平成 18 年度から 20 年度における同サミットの支払内容を調査したところ、18 年度は飲食代として「buffet・飲み放題」(16 万 5,000 円(税抜)。個人負担総額 11 万 2,000 円を含む。)、19 年度及び 20 年度は事前打合せ費及び懇親会費としてオードブル、菓子、アルコール類(19 年度 17 万 2,272 円(税込)。個人負担総額 3 万 5,000 円を含む。)、20 年度 15 万 8,130 円(税込)。個人負担総額 3 万 9,000 円を含む。)の支出がみられた。

しかし、事前打合せの際の菓子・アルコール類及び懇親会の際のアルコール類の支出については、国庫支出として不適切であるため、農林水産省は、返還を命ずる必要があると考えられる。

なお、農林水産省では、アルコールの支出は補助対象外経費としている。

ii) 職員の月給等は申請できない経費とされているにもかかわらず、これを交付していたもの

○ 社団法人漁業情報サービスセンターでは、国庫補助を受け、平成 19 年度及び 20 年度に「水産物流通構造改革事業」(19 年度補助額 3,421 万円、20 年度 3,421 万円)を実施している。

今回、同事業に係る人件費の支出内容をみたところ、公募要領では「月極の給与、退職金、ボーナスその他各種手当」は事業支援者等に支払えない経費とされているにもかかわらず、特定の職員の給与(平成 19 年度：1,132 万 59 円、20 年度：435 万 9,395 円)が支払われている。

補助事業に係る人件費は、当該補助事業に従事した労働時間に応じて払う経費であり、公募要領で対象外経費とされている月極の給与の支出については、農林水産省は、返還を命ずる必要があると考えられる。

iii) 複数の者から見積合わせを行うなど競争原理を働かせることにより経費削減の余地があると考えられるもの

○ 基金は、平成 18 年度及び 19 年度の年度末に物品（ノートパソコン等）を補助金により購入している。平成 18 年度及び 19 年度に購入した物品のうち、取得価格が 20 万円以上のもの（注 1）についてみたところ、両年度ともノートパソコンを 1 台ずつ購入している（2 台 55 万 3,255 円）。

一方、基金の会計規程では、「備品の取得は、物品取得伺書に見積書を添付」とされているが、購入の際に見積合わせを行わず、金額が比較的高いパソコン（2 種）の金額をインターネットで比較したのみで、「備品」に該当するノートパソコンの見積書を取っていない。このことについて基金では、実際の購入先での購入を前提とした価格比較であったが、アフターフォロー（注 2）を重視しているためとしている。

これらの契約については、複数の者から見積合わせを行うなど競争原理を働かせることにより経費削減の余地があると考えられる。

（注 1） 基金の会計規程では、「使用可能期間 1 年以上、かつ、取得価格が 20 万円以上のもの」を備品としている。

（注 2） 当購入先の店舗は近隣にあり、メンテナンス等を依頼しやすく、また、普段からよく利用するため、たまったポイントで事務用品を購入しているとしている。

iv) 補助金等支出明細書の記載が誤っているにもかかわらず、農林水産省が是正させていなかったもの

○ 上記 iii) のとおり、基金は、平成 18 年度及び 19 年度の年度末に備品であるノートパソコンを購入している（2 台 55 万 3,255 円）。

しかし、平成 18 年度及び 19 年度の補助金等支出明細書をみると、経費の内訳に「備品費」を計上しておらず、全て「消耗品」として計上している。

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）では「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置（別添）」として、各府省は公益法人に対して、補助金等支出明細書の作成、報告及び公表をするよう指導するものとされている（表 2-(2)-⑩参照）。

補助金等支出明細書の作成及び公表は、補助金を受けた公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置であり、農林水産省が適切にチェックを行い、補助金等支出明細書の適正な内容の作成及び公表について基金を指導することが重要である。

（注） 当省の調査結果による。